

大学番号 19

**平成 27 事業年度に係る業務の実績及び
第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書**

平成 28 年 6 月

国立大学法人
群馬大学

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人群馬大学
- ② 所在地 群馬県前橋市 (本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス)
群馬県桐生市 (桐生キャンパス)
群馬県太田市 (太田キャンパス)

- ③ 役員の状況
- 学長名 高田 邦昭 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 1 日)
平塚 浩士 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)
- 理事数 4 名
監事数 2 名 (内 1 名は非常勤)

- ④ 学部等の構成
- 学 部 教育学部
社会情報学部
医学部
理工学部
- 研 究 科 教育学研究科 (修士課程・専門職学位課程)
社会情報学研究科 (修士課程)
医学系研究科 (修士課程・博士課程)
保健学研究科 (博士前期課程・博士後期課程)
理工学府 (博士前期課程・博士後期課程)
- 附置研究所 生体調節研究所 ※

※ は共同利用・共同研究拠点に認定された施設を示す。

- ⑤ 学生数及び教職員数
- 学生数 6, 476 名 (174 名) ※
[内訳]
学 部 5, 134 名 (63 名) ※
研究科 1, 342 名 (111 名) ※

※ () は留学生数で内数。

教員数 938 名
職員数 1, 404 名

(2) 大学の基本的な目標等

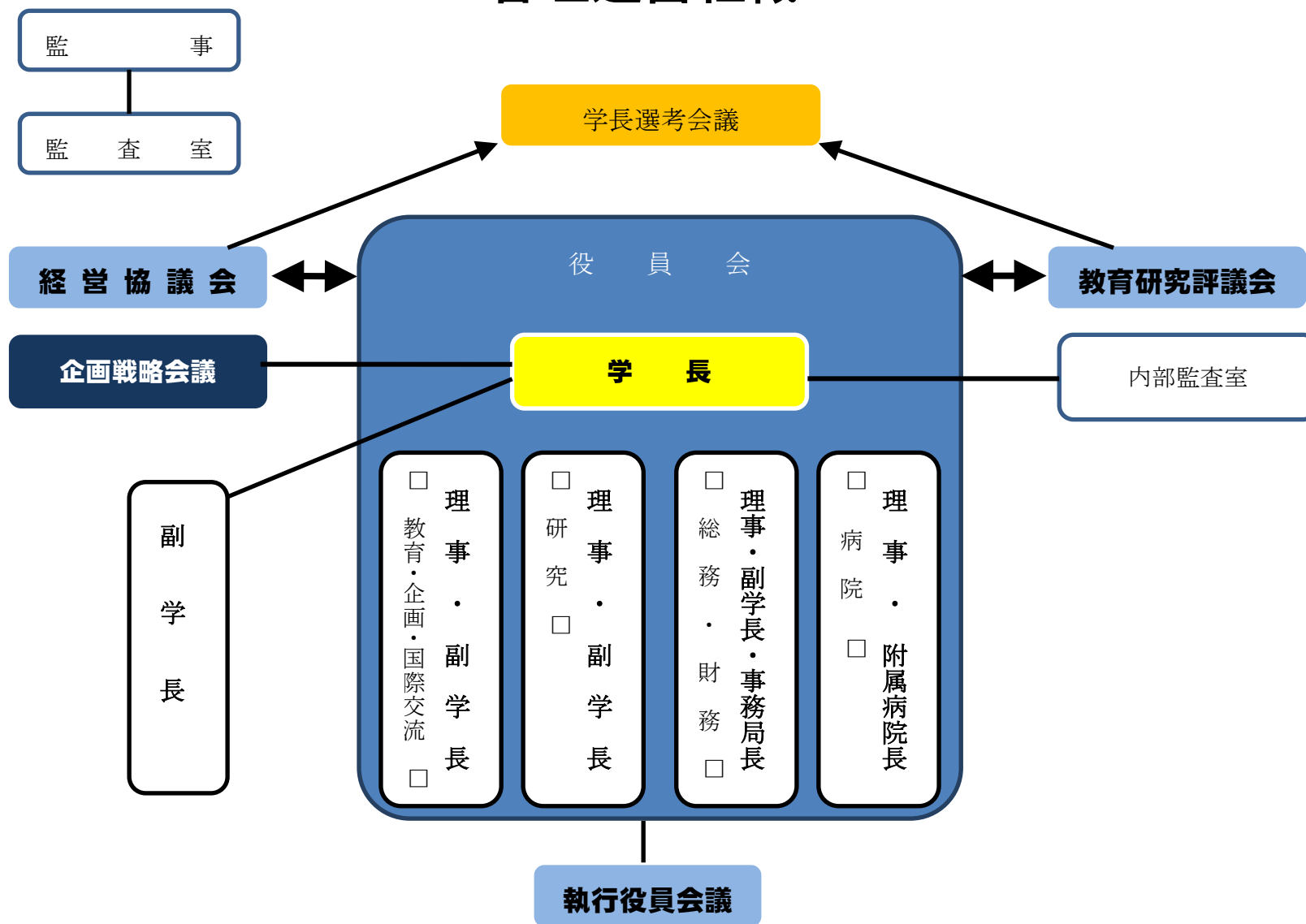
本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

- ① 教育においては、1) 教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。2) 学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。
- ② 研究においては、1) 各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。2) 基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。
- ③ 社会貢献においては、1) 地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。2) 知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。3) 地域医療を担う中核として、医療福祉を向上させる。4) 地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- ④ 大学運営においては、1) 学長のリーダーシップの下で経営戦略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。2) 学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

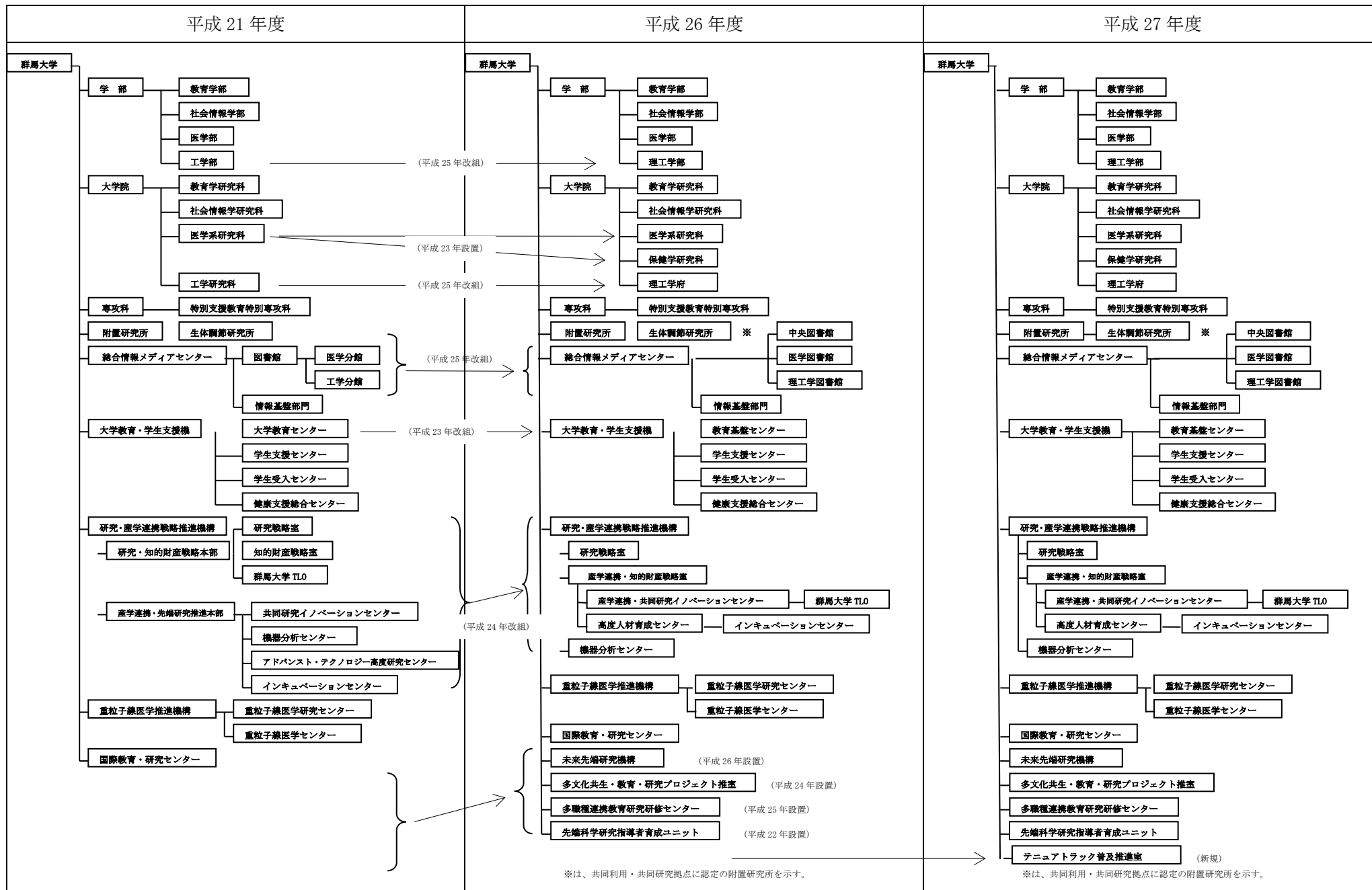
(3) 大学の機構図

2 頁～4 頁に記載。

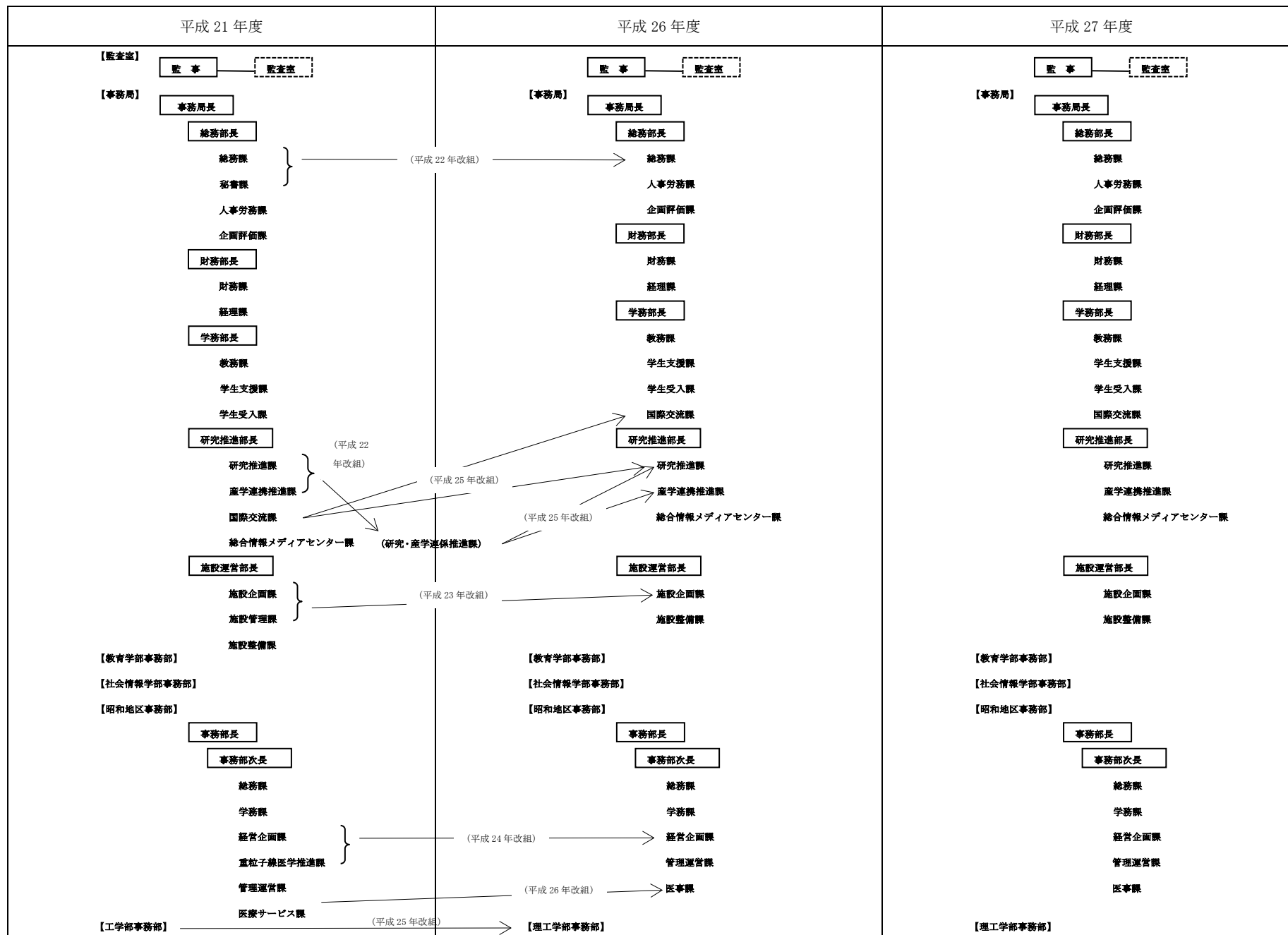
管理運営組織



教育・研究組織図



事務組織図



I. 教育研究等の質の向上の状況

【平成 22～26 事業年度】

1. 教育

(1) 教養教育の充実 (平成 22 年度～)

教養教育から専門教育、さらには卒業教育まで一貫して教育を展開させるため、平成 22 年度に各学部・学科のディプロマポリシーを踏まえたカリキュラムマップを作成した。

また、全学的な教養教育等に関する企画立案をするため、平成 23 年度には大学教育センターを教育基盤センターに改組した上で、教育企画室を新たに設置した。

平成 25 年度には、教養教育の科目構成を「学士力」育成の基盤となる「教養基盤科目」、幅広く深い教養、総合的な判断力、豊かな人間性の涵養に繋がる「教養育成科目」に整理・区分し、さらに教員との対話や学生同士の議論を重視した少人数によるグループ討論形式の授業（「学びのリテラシー」）を開講し、問題解決のための調査・分析・結果のまとめ報告書の作成、プレゼンテーション等の技能の向上を図った。

(2) 英語教育の改善・充実 (平成 23 年度～)

英語コミュニケーション能力を向上させるため、平成 23 年度から工学部（現理工学部）においては、基礎的「英語」科目を 1 年次に集約し、2 年次以降の専門英語科目へのスムーズな移行を図る取組を始めた。

また、工学部（現理工学部）及び社会情報学部の 1 年生に対して、プレイスメントテストの結果による習熟度別クラス編成を実施し、現在では、全学部の 1 年生を対象に習熟度別クラス編成を実施している。

さらに、リーディングと語彙力の増進の一環として、「多読プログラム」を取り入れ、独自に作成しているテスト問題を解かせ、その結果を成績評価に反映させた。

(3) ポストドクター・インターンシップ推進事業 (平成 23 年度～)

文部科学省「科学技術人材育成費補助事業（ポストドクター・インターンシップ推進事業）」として実施している「ポストドクター支援体制の強化による実践的な人材育成」では、事前スクーリング、長期インターンシップ、企業との交流会、研究室主宰者（PI）の意識啓発などを行い、ポストドクター（PD）のうち企業内での様々な業務（経営、研究、開発、知財管理、国際的共同事業など）に適応した人材の育成と PD のキャリアパスを開拓している。

これらの事業を推進するため、平成 24 年度には、企業で活躍できる高度人材を育成する組織として、研究・産学連携戦略推進機構（現研究・産学連携推進機構）に「高度人材育成センター」を設置した。

平成 26 年度までに、目標を大きく上回る 102 社（目標 80 社）からインターンシップ受入の賛同を得て事業を展開している。

また、博士後期課程のカリキュラムを改編し、事前スクーリングの内容を一部単位化して取り入れるとともに、長期インターンシップへの参加を促進した。

(4) アクティブラーニングに関する取組 (平成 25 年度～)

教員と学生が意思疎通を図りつつ、学生が主体的に問題を発見し解決していく能動的な学修を行うため、平成 25 年度の理工学図書館に引き続き、平成 26 年度には中央図書館及び医学図書館にラーニングコモンズを整備し、授業関連書籍の配架等を行った結果、利用者数が格段と増加した。

なお、ラーニングコモンズでは大学院生による学習相談の実施などの学習支援を行うなど、施設を有効活用している。

(5) グローバルリーダーの養成

【詳細は、16 頁「Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組状況」（グローバルリーダーの養成）に記載】

(6) 医理工連携によるグローバルフロンティアリーダー育成コース

(平成 25 年度～)

国際社会において活躍できるトップリーダーを育成するため、平成 21 年度から平成 24 年度まで文部科学省の支援を受け実施していた「高大産連携による工学系フロンティアリーダー（FLC）育成プログラム」を平成 25 年度から本学独自のプログラムとして医学部生と理工学部生を対象とした「医理工グローバルフロンティアリーダー（GFL）育成コース」として開設した。当該コースでは、外国人研究者と交流の機会を作る等国際コミュニケーション能力を育成するとともに、早期大学院進学に向けて、学部段階から先端研究に接する環境を整備した。

なお、当該コース受講者（前身の FLC 受講者含む）の、64 名が大学院（うち 16 名が早期進学）へ進学した。

2. 研究

(1) 重粒子線臨床研究の推進 (平成 22 年度～)

群馬県との共同事業である重粒子線照射施設は、平成 21 年度に完成し、平成 22 年 3 月にがん患者の治療を開始した。平成 22 年 6 月には先進医療として認可され治療を継続し、治療患者数は平成 27 年 3 月までに 1,613 名（平成 26 年度：496 名、平成 25 年度：496 名）であった。重粒子線によるがん治療の有効性のエビデンスを確立するための臨床研究を継続している。

【詳細は 16 頁「Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組状況（重粒子線治療研究の推進）」に記載】

(2) 未来先端研究機構の取組

【詳細は 17 頁「Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組状況（未来先端研究機構の取組）」に記載】

(3) ケイ素・炭素を中心とした分野融合型学際研究（エレメントイノベーション）（平成 23 年度～）

本プロジェクトは、理工学府が長年高い実績を残してきた炭素化学、及びケイ素化学を基盤とし、様々な学問領域の研究者が結集してこれらの元素特性の活用的高度化・複合化を通じて新たな学術分野の開拓とイノベーションの創出を目指し、平成 23 年度から実施している。

平成 24 年度には、国際シンポジウムを開催し、8カ国 10 名の招待講演者を招聘し、研究討論を実施したをはじめ、「エレメント・イノベーション推進室」を統括組織として運営し、そのイニシアチブのもとで計画研究並びに公募型研究を設定するとともに、大学院における教育活動を実施した。

なお、これまでに、国内特許 9 件・国際特許 5 件取得した。

また、学外委員による外部評価も行い、すべての委員から「目標を十分達成する成果をあげている」との評価を得ることができた。

事業の成果を、「炭素とケイ素の元素科学」ととりまとめ、電子書籍として出版した。

(4) アドバンストカーボン構造・機能相関解析研究拠点（平成 22 年度）

工学研究科（現理工学府）において、「アドバンストカーボン構造・機能相関解析研究拠点」が平成 22 年度に文部科学省「低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業」の支援を受け、サテライト拠点（本学ほか 14 機関）とハブ拠点（物質・材料研究機構ほか 2 機関）と連携して、ナノ材料を用いた低炭素社会の構築を目指す研究を推進している。

この取組の推進により、本学工学研究科（現理工学府）の教員が平成 24 年度には、文部科学大臣表彰（科学技術分野 研究部門）を受けた。

(5) 防災教育の充実（平成 22 年度）

東日本大震災による津波被害は多くの死者・行方不明者を出す大惨事をもたらした。

そのような中で岩手県釜石市の沿岸部にある小中学校においては、地震発生時に学校管理下にあった児童・生徒全員が津波から避難し、一人の犠牲者も出すことはなかった。

これは、釜石市防災危機管理アドバイザーを務める本学工学研究科（現理工学府）の教員（現群馬大学大学院理工学府広域首都圏防災研究センター長）の長年にわたる防災教育の成果であり、今後の日本の防災、防災教育の在り方を示すなど、防災対策の推進に多大なる貢献をしたとして、平成 24 年には、「防災功労者内閣総理大臣表彰」を受けた。

(6) 国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実**－医理工生命医科学融合医療イノベーション－**（平成 26 年度～）

医理工連携による画期的な医療技術等の開発の推進に向けた体制整備及び生命医科学と理工学が融合した国際的研究・教育拠点を構築し、従来の枠を超える画期的な医療技術、医薬機器及び医薬品の開発を推進するため、「群馬大学国際メディカルイノベーションラボラトリー」を設置しており、理工系教員及び医学系教員合同チーム研究体制による研究を平成 26 年度においては、35 件実施するほか、国際シンポジウムの開催（招待講演者 3 名（イタリア、ドイツ、シンガポールから各 1 名。参加者 230 名）を行った。

(7) ライフイベントと研究の両立のための支援（平成 26 年度～）

研究者がその能力を最大限発揮し、出産・子育て・介護などのライフイベントと研究を両立できるように研究活動支援者（平成 26 年度：延べ 70 名）を配置し、研究活動支援を行った。

(8) テニュアトラックプログラム（平成 22 年度）

平成 22 年度の文部科学省科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」で本学の「若手先端科学研究者の研究環境改革」が採択され、「先端科学研究指導者育成ユニット（先端医学・生命科学研究分野及び先端工学研究分野）」におけるテニュアトラック制を開始した。

また、平成 24 年度より文部科学省の科学技術人材育成費補助金の支援を受けながら、独自の制度設計のテニュアトラック制（YA: Young Ambitious テニュアトラック教員）を導入した。これらの制度により、20 名の教員を採用し、2 名の教員が既にテニュアを獲得した。

これらの制度を基礎に、平成 25 年度より全ての新規採用教員を任期制で採用する独自のシステムを導入し、テニュアトラック制度の普及・定着に積極的に取組んだ。

なお、平成 25 年度にはテニュアトラック教員の研究成果として、クラウド量子コンピューティングに関する理論が、光を用いた量子コンピューターで実現され、その成果が Nature Physics 誌に掲載された。さらに国際電子回路産業展にて、アカデミックプラザ賞を受賞した。

また、平成 26 年度文部科学省が認定した中間評価において「独自の制度設計を基礎にテニュアトラック制度の普及・定着に積極的に取組んでおり、理系学部等から始まり、教育学部、保健学研究科、社会情報学部等でも展開が始まった等」機関として A 評価を得た。

3. 社会貢献**(1) 大学の地域貢献度ランキングで連続上位（日本経済新聞社）**（平成 22 年度～）

大学が研究成果や人材を地域に役立てる「地域貢献度」について、日本経済新聞社産業地域研究所が全国の大学（約 750）を対象に調査を実施した結果において、本学は連続して上位にランキングされた。

平成 22 年には、総合ランキングにおいて 1 位となる他、特に「グローバル」分野での評価が高い。

(2) デジタルを活かすアナログナレッジ養成の取組（平成 22 年度～）

群馬県の基本計画における指定集積業種である「アナログ技術関連産業」等の活性化のため、産業界の中核となる人材向けに群馬大学が実施してきた群馬アナログカレッジの実績をもとに、エレクトロニクスに携わる技術者及びこれからエレクトロニクスに携わろうとする大学院生向けに「デジタルシステムを活かすために必要となるアナログナレッジ」を養成するプログラムを実施し、平成 26 年度までに延べ 123 社、1,214 名の参加があった。

なお、平成 25 年度には科学技術振興機構による評価において、所期の計画を超えた取組が行われたと、総合評価で S 評価を得た。

(3) こども体験教室「群馬ちびっこ大学」の開催（平成 22 年度～）

子どもたちの理科離れ、実体験を通じた学習機会が少なくなっている現状を考慮して、体験的学習を通じて、五感で学問の面白さ、奥深さを肌で実感してもらい、将来の日本、世界を担う人材の若い芽を育むことを目的として、毎年学外施設を会場に「群馬ちびっこ大学」を開催した。

本事業は群馬県、群馬県教育委員会、近隣各市、各市教育委員会、報道機関、金融機関等の計 50 団体の協力・連携のもと、実験、展示コーナーを設置して開催し、小・中学生、保護者等、平成 26 年度までに延べ 6 万人が参加した。

(4) 「多文化共生推進士」事業(平成 22 年度～)

社会的・文化的に多様な住民を抱える群馬県において「多文化共生」をキーワードに地域活性化に取り組む人材を育成するため、群馬県と連携して履修証明プログラムを実施しており、プログラム修了者は、群馬県知事から多文化共生推進士として、平成 26 年度末までに 16 名が認定された。
 なお、当該推進士は、在日外国人求職者の職業転換支援の研究や防犯対策のアドバイス等それぞれの分野で活躍している。

4. 国際交流

(1) 国際化推進基本計画の策定 (平成 25 年度～)

本学における教育研究の更なる国際化を推進するため、「国際化推進基本計画」を策定した。その中で、「海外の研究重点大学・機関と連携した国際研究ユニットの設置」、「国外の連携協定締結大学・研究機関とのネットワーク強化」、「国際公募等による優秀な研究人材の確保」などの重点事項を定めた。計画の策定にあわせて、学生の海外派遣プログラムや留学奨励金制度を拡充するなど、グローバル人材育成のための取組について、より一層の推進を図った。

なお、当該計画に基づき、平成 26 年度までに海外研修の単位化、シラバスの英語化、外国人教員の採用等、着実に計画を推進した。

(2) WHO collaborating centre として指定(平成 25 年度～)

世界保健機関(WHO)から、保健学研究科におけるこれまでのチーム医療の普及と研究取組が評価され、この分野では日本で唯一の「WHO Collaborating Centre」として指定を受け、多職種連携教育研究研修センターを中心に、チーム医療の普及、保健人材育成のための世界的ネットワークの推進、アジア地域におけるトレーニングコースの開設等を行った。

平成 26 年度には、当該トレーニングコースに 4 カ国 6 名の保健行政担当者が参加するなど、アジアにおける医療人材育成にも努めている。

【附属病院】

1. 教育・研究面

(1) 医療人能力開発センターの設置 (平成 22 年度～)

高度な専門性を有する医療人の養成を支援するために、医療人育成教育の充実及び推進を行うことを目的として、「医療人能力開発センター」を設置している。

本センターに設置している「管理運営部門」、「臨床研修部門(臨床研修センター)」、「スキルラボ部門(スキルラボセンター)」、「女性医師等教育・支援部門」及び「地域医療推進研究部門」の 5 部門と医学系研究科医学教育センターとの連携により、大学病院の特色を活かした初期研修・後期研修プログラムの実施、本学教職員等の医療技術習得並びに医師不足問題の改善を目指し、地域医療人(復帰女性医師など)への再教育プログラムの実施及び医療現場の実際に役立つ臨床実習の場の提供を行い、女性医師の復帰支援、地域医療人の質的向上、若手医師の地域への定着などによる地域医療への貢献のためのプログラムを実施した。

(2) トランスレーショナルリサーチセンターの設置 (平成 25 年度～)

臨床研究の機能を向上させるために、平成 25 年度にトランスレーショナル・リサーチ(TR)センターを設置し、医薬品・医療機器を含む、新規医療の開発研究を推進・支援する体制を整備した。

TR・治験において必要な、プロトコール作成支援・臨床試験物製造・品質管理の支援・安全性評価・TR 教育・臨床研究者に対する情報提供・学内外への情報発信を行うほか、研究・産学連携戦略推進機構(現研究・産学連携推進機構)等との協働によるシーズの掘り起こし・ニーズとシーズのマッチング・人材育成・インフラ整備・知財管理・諸契約の支援などの業務を行った。

また、臨床開発研究の支援を行う専門外来として先端医療科を新設し、開発研究の迅速かつ安全な遂行を図った。

2. 診療面

(1) 重粒子線治療 (平成 22 年度～)

重粒子線治療が平成 22 年 6 月に先進医療として認可され、前立腺、頭頸部、肺、肝、骨軟部などの腫瘍に対する治療から開始し、適応疾患の拡大を図るため、頭蓋底腫瘍等の新規治療プロトコールを作成し、平成 27 年 3 月までに 20 件のプロトコールを運用し、延べ 1,613 名の治療を行った。

また、県内の医師会・病院会と連携し、県内の病院を対象にプロトコールや重粒子線治療の適応、治療までの流れについて説明会を開催するなど、治療方法等の周知を行うとともに、患者支援センターの受入体制の整備、ウェブサイトの改訂を実施し、重粒子線治療の推進に積極的に取り組んだ。

平成 25 年度から外国人患者を受入れ、治療を行うとともに、タイ等からの外国人医療従事者を受入れ、重粒子線・放射線治療研修及び OJT(職場研修)を行ったほか、重粒子線治療に特化した国際研修として国際重粒子線がん治療トレーニングコースを開催し、これまでに 19 か国 187 名が参加した。

(2) 医療安全への取組 (平成 26 年度)

腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全学体制で以下の取組を行うとともに、再発防止並びに信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行っている。

【診療体制の見直し検討】

ナンバー外科診療体制を廃止し、外科診療センターに統合させ、病院長指名によるセンター長を配置し、その統括下の臓器別外科診療科に平成 27 年度から再編成することを決定した。全ての臓器別診療科は、専門性に偏ることなく、適正・安全な医療を実現するため、症例検討会、死亡症例検討会、フォローアップなどを定めた共通の業務・連携マニュアルによって運営することとした。また、医療技術とともに医療倫理、情報管理等、適正な医療の展開に不可欠な教育を徹底して行うこととした。

【医療事故防止のための安全管理体制の強化】

平成 26 年 12 月には、医療事故防止のための安全管理体制を確保し、医療事故防止対策等について提言を行うとともに、医療事故発生時等に即時に対応できる体制を整えることを目的に「医療安全管理部」を「医療の質・安全管理部」に改組し、具体的方策として、報告対象を明確化するためのバリエーション報告内容の改定、集中治療部・手術部・看護部と医療の質・安全管理部の連携強化や直接の報告による問題事例を洩れなく把握する体制を強化した。

また、ハイリスクな手術等の事前審査体制、死亡症例検証委員会と連携してより詳しく検討する必要のある死亡症例を把握する体制を構築した。

【死亡症例検証委員会による迅速な安全対策】

全ての死亡退院症例について、医療の質・安全管理部での確認に加え、平成 27 年 4 月より「死亡症例検討委員会」でより詳細に検証することを決定した。これにより、専門的に検証し、病院として早急に行うべき改善策を直接病院長と病院コンプライアンス推進室長に提案する体制を整備し、医療安全上の対策を遅滞なく実行することとした。

【倫理審査・教育体制の整備】

新規もしくは高難度の医療行為導入時における倫理審査体制整備のため、各種倫理審査委員会の規程を見直し、審議対象を明確に規定するとともに、申請フローチャートを作成し、届け出すべき委員会とその手続きを明確化した。承認した医療行為の実施結果の報告を徹底し、検証体制を確保した。

また、保険診療の理解と適正化を図るため、保険診療管理センターを設置し、適切な保険診療を管理する体制を構築した。

さらに、医療安全、保険診療、臨床研究、医療倫理、情報管理等に関する法令、規約、指針等を全職員が遵守するよう、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う「病院コンプライアンス推進室」を平成 27 年度に設置することを決定した。

【インシデント情報の共有とアクシデントの予防】

医療の質・安全管理システム「SafeMaster」を活用し、インシデント情報の共有化を図っている。個々の事例は医療事故防止専門委員会で事故要因分析を行い、リスクマネージャー会議での報告、安全情報提供システムなどを通じ重要度に応じて病院職員に周知した。

なお、問題事例の早期かつ漏れのない把握のため、平成 26 年度からインシデント報告中のバリエーション報告に該当する事例に具体的な内容を追加し、改定したインシデント情報がすべての職員に浸透するように、注意事項等を記載した名札サイズのカードを配布し携行させるとともに、問題事例に関わることが多い部署と医療の質・安全管理部との連携を強めるなど、報告体制を強化した。また、看護師が各カンファレンスに積極的に参加し、問題事例は直接報告するなど確実に収集する体制としており、同一部署で類似のインシデントが頻繁に発生している場合は、医療の質・安全管理部が当該部署に改善計画作成を依頼し、後日改善状況の検証を行いアクシデントの発生を予防する取り組みを行った。

【医療安全研修】

医療安全に対応できる人材育成のため、院内研修を年 4 回程度実施しているほか、院外研修にも参加し、知識・技術の向上を図った。

3. 運営面

(1) 経費削減への取組（平成 22 年度～）

民間コンサルタント会社と、医用材料等について契約支援業務及び関連コンサルティング業務の委託契約を結ぶことなどにより、コスト削減に積極的に取組み、毎年概ね 1.2 億円の経費削減を達成した。

また、平成 23 年度からは、年度ごとに「経営方針」及び「取組方針及び計画」を策定し、病院経営意識の共有がはかれるよう、稼働額、収入額等の病院関係データを会議や広報誌を通じて教職員に情報提供している。

また、各診療科長に対して病院長によるヒアリングを実施し、経営改善等についての意見交換を行う等、病院収入の確保に向けた取組を行い、毎年概ね 240 億円を確保した。

(2) GunGNIR プラン（平成 23 年度～）

東日本大震災に伴う計画停電及び電力需給制限の経験を教訓に、病院機能及び生命維持に不可欠な医療機器の正常稼働など災害時にも強靱な医療オペレーションが提供できる「災害に強い病院」とするため、「GunGNIR(グングニル)プラン」(Gunma Grand Network and Infrastructure Renovation Plan の略。)を立上げ、院内情報ネットワーク全域の無停電化(無停電コンセントの 200 箇所設置)、2000kW の自家発電機増強、重油備蓄量の 10 万 kL への増加を行った。

また、院内に散逸していた 7 台の医用画像サーバを 1 カ所に集約することで、データの保存性と耐災害性を強化した。

【附属学校】

(1) 子ども総合サポートセンターの設置（平成 22 年度～）

附属学校と教育学部が共同で「子ども総合サポートセンター」を設置した。センターでは、県内の幼稚園、保育所、小・中学校の依頼に応じて、訪問相談を実施し児童生徒理解に基づく指導計画を作成し、学級担任等へコンサルテーションを通して教育支援を行う等、附属学校及び地域の学校がかかえる課題への対応策を開発し、支援している。

(2) 教育学部及び群馬県教育委員会の共同研究（平成 25 年度～）

群馬県教育委員会と連携して、小学校における体育授業プログラムの開発、理数科教育に係る研究、「いじめ」問題の解決を通じた教育課題解決モデルの構築、特別支援教育の充実、ぐんまの子どもの基礎・基本習得プロジェクトの 5 テーマについて共同研究を実施し、報告書「教育改革・群馬プロジェクト」を作成したほか、各教科で伸ばしたい資質・能力や指導の基本等を示した指導用資料「はばたく群馬の指導プラン(実践の手引き)」を作成し、群馬県内の小・中学校の教員に配布した。附属学校では、研究、校内研究授業の授業研究会、教育実習生の授業作りなど各局面において本冊子を頻繁に活用している。

また、同指導プランの活用による授業改善の研究に取り組むとともに、その成果を群馬大学と群馬県教育委員会による実践交流会「ぐんまの教師力を高める」で発表した。また、連携事業の報告として、『活用する力を伸ばす「評価資料集」』を作成した。

【生体調節研究所】

(1) 文部科学大臣表彰「若手科学者賞」を受賞（平成 23 年度）

生体調節研究所の教員が、母方のミトコンドリアの DNA のみが保存される機構を明らかにする「受精前後における膜ダイナミクスの時空間的制御機構の研究」において、科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者に与えられる「科学技術分野」の文部科学大臣表彰「若手科学者賞」を受賞した。

(2) 肥満遺伝子 ALK7 の同定（平成 24 年度）

肥満・糖尿病モデルの遺伝学的解析により、ALK7 遺伝子の変異が脂肪重量・体重を減少させ、インスリン抵抗性を改善することを見出した。また、ALK7 が過栄養状態で脂肪蓄積を引き起こす分子機序を解明した。

この研究は、東京医科歯科大学大学院歯医学総合研究科との共同研究の成果で、米国の学術専門誌「Diabetes」に発表された。

【共同利用・共同研究拠点】

(1) 内分泌・代謝学共同研究拠点（平成 22 年度）

平成 22 年度に共同利用・共同研究拠点（拠点名：内分泌・代謝学共同研究拠点）に認定され、国内外の内分泌研究者に研究ツールを供給し、共同研究を推進している。

2つの共同研究プロジェクト（代謝疾患ゲノム研究プロジェクト、代謝シグナル機能研究プロジェクト）を実施するため、全国に共同研究の公募を行い、平成 26 年度までに延べ 113 機関、139 件の共同研究を実施するとともに、平成 23 年度には、内分泌・代謝学に関係する研究者を対象にした拠点講習会（エピゲノム解析コース及び代謝機能測定コース）及び拠点共同研究者による「第 1 回内分泌・代謝学共同研究拠点シンポジウム」を開催した。平成 24 年度は、先駆的な研究者を招いての共同利用・共同研究拠点セミナーを 9 回、分子細胞制御学セミナーを 3 回、さらに平成 25 年 1 月 10 日に内分泌代謝学共同研究拠点シンポジウムを開催し、研究活動の活性化を推進した。平成 26 年 1 月には若手研究者による「内分泌・代謝学共同研究拠点シンポジウム」を開催した。

また、代謝シグナル研究展開センターにおいて、九州大学・大阪大学・神戸大学・徳島大学・韓国忠南大学などと共同研究を行い、糖尿病・肥満に関する研究を行った。その成果の一部は、英国の学術専門誌「Nat Rev Endo」 「Diabetologia」などに論文発表済みである。

平成 25 年度においては、拠点の中間評価が行われ、「若手人材の育成に注力している点が評価でき、拠点としての活動は概ね順調」との評価を受けた。

さらに、平成 26 年度においては、重点課題枠として、糖尿病・肥満研究、若手・女性研究者、外国の研究機関の研究者の枠を設けての共同研究を実施するとともに、内分泌・代謝学共同研究拠点国際シンポジウム

「Homeostasis through development, life, and diseases シンポジウム」を開催した。

九州大学、東京医科歯科大学、神戸大学、徳島大学、群馬大学の他学部などと共同研究を行い、糖尿病、内分泌、肥満に関する研究を行った。その成果の一部は Diabetologia 57:819-831(2014)、Obesity 10:2115-2119(2014)、Endocrinology 155:3459-3472(2014) などの糖尿病・内分泌・代謝学関連の主要雑誌に論文発表された。

【平成 27 事業年度】

1. 教育

(1) グローバルフロンティアリーダー育成コースの全学的な展開

平成 25 年度に医学部生と理工学部生を対象に開始した、GFL 育成プログラム「医理工 GFL 育成コース」に加え、平成 27 年度から教育学部及び社会情報学部の「教育・社情 GFL 育成コース」を設置し、全学で実施している。

平成 27 年度においては、当該コースに 40 名（教育学部 7 名、社会情報学部 6 名、医学部医学科 5 名、医学部保健学科 5 名、理工学部 17 名）を選考した。

(2) 民間企業との協働による PBL（課題解決型学習）型連携授業

社会情報学部においては、地域産業界が求める人材を育てることを目的として、NTT コミュニケーションズ株式会社と協働して PBL（Project-Based Learning）形式の授業を実施している。

この取組では、地域（群馬県）における問題を自ら発見し、効果的な分析・考察を行い、そのプロセスをわかりやすく説明・伝達するための ICT 活用スキル、プロジェクト推進スキル、プレゼンテーションスキル、コミュニケーションスキルを身につけることを目的としている。

(3) 社会情報学部の改組

情報化の進展により社会が求める人材像が変化し、情報通信技術（ICT）を活用して社会・組織の革新を生む人材が求められるようになってきた。

これらに対応するため、メディア、コミュニケーション、情報をキーワードに、教育課程（カリキュラム）を全面改訂するとともに、これまでの 2 学科から 1 学科に改組することを決定した。

これにより、すべての学生が、メディア、コミュニケーション、情報について学ぶことになり、研究する力やコミュニケーションのスキルを身に付け、高度情報社会の課題を発見し、その解決策を科学的な思考と実践的な情報処理やデータの収集・分析によって提案できる人材を養成する。

(4) 文部科学省 GP「課題解決型高度医療人材養成プログラム」-群馬一丸で育てる地域完結型看護リーダー-

保健学研究科及び保健学科において、文部科学省 GP「課題解決型高度医療人材養成プログラム」の支援を受け、学部教育として、1 年～4 年次の積み上げ方式の教育プログラム、大学院教育として【地域完結型看護リーダー養成コース】、履修証明プログラムとして【地域完結型看護実践指導者養成プログラム】を開発し、地域に密着し暮らしを見据えた実践的な看護を提供・教育でき、かつ医療施設と在宅・地域をつなぐ人材を養成している。

平成 27 年度は、学部教育の改革とともに、履修証明プログラム【地域完結型看護実践指導者養成プログラム】に 9 名の受講生を受け入れた。

2. 研究

(1) 重粒子線臨床研究の推進

【詳細は、17 頁「Ⅲ. 戦略的・意欲的な計画の取組状況」（重粒子線臨床研究の推進）に記載】

(2) 未来先端研究機構の取組

本学の強みである重粒子線治療研究や内分泌代謝学研究を世界トップレベルで展開するため、マサチューセッツ総合病院 (MGH) (ハーバード大学医学大学院の関連医療機関) を海外ラボラトリーとして招致し、放射線腫瘍学の研究室に加えたのにつづき、内分泌代謝学の分野で世界的にトップレベルの海外研究組織であるカロリンスカ研究所の医化学の研究室の海外ラボラトリーを招致し、国際共同研究を推進している。

また、グローバルレベルでの研究力を強化するため、新たに2名の外国人研究者を採用した。

なお、平成27年度においては、シグナル伝達研究プログラムにおいて、米国ブランダイス大学・東京大学との共同研究を主導し細胞が成長とストレス応答を切り替える新規メカニズムを発見・発表した (Jonasson EM et al., J Cell Biol. 2016 Jan 4;212(1):51-61.)。

(3) 元素科学国際教育研究センター

理工学府の強みである炭素・ケイ素などの元素科学に立脚し、低炭素社会実現に向けた基礎及び応用研究を展開するとともに、学術の高度化・グローバル化を推進するための拠点として機能強化するため、元素科学国際教育研究センターを設置した。

センターでは、先進的なカーボン材料及びケイ素材料の研究を推し進めるとともに、米国より著名な材料科学研究者を招き、講演会 (50名参加) を開催した。

(4) 医理工生命医科学融合医療イノベーション

従来の枠を超える画期的な医療技術、医薬機器及び医薬品の開発を目指す生命医科学と理工学が協力・融合した国際的研究・教育を推進するため、平成26年度に群馬大学国際メディカルイノベーションラボラトリーを設置し、医療ニーズ立脚型の研究を推進している。

平成27年度においては、理工学府の理工系教員と医系研究者が共同による研究課題を学内公募して34課題を採択した。

平成27年12月8日には第2回国際シンポジウム (2nd International Symposium of Gunma University Medical Innovation; GUMI 2015) を開催した。

平成28年3月に医理工生命医科学融合医療イノベーションプロジェクト平成27年度成果報告会 (125名参加) を行った。

(5) テニュアトラック普及・定着事業の推進

本学全体の人事システム改革の一環として、学長を総括責任者とする「群馬大学テニュアトラック普及推進室」を設置し、全学のテニュアトラック制度の普及・推進を図っている。

平成27年度には、5名の教員を採用し、4名の教員がテニュアを獲得した。

3. 社会貢献

(1) 教育学研究科における現職教員の研究支援

修士課程の各領域及び教育学部附属学校教育臨床総合センター担当の教員が持つ専門的な知識や技能をリソースとし、教科及び学校教育に関して自らの専門性を高めたいという意欲を持つ現職教員等のための各種研修を提供している。平成27年度には、数学教育分野等の6つの分野で現職教員を交えた研究会の開催や個別研修を行った。

また、長期研修中の現職教員が修士課程の授業を聴講して研究支援を受けられる申合せを群馬県総合教育センターと締結し、実施している。

(2) ハンセン病知識普及に向けた栗生楽泉園との協定締結

これまで学部等ごとに行っていた栗生楽泉園における教育・研究・啓発・ボランティア活動等を全学で充実させ、ハンセン病問題に対する正しい知識を普及・啓発するため、栗生楽泉園、当該園入所者自治会と包括的事業連携の協定を締結した。

今後は、これまでの活動を発展させるとともに、ハンセン病の元患者の権利回復などに尽力し、82歳で亡くなった元患者の人物像に迫るドキュメンタリー映画 (社会情報学部の学生が制作) の上映及びDVDを県内の中学校等に配布し、若い世代にハンセン病を分かりやすく伝える取組を行う予定である。

4. 国際交流

(1) チーム医療教育の国際的普及活動 (多職種連携教育の推進・WHO Collaborating center)

平成25年度に世界保健機関 (WHO) から、「WHO Collaborating Centre」として指定を受け設置した多職種連携教育研究研修センター及びその活動をサポートする多職種連携教育推進室を中心に、チーム医療教育の国際的な普及活動を行っている。

平成27年12月28日から29日にかけて、ラオスにおいて、多職種連携教育 (IPE) の現地ワークショップを開催したほか、国内において、国際シンポジウムを開催した。

また、8月25日から9月1日にかけて、アジア地域から7名の教育者と3名の学生を迎え、また国内の10施設から15名の教育者等の参加を得て、多職種連携教育育成トレーニングコースを開催する等国際的普及活動を行った。

12月及び1月に、フィリピンとベトナムで開催されたWHOの会議に正式な「Temporary Adviser」として招待され、国際社会の保健人材戦略に向けた取組みに意見を提言した。

(2) 国際化推進基本計画の推進

平成25年度に策定した「国際化推進基本計画」に基づき、学内の講師だけでなく学外のゲスト講師の講義も実施し、グローバル社会が今後抱える課題について、地域に密着して考える授業として開講した「ぐんま未来学」 (選択科目) において、理工学部及び理工学府学生海外派遣支援事業奨励金による経済的な支援の実施、国際交流会館 (桐生) の整備など実施し、本学における教育研究の国際化を推進した。

(3) 留学生交流拠点整備事業の推進「ハタラクラスぐんま」プロジェクト

優秀な外国人留学生の日本・ぐんまへの留学を増加させるために、ぐんまという地域で暮らし学ぶことが卒業後の就職や生活にメリットとなる仕組みを産学官協働で創ることを目的に、平成 27 年度は、留学生向け就職活動の開催、留学生と県内企業との交流会、県内に就職して活躍している留学生 OG との懇談会を主催し、コンソーシアム協議会に加盟する県内 5 大学の留学生が延べ 159 名参加した。また、群馬県主催事業と連携し、県内企業訪問バスツアー 3 回、留学生延べ 38 名を引率して参加した。県内の留学生定着をより効果的に図るため、県内企業 1,000 社を対象に留学生採用意識調査を実施し、426 票の有効回答票を得、その結果を 3 月に開催した「グローバル・ハタラクラスぐんまプロジェクト」シンポジウムで報告し周知した。

留学生交流拠点整備事業で得た実績と課題をもとに、この事業を拡充する計画を立案し、平成 27 年度に文部科学省「住環境・就職支援等留学生の受入環境充実事業」に採択された。平成 27 年度はこの事業の実施体制の整備を進めると同時に、事業の中核となるグローバル・リーダーシッププログラムの構築に向け、産官学金連携でカリキュラムを検討し、学生の養成に取り組んだ。

【附属病院】**1. 教育・研究面****(1) 医療人能力開発センターの取組**

医療人能力開発センターと医学系研究科医学教育センターが連携し、初期研修医オリエンテーション等の各種セミナーを開催しているほか、県内の小中学生や高校生を対象としたオープンキャンパス、群馬県立高崎高校実験講座の実施に参加するなどの地域貢献活動を行った。

スキルラボ部門では、スキルラボセンターの整備、ウェブサイトの予約画面の改修等を行い、利用者の利便性の向上を図った。

また、病院の新カルテシステムや職員個人の PC 上でも e-learning や EBM コンテンツを利用可能にするシステムを導入した。

さらに、高度な専門性を有する医療人の養成を支援するため、臨床研修部門、スキルラボ部門、女性医師等教育・支援部門及び群馬県地域医療支援部門の 4 部門が連携し、各種セミナー等の企画運営を行った。

教職員等を対象とした各種研修を行っている。また、指導医養成講習会等では、外部からの参加者を受け入れ地域の医療人のスキルアップ・生涯教育にも貢献している。

なお、群馬県と協力し医学生セミナー（病院研修病院日帰り型、数日型）など、群馬大学医学部医学科地域医療枠学生・一般枠学生に対する地域医療教育・支援を行った。

2. 診療面**(1) 重粒子線治療**

薬物療法、手術、一般の放射線治療などを重粒子線治療と併用して、当院の特色である集学的治療を行った。

治療患者数は平成 28 年 3 月までに 1,980 名（平成 27 年度は、367 名（平成 26 年度は 496 名：平成 27 年 5 月～7 月の間、先進医療新規患者の受入停止）であった。

【詳細は 18 頁「Ⅲ 戦略的・意欲的な計画の取組状況」（3. 先進医療の推進）に記載】

(2) 医療安全への取組

腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全学体制で以下の取組を行うとともに、再発防止並びに信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行っている。

【診療体制の見直し】

ナンバー外科診療体制を廃止し、外科診療センターに統合した上で、病院長指名によるセンター長を配置し、その統括下の臓器別外科診療科に再編成した。全ての臓器別診療科は、専門性に偏ることなく、適正・安全な医療を実現するため、症例検討会、死亡症例検討会、フォローアップなどを定めた共通の業務・連携マニュアルによって運営することとした。

また、問題事例については、看護師も参加し、合併症カンファレンス、デスクカンファレンスを行った。（平成 27 年度 18 回実施）

なお、ナンバー内科についても、内科診療センターへ体制を変更した。

【病院診療体制を考慮した教育研究組織の再編の検討】

見直した診療体制との整合性を考慮した医学系研究科の教育研究体制（医学部講座）の再編について、平成 28 年 1 月に医学系研究科教授会で承認の上、平成 29 年度改組に向けた検討を進めている。

【医療の質保証・安全管理体制の強化】**① インシデント報告体制の強化**

自主的なインシデント報告及び予定入院期間より大幅に入院期間が延長している事例について、「医療の質・安全管理部」が診療内容を確認する等の能動的把握により、確実な報告の活性化を図り、以下のとおり情報が漏れなく病院長に届け体制を構築した。

・バリエーション報告対象の具体化

バリエーション報告対象を合併症とも含めて対象を拡充した。

さらに、2 回の改定を追加し、全ての項目を客観的な指標をもって報告できる内容に変更した。

・病院コンプライアンス推進室との連携

医療安全、保険診療、臨床研究、医療倫理、情報管理等に関する法令、規約、指針等を全職員が遵守するよう、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う「病院コンプライアンス推進室」を設置し、バリエーション報告等の検討を継続し、診療科へのフィードバック状況を確認するとともに、デスクカンファレンス記録の全件提出を確認することとした。

② 医療の質・安全管理部門と他部門との連携強化

医療事故防止のための安全管理体制を確保し、医療事故防止対策等について提言を行うとともに、医療事故発生時等に即時に対応するため、「医療の質・安全管理部」を設置している。

平成 27 年度においては、M&M(合併症及び死亡)カンファレンスの開催及び医療の質評価指標の臨床現場へのフィードバックを実施する準備を進めた。（平成 28 年秋頃実施予定）

③ 死亡症例検証委員会による死亡症例の検証

全ての死亡退院症例を「死亡症例検証委員会」で専門的に検証し、病院として早急に行うべき改善策を直接病院長と病院コンプライアンス推進室長に提案する体制を整備し、医療安全上の対策が遅滞なく実行することとした。

なお、院内死亡例については担当医師により即日医療の質・安全管理部に報告する体制を整えた。

④ 連係病院との情報交換

地域医療連携施設交流会を7月3日に開催し、院内外合計219名の参加者があり、本院の現状報告や、医療事故に伴い院内診療科体制の改正などについて情報提供を行い、活発な意見交換が行われ、地域医療者との連携を図った。

【医療安全教育・研修体制の充実】

医療安全に対応できる人材育成のため、学生の時代から一貫して教育を行う体制の整備及び院内研修の実施、院外研修等へ参加し、知識・技術の向上を図った。

① 医学教育の充実

- ・臨床実習前の2コマに加え、演習を含めた実習を開始した。
- ・医学科5年生に対する臨床実習前オリエンテーションでコミュニケーションスキルに関する実習を強化した。

なお、平成27年度から医療安全に関する演習を含めた臨床実習を週1回ずつ実施（3時間×24グループ）することとした。

- ・臨床基本手技実習内にコミュニケーション教育としての医療面接実習を導入した。
- ・臨床基本手技実習及び臨床推論 TBL において診療録記載に関する系統的講義模擬症例による診療録記載演習教育を導入した。

② 研修体制の充実

- ・医療安全研修(年4～5回)のほか、研修内容のDVD視聴及びe-learningによる研修を開始した。
- ・医療安全セミナー(年4回)を実施した。

【インフォームド・コンセント(IC)の充実及びカルテ記載内容適正化】

① 説明同意書の統一化

- ・侵襲的医療行為に関する説明同意書に必要な共通する項目を臨床倫理委員会専門委員会で決定した上で、診療科ごとに使用する説明同意書を作成している。

また、診療科ごとに作成した説明同意書については、当該委員会で確認及び承認し、説明漏れ等を事前に防ぐ体制を構築した。

② インフォームド・コンセント内容の充実

- ・看護師の役割等を含めた詳細なインフォームド・コンセント指針に改定
- ・インフォームド・コンセントの内容については、リスクマネージャー会議や安全セミナーで周知し徹底した。

③ 診療録のピアレビューの強化

- ・年1回行っていたピアレビューを平成27年度より年2回実施し、評価が低い診療科については、改善報告書を提出させ、再度レビューを行い改善状況を確認している。

なお、改善されていない場合には、結果を当該診療科にフィードバックするとともに、コンプライアンス推進室に報告し、改善に向けた取組を行うこととした。

【病院マニュアルの電子化】

医療事故防止マニュアルや医薬品の安全使用手順書等をまとめた「病院マニュアル集」について、これまでは紙ベースで管理していた。更新があると直接紙ページを差替えるために非常に時間がかかり、また、各部署に1冊ずつしか配布されないため、複数の人間が同時に情報を確認することができなかった。

平成28年2月にこれらをすべて電子ファイル化し、病院の医療情報端末からオンラインで参照できるようにした。これにより、端末にログイン権限を持つすべての医療従事者が、必要な時に最新のマニュアルを参照し、医療上の安全確認がいつでも行えるようになった。

3. 運営面

(1) 患者サービスの向上に向けた取組

病院情報システムの更新に伴い、医療費精算機や再診機を増設及び再配置し、待ち時間の短縮等を図った。

また、入退院センターや各診療科に、案内表示システムを導入し、ディスプレイにより、受付順番の見える化やプライバシーへの配慮を行った。

(2) 医療統計情報の公開

診療情報管理部で医療統計冊子を作成し本院ホームページにて情報公開した。

また、安全管理として、シンクライアントシステムを導入し、PC上にデータが残らない環境を構築した。ネットワーク及び無線環境等の環境を整備し、利用者の利便性向上を図った。

さらに、病院情報システムは、部門システムと一括調達することにより、部門システムと電子カルテシステムの一元管理及び連携したシステム構築を行った。

(3) 重粒子線治療の広報

重粒子線治療の普及及び理解を深めるため、以下のとおり広報を行った。

- ① 広報資料の改訂と配布：パンフレット（一般向け、医療関係者向け）、一般向け小冊子、専門医向けの案内を自主点検後の当院での治療開始時に合わせて群馬県並びに埼玉県、栃木県、長野県などのがん診療連携拠点病院などに配布した。また、ニュースレターを作成し、県内外の医療機関に配布した。ホームページを小規模改訂し、入り口を医療関係者と患者向けに分かりやすく分けて情報提供することとした。
- ② 国外患者受入れ開始：外国人患者受入体制の整備に努め、経済産業省の「医療の国際化」事業の開始に伴い設置された委託業者等（コーディネート会社）4社と契約を締結している。また、受入れの運用を見直した。海外の招待講演や海外からの見学者対応時に群馬大学が国外患者受入れ可能であることを伝えた。
- ③ 群馬重粒子線治療運営委員会：県内のがん診療連携拠点病院、医師会、群馬県などの関係者に対して情報提供とより効果的なネットワーク構築に向けた議論を行った。
- ④ 首都圏の集患対策として、赤坂見附の粒子線がん相談クリニックに、重粒子線医学センター医師を派遣した。
- ⑤ 説明会、講演会の開催：東京、埼玉、長野、新潟、栃木県の医師向けに講演会を開催し情報提供を行った。
- ⑥ 組織の拡大：群馬大学の重粒子線治療専門部会の部会員（内科医、外科医など）を小規模であるが見直した。臓器別の専門部会の活動を通じて学術的に発展させるための意見交換を1月及び2月に行った。

- ⑦ 昭和地区に配属された広報係との連絡を密に取り、広報体制を充実させた。
- ⑧ 市民向けの広報体制の充実のため、各種マスメディア（テレビ、新聞、雑誌の特集号など）取材への対応を行った。また、施設見学会を開催し、市民公開講座を通じて情報提供を行った。
- ⑨ 生命保険会社向けの見学会と講演会を行い、広報活動を行った。
- ⑩ 放医研と装置の点検時期をずらし、切れ目無くいずれかの施設で治療が出来る体制を整えた。
- ⑪ 今年度は先進医療自主点検にともなう重粒子線治療停止や、次年度の先進医療体制変革に向けた厚労省・先進医療会議への対応のため膨大な労力を割いてきた。次年度の体制に合わせて広報ワーキンググループで対策を立てたところである。まずはニュースレターの発送時にアンケート調査を行い、医療機関のニーズに合わせて情報提供を行うなど、改良を図っている。

(4) がん医療の質向上への取組

群馬県内におけるがん医療の質向上を目的として以下のとおり取り組みを行った。

- ① 2次医療圏の医師を対象に、緩和ケアの基本的な知識・技術を習得することを目的として、平成27年4月11日・12日の2日間、緩和ケア研修会を実施し、34名が参加した。
- ② 群馬県内の看護師を対象に、がん分野における知識・技術、アセスメント能力向上のもと、がん看護実践ができる看護師の育成を目的に、平成27年10月6日～10月30日に、がん分野における中堅看護師実務研修会を開催し、19名が参加した。
- ③ 群馬県内のがん登録実務者を対象者とし、がん登録の精度向上と知識の習得を目的に、平成27年10月24日がん登録事務者研修会を開催し、90名が参加した。
- ④ 平成27年6月20日（土）に一般の方を対象に、市民講座として、「家族ががんにになったら・・・～覚悟を決めて「死」を看取る～」 「交流茶話会」を開催した。講義形式だけでなく、茶話会を併せて開催することにより、患者さん及びその家族、医療関係者、行政担当者等が交流や意見交換を行う場として、院内外177名の参加があった。

[附属学校]

(1) 教育学部及び群馬県教育委員会との共同研究（学部・附属学校共同研究推進センター）

学部・附属学校共同研究推進センターと群馬県教育委員会との連携により、国語、算数、理科、社会の教科を中心に、教育実践例をまとめた資料集を作成すると共にCD「活用する力を伸ばす：評価資料集Ⅱ」を制作し、群馬県内全小学校へ配布した。

(2) 学部教員研修プログラムの実施（教員養成FDセンター）

教育学部教員の資質能力の向上と組織成長のための企画・開発・援助を行うことを目的として、以下のとおり新任教員に対して研修等を行った。

1. 新任教員研修会 参加人数 13名

研修内容

- ① 本学教育学部の歴史、組織、特色、本学の取り組み
- ② 附属学校の役割
- ③ 教員養成のしくみ
- ④ FDセンターの目指すもの

2. 第1回教育サロン 参加人数 10名

学部新任教員を囲み、今年度の附属小学校公開研究会についての意見交換の後、附属小学校運営委員から公開研究会について資料に基づき実践報告が行われ、引き続き新任教員と運営委員による検討会を行った。

3. 第2回教育サロン 参加人数 13名

学部新任教員を囲み、今年度の教育実習A Bの授業参観に関して意見交換の後、附属小学校運営委員から教育実習についての説明並びに学部教員と附属学校園による連携研究の可能性についての提言があり、新任教員と運営委員による検討を行った。

[生体調節研究所]

(1) 「生体調節制御機構とその異常による病態の解明」に関するプロジェクトの推進

「重点的に推進するプロジェクト研究領域（12領域）」として、「生体調節制御機構とその異常による病態の解明」に関するプロジェクトを実施している。

また、特別運営費交付金プロジェクト「ゲノム・エピゲノム解析による生活習慣病の病態解明とその制御を目指した分子標的探索研究プロジェクト（平成25年度から9年計画）」を、生体調節研究所を中心に、本学医学系研究科、保健学研究科、理工学府、秋田大学生体情報研究センター、名古屋大学環境医学研究所と連携して生活習慣病関連の研究を行っている。これまで計278編（平成25年・26年187編）の論文発表を行った。

【代謝シグナル解析分野】

代謝シグナル研究開発センターでは、グルカゴンに対する新規特異的測定系を開発し、糖尿病におけるグルカゴンの病値生理的意義を検討した。また脳において食欲や食事嗜好性を制御する分子メカニズムの検討も行った。これらの研究成果は糖尿病、肥満症といった生活習慣病の成因、病態に関する新たな知見につながるものである。

【分泌制御分野】

アポトーシス耐性がん細胞を標的とした新規抗腫瘍化合物による細胞死の機構を解析し、新たな細胞死シグナル経路を見出した(Torii et al. Biochim J, 473:769, 2016) (IF=4.4)。また膵臓β細胞が、顆粒蛋白質フォグリンの働きによって、血糖刺激に対する細胞増殖を果たす機序を明らかにした。

【遺伝生化学分野】

インスリン分泌顆粒の開口放出に関わる分子の細胞内動態と微細構造を、全反射顕微鏡や超解像顕微鏡を用いて解明した。

[共同利用・共同拠点]

(1) 内分泌・代謝学共同研究拠点

【分子細胞制御分野】

拠点共同研究として、広島大学医学部と非アルコール性脂肪肝炎(NASH)における慢性炎症に直鎖状ユビキチン鎖産生を介するNF-κBの持続的活性化が関与することを明らかにし(Matsunaga Y et al. Mediators Inflamm. 2015: 125380, 2015)、附属病院（皮膚科）とデスモグレイン4の遺伝子変異と疾患及びその成因を解析した(Kato M et al. J. Invest. Dermatol. 135: 1253, 2015)。

さらに、一般共同研究として、成人T細胞白血病発症に脱ユビキチン化酵素(A20)が関わることを東京医科歯科大グループと報告した(Saitoh Y et al. Leukemia, 30: 716, 2016)。

【代謝シグナル解析分野】

代謝シグナル研究展開センターでは、九州大学、東京医科歯科大学、神戸大学、徳島大学、米国コロンビア大学などと共同研究を行い、糖尿病、肥満に関する研究を行った。その成果の一部はNat Rev Endo、Diabetesなどに論文発表済みである。今後も引き続き解析を行うことで、ヒトの生活習慣病の成因、病態に関する新たな知見の獲得を目指している。

II. 業務運営・財務内容等の状況

【平成 22～26 事業年度】

1. 組織運営の改善に関する取組

(1) 教員の任期制（平成 25 年度～）

平成 25 年 4 月以降に採用した全教員に 5 年の任期制を導入した。任期付き教員は任期中に業績等の審査を行い、一定の評価を得た教員に対して任期の定めのない教員へと移行する制度で世界的に行われているテニュアトラック制と同様の国際標準ともいえる人事制度が整った。当該制度による実績は、平成 26 年度末で 304 名となっており、全教員（840 名）の 36.2%となった。

(2) 教員の年俸制（平成 26 年度～）

教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、業績評価に応じた弾力的な給与の運用を可能とする年俸制について、適用範囲の拡充を行った。年俸制はこれまで、テニュアトラック普及・定着事業により雇用された一部の教員にのみ適用していたが、平成 26 年 11 月からは、未来先端研究機構を主担当とする教員にも適用させたほか、学部等主担当として採用された教員へも適用を拡充した。さらに各年度当初に 60 歳に達している者を基本として、55 歳に達し当該制度の適用を希望した任期の定めのない教授についても対象とすることとした。

(3) ガバナンス機能の強化（平成 26 年度～）

学長の強いリーダーシップにより、教育、研究、社会貢献などの大学業務を柔軟かつ機動的に遂行するため、これまで学部又は研究科等に所属していた教員を、一元管理すべく平成 26 年 4 月に全学教員組織である「学術研究院」を設置した。また、役員会の下に、学長、理事及び学長が指名する執行役員により運営される「執行役員会議」を新たに設置し、大学全体と各学部等がバランスの取れた戦略的な発展を目指すことを議論する場として機能させている。なお、教育研究評議会や教授会の審議事項を見直すことにより、学長の下役員会を中心とした運営体制の明確化を図り、人的リソースの再配置、予算配分、研究スペースの配分等を行っている。

(4) 男女共同参画の推進（平成 26 年度～）

女性教職員等の交流・相談スペースの設置により男女共同参画を推進するため、女性教職員等の交流・相談スペースとして「まゆだま広場」を各キャンパスに設置した。妊婦の休憩室や授乳室、両立アドバイザーやメンターによる相談、教職員の交流等の場として活用され、平成 26 年度は延べ 1,095 名が利用している。

(5) 教員評価の実施

教員の教育・研究・社会貢献・管理運営活動について評価を行い、全体の評価結果と本人の評価結果を、教員に通知し諸活動の啓発を行った。特に優秀な教員に対しては、一時金及び研究費の配分を行った。

2. 経費の抑制に関する取組

(1) 人件費の削減

総人件費改革（平成 18～22 年度の間に 5%の人件費削減）に基づき、中期計画に掲げた人件費 5%減を達成した。さらに、継続した人件費の抑制を図るため、教職員定員削減計画（平成 23～27 年度 28 名削減）を策定し、計画的な人員管理を行った。平成 26 年度末までに 23 名（教員 11 名、その他職員 12 名）を削減した（▲135, 223 千円相当）

(2) 光熱水量の削減

電力使用量については、学内専用ホームページに公表することにより、地区ごとの電力使用量を明確にし、本学独自の削減目標値を設定している。平成 22 年度実績に対し、平成 23 年度～26 年度期間中に約 125, 625 千円（平成 27 年度単価に換算）削減した。

(3) 附属病院の取組

民間コンサルタント会社と医用材料等についての契約支援業務及び関連コンサルタント業務の委託契約などにより、毎年概ね 1.2 億円の経費削減をした。

3. 外部研究資金等の自己収入の増加に関する取組

(1) 科学研究費補助事業等各種外部研究費の獲得

研究戦略室を中心に、学部をまたぐ研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や支援を行うとともに、科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催する等自己収入増に努めた。

(単位：件・千円)

外部資金		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
科学研究費補助金	件数	388	412	452	453	453
	金額	594, 670	703, 191	785, 000	717, 000	737, 800
受託研究	件数	80	97	97	102	128
	金額	408, 172	396, 516	325, 544	355, 142	544, 886
共同研究	件数	151	134	150	163	188
	金額	191, 805	138, 420	171, 434	183, 353	205, 441
寄附金	件数	1, 031	2, 007	2, 038	2, 012	2, 108
	金額	822, 119	1, 364, 366	1, 536, 773	1, 560, 636	1, 159, 979

4. 施設設備の整備・活用等に関する取組

(1) 施設の整備

群馬大学施設整備推進戦略に基づく計画的整備及び施設の点検・評価に基づく有効活用に関する検討を行い、主に以下のような施設整備を行った。
（平成 22 年度～26 年度施設整備補助金事業）
・耐震対策、老朽対策整備事業（4, 883, 645 千円）
・防災対策整備事業（438, 052 千円）

【平成 27 事業年度】

1. 組織運営の改善に関する取組

(1) 戦略的な人員配置を可能とする取組

【詳細は、19 頁 IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況（戦略的な人員配置を可能とする取組）に記載】

(2) 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大

若手研究者の人材育成等を目的に創設したテニユア・トラック制度により、既存の組織・研究体制の枠を超えた優秀な若手研究員をこれまでに 25 名採用した。

平成 27 年度については新たに 5 名を採用し、テニユア審査により 4 名の若手研究員がテニユアを獲得した。

(3) 多様な人材を確保するための人事・給与システムの弾力化

業績評価に応じた弾力的な運用を可能とする年俸制を導入し、学部等を主担当とする採用教員へも適用を拡充した。さらに任期の定めのない教授についても適用を拡充し、各年度当初に 60 歳に達している者を基本として、55 歳に達し当該制度の適用を希望した者についても対象とすることとした。

この結果、平成 27 年度末には、163 人（全教員（860 人）中の 19.0%）が年俸制適用教員となった。

【年俸制の対象者（内訳）】

- (1) 60 歳以上の教授（全員）：50 人
- (2) 55 歳以上の教授で希望する者：8 人
- (3) 新規採用の講師及び助教（一部の学部等を除く）：94 人
- ※生体調節研究所にあっては、全職位対象。
- (4) 未来先端研究機構を主担当する教員：11 人

(4) 男女共同参画の推進

女性教職員等の交流・相談スペースの設置により男女共同参画を推進するため、各キャンパスに相談や情報提供、託児などを行うスペースを設け、専任のコーディネータや担当職員を配置するなど、学内環境の整備を行う等により、これまでの取組が、次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合していると評価され、「くるみんマーク」を取得した。

(5) 教職員評価の実施

教職員評価・人事制度検討部会において作成した、各職域毎の「人事評価結果の活用について」に基づき、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）評価の結果を昇格者の選考等の給与制度に反映させた。

○職員評価結果の反映：

昇任者選考、免職・降任、昇格選考、昇給選考、勤勉手当の成績優秀者選考

活用実績：

昇任 27 名（2.2%）
昇格 49 名（4.0%）
勤勉手当 338 名（28.2%）

<参考>

全職員数 1,197 名（承継外を含む）
（内訳）事務職員 342 名、その他 855 名

2. 経費の抑制に関する取組

(1) 人件費の削減

役員会決定した定員削減計画（平成 23～27 年度）である「教職員定員の今後の取扱いについて」に基づき、人員削減計画の厳密な管理を引き続き行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該学部等の業務運営・教育改革等将来計画の状況を役員会において厳格に評価・検証した上でその可否及び補充時期を判断し人件費の抑制と効果的運用を行った。

平成 27 年度においては、6 名（教員 2 名、職員 4 名）削減した。（▲35,376 千円相当）

(2) 光熱水量の削減

電力使用量については、学内専用ホームページに公表することにより、地区ごとの電力使用量を明確にしている。また、電力使用量については、平成 22 年度実績に対し、本学独自の削減目標値（削減率：荒牧団地▲17%、昭和団地▲2%、桐生団地▲8%）を設定し、電力使用量を 1,002,599kwh 抑制した。（達成削減率：荒牧団地▲17.2%、昭和団地▲0.8%、桐生団地▲8.2%）

なお、この削減計画を実施したことにより、平成 22 年度実績と比較し、約 21,890 千円（平成 27 年度単価に換算）の経費を抑制した。

(3) 附属病院の取組

民間コンサルタント会社と医用材料等についての契約支援業務及び関連コンサルタント業務の委託契約などにより、約 0.9 億円の経費削減をした。

3. 外部研究資金等の自己収入の増加に関する取組

(1) 外部研究資金等の情報提供

科学研究費助成事業等の採択率向上のため、URA 室と連携し、公募情報の周知や、公募説明会の開催、科研費採択経験者等による研究計画書の査読など研究者支援を行った。

(2) 産業界とのニーズのマッチング

共同研究の推進等、産学連携を積極的に進めることを目的に、群馬産学官金連携推進会議の実施（7/6）、地方自治体や金融機関等が主催する事業に参加し、本学の研究シーズについて、積極的に情報発信を行うとともに、産業界のニーズとのマッチングを行った。

昨年度に引き続き、これまでの産学官連携に金融機関を加えて連携を強化し、共同研究を積極的に推進した。

4. 情報公開や情報発信等の推進に関する取組

「大学広報推進室」を中心に、教育・研究・社会貢献等に係る大学の状況を積極的に公開した。主な取組みについては次のとおりである。

- ① 大学全体のホームページを大幅にリニューアルし、各種デバイスに対応した閲覧環境を整え、大幅なユーザビリティの向上を図った。
- ② ホームページを活用し、大手検索サイトより本学ホームページへのアクセスの向上を図るためのSEM施策（Search Engine Marketing）についても積極的に実施した。
- ③ 「リクナビ進学」や「ベネッセマナビジョン」等のインターネット媒体に積極的に参画した。

5. 施設設備の整備・活用等に関する取組

(1) 施設の整備

地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できる キャンパス整備を目的として以下の整備を行った。

二酸化炭素排出量削減のため、荒牧地区の社会情報学部校舎、昭和地区の医学図書館、桐生地区のイノベーションセンター、若宮地区の南校舎等の照明の LED 化及び荒牧地区の健康支援総合センターの二重ガラス化により約 23t-CO2/年（消費電力量 45,300kwh/年）削減する整備を実施した。

さらに、環境省の補助金により、昭和地区における二酸化炭素削減ポテンシャル診断を実施し、ボイラー空気比調整や蒸気バルブの保温強化等を実施することで、269t-CO2/年削減する整備を実施した。

また、荒牧地区では健康支援総合センターのバリアフリー化を実施した。

(2) 施設・設備の有効活用

教育・研究に資する主要な建物（附属病院、附属学校を含む）各室の使用状況調査を実施し、施設の有効活用を推進している。

6. 安全管理に関する取組

危機管理特別講義として弁護士である非常勤監事から次のとおり講義を実施した。

○荒牧地区：「マスメディアに対する危機管理」参加者 70 名

○昭和地区：「組織の危機管理について」参加者 257 名

7. 法令遵守に関する取組

【詳細は、45 頁 (4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等（法令遵守（コンプライアンス）に関する取組み）に記載】

III. 戦略的・意欲的な計画の取組状況

【平成 23～26 事業年度】

① 放射線腫瘍学研究と放射線治療に関する多くの蓄積と重粒子線照射施設・装置を有する唯一の国立大学である特色を活かし、重粒子線臨床研究を推進するとともに、この分野をけん引する優れたグローバルリーダーを養成するプログラムの実施や先進医療を推進している。

1. 重粒子線臨床研究の推進（平成 22 年度～）

重粒子線によるがん治療の臨床研究を推進し、その基盤となる物理工学的研究並びに生物学的研究を行っている。主な研究内容は次のとおり。

- ① 高精度炭素イオンマイクロサージェリー治療技術開発に関し、ビームスポットの大きさが約 $1\sigma = 1.4\text{mm}$ を達成した。新しいビーム取り出し方法 QAR 法（RF-knockout 法ともいう）によるビーム取り出しシステムに改良した。
- ② 新しいガンマ線トモグラフィ装置 CdTe コンプトンカメラの開発研究では、人体用のコンプトンカメラ試験器により、臨床に用いられる低エネルギー放射 RI の Tc-99m からポジトロンの高エネルギー領域まで、臨床レベルでの画質が採取できることを実証し、人体コンプトン画像取得に成功した。
- ③ 各種腫瘍や腸管などの正常組織に対する重粒子線への生物効果に関する基礎的研究を進め、腫瘍細胞の細胞死形態の研究、腫瘍細胞の DNA ダメージについて超高解像度顕微鏡による γH2AX フォーサイの微細構造の解析、腸管に対して適切な分割照射法の基礎データ取得などの研究成果が得られた。

2. グローバルリーダーの養成（平成 23 年度～）

医学系研究科医科学専攻（博士課程）において、重粒子線医学・生物学の基礎と重粒子線先端臨床研究並びに高度医療機器の開発・運用技術の研究開発を担う世界的なリーダーを養成するプログラムを実施した。本取組は、工学研究科（現理工学府）、国内外の関連組織及び医療装置メーカーなどと連携し、専門領域を超えた教育を行うものである。

平成 24 年度以降、在学生へ支給する学術研究支援のための研究奨励金制度により、受入学生延べ 39 名のうち 15 名の履修生に支給し、さらにはハーバード大学教授等による特別教育講演やモンゴル国立総合病院等において出前シンポジウムを開催するなど、学生募集に向けた広報を行った。

3. 先進医療の推進（平成 22 年～）

当初前立腺、頭頸部、肺等の治療から開始し、新たな重粒子線治療対象疾患として、頭蓋底腫瘍、頭頸部（悪性黒色腫、化学療法併用）、頭頸部（高線量投与）などのプロトコルを新たに開発して適応を拡大するとともに、薬物療法などを併せた集学的治療も行い、平成 27 年 3 月末までに延べ 1,613 名の治療を行った。

治療技術としては、正常組織への線量を減らし、正常組織へのダメージを減らす体にやさしい照射法である 3 次元積層照射法について、コミッションング（性能検証）と運用の確認を終えて実用化された治療を開始した。

② 強みを有する統合腫瘍学や内分泌代謝学等の先端研究分野において、世界水準の研究力を強化するため、先端的な研究組織（未来先端研究イニシアティブ）を設置して、海外から優秀な外国人研究者を招へいし、国際共同研究を推進するとともに、機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する計画を定めており、平成25年度においては、「未来先端研究機構」の設置に向けた各種規程の整備や研究者を配置するための海外研究機関との調整等を行っている。

1. 未来先端研究機構の取組（平成26年度～）

戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を活用し、本学の強み（統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学）を更に発展させる組織として、平成26年度に未来先端研究機構を設置した。

2つの部門に計6つのプログラムの運用を予定しており、各プログラムには、本学の研究者と世界中から公募した研究者を置くほか、海外トップクラスの研究者の招へいを実施し、ラボラトリーを設置して国際共同研究を実施している。当該プログラムは、5年程度で実績を評価し、実績が認められなければ廃止・縮小する等、高い研究水準を見える形で維持し展開していく。

平成26年度においては、国際公募による研究者の採用（准教授2名、助教3名）を行う等、3プログラムを先行して開始した。また「統合腫瘍学研究部門」においては、マサチューセッツ総合病院（MGH）（ハーバード大学医学大学院の関連医療機関）から1名の研究者を招へいし、国際共同研究を実施することとした。

このほか、国内外の研究者による国際シンポジウムを開催し、また、当該機構を主に担当する教員に対し、年俸制を適用して業務評価に応じた業績給を支給することとした。

【平成27事業年度】

① 放射線腫瘍学研究と放射線治療に関する多くの蓄積と重粒子線照射施設・装置を有する唯一の国立大学である特色を活かし、重粒子線臨床研究を推進するとともに、この分野をけん引する優れたグローバルリーダーを養成するプログラムの実施や先進医療を推進している。

1. 重粒子線臨床研究の推進

重粒子線によるがん治療の臨床研究を推進し、その基盤となる理工学的研究並びに生物学的研究を行った。主な研究内容は次のとおり実施した。

- ① 重イオンマイクロサージェリーポートについては平坦度の向上、サブミリレベルでの精度確認を行い、さらにミリ秒レベルでのビーム計測が可能となった。
- ② ガンマ線トモグラフィ装置 CdTe コンプトンカメラの開発研究では、角度分解能の向上、3次元イメージングの成功等、検出効率の改善を得た。
- ③ 酸素効果の定量化に向けた実験環境の構築、高精度線量測定のための線量計の調査・開発を理工学府との共同研究として進め多色 X 線 CT の開発を行った。
- ④ 治療効率化のため、実測に代わる計算アルゴリズムの開発とデータベースを構築し、高精度・高速自動位置決めアルゴリズム（特許申請予定）の開発を行った。
- ⑤ 複雑な DNA 損傷の微細構造やバイスタンダー効果の解明を目指すとともに、細胞死モードの一部を解明した。
- ⑥ 重粒子線の局所効果を高めるために、分子標的（DNA 修復及び細胞周期調節因子）や抗癌剤との併用効果とがん幹細胞への効果について研究を進めた。
- ⑦ 重粒子線による免疫原性細胞死の解明と、免疫機能を介した転移がんへの効果や再発予防の基礎研究を進めた。
- ⑧ 寡分割照射の生物学的理論的根拠について正常組織と腫瘍組織を比較し明らかにした。

2. グローバルリーダーの養成

重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラムを次のとおり実施した。

- ① 医学系研究科医科学専攻博士課程に設置したリーディングプログラム「重粒子線医工連携コース」に4月入学者3名のほか10月入学者2名が加わり平成27年度には25名となった。
- ② 奨励金（1人あたり15万円）については、コース履修生10名（D1：3名、D2：3名、D3：2名、D4：2名）に支給をした。
また、L-PhD 自立研究費についてはコース履修生に研究計画書の提出及び、1、2年生に英語でのプレゼンを実施し評価した結果、コース履修生20名（D1：6名、D2：6名、D3：5名、D4：3名）に傾斜配分（申請額及び評価により100万～8.1万円）を実施した。
- ③ 教育研究環境の整備のために、モンテカルロ型線量-DICOM変換システム、三次元放射線治療計画装置など整備した。
- ④ 6月22日に委員による現地視察を受け、プログラムの進行状況に関して指導・助言を受け、さらなる発展に繋がった。
- ⑤ 5月26日～5月29日に京都国際シンポジウムを開催し、院生の成果発表等を行い、国際アドバイザーボード等の学外研究者等から指導・助言等評価を受け、さらなる充実を図った。
- ⑥ 11月24日にD3のコース履修生が研究発表(QE)を行い国際アドバイザーボードから助言・指導及び評価を受けた。
- ⑦ 平成28年度学生募集選抜試験を行い、4名のコース履修生の受入れを決定した。

3. 先進医療の推進

重粒子線治療対象疾患は、前立腺、頭頸部（非扁平上皮癌）、肺癌、肝、直腸（術後再発）、骨軟部、リンパ節再発、小児がん、頭蓋底腫瘍、頭頸部（悪性黒色腫、化学療法併用）、頭頸部（骨軟部腫瘍、高線量投与）、去勢抵抗性前立腺癌、局所進行肺癌、局所進行子宮頸癌、膵臓癌、再照射、難治性悪性腫瘍などプロトコルを準備し、薬物療法、手術、一般の放射線治療などを重粒子線治療と併用して、当院の特色である集学的治療を行った。

治療患者数は平成28年3月までに延べ1,980名（平成27年度は、367名（平成26年度は496名：平成27年5月～7月の間、先進医療新規患者の受入停止）であった。

技術的には3次元積層照射法やパッチ照射法を行い、より有害事象軽減と大腫瘍への適応拡大を図り、肝細胞癌に対する重粒子線治療のプロトコルを国内の多施設共同臨床試験として先進医療Bにて申請した。

また、外国人患者受入体制の充実のため、経済産業省の「医療の国際化」事業の開始に伴い設置された委託業者等（コーディネイト会社）と契約を締結し、受入を行っており（延べ16名）、外国人患者へのサービス向上のためウェブページに多言語で適応疾患を掲載した。

国内外の医療機関から重粒子線治療の研修を受入れ、また、重粒子線治療の国際トレーニングコースを放医研と共催して、OJTを含む人材育成にも力を注いだ。

学術的発表、専門部会、講演会、ホームページやパンフレット作成など県内外の医療機関と連携し、重粒子線治療が有効利用されるように努めている。

さらに、国内の重粒子線治療5施設で行われる、先進医療Bの臨床試験実施プロトコルを取りまとめ医療機関として作成した。平成28年度から試験開始予定である。

② 強みを有する統合腫瘍学や内分泌代謝学等の先端研究分野において、世界水準の研究力を強化するため、先端的な研究組織（未来先端研究イニシアティブ）を設置して、海外から優秀な外国人研究者を招へいし、国際共同研究を推進するとともに、機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する計画を定めており、平成25年度においては、「未来先端研究機構」の設置に向けた各種規程の整備や研究者を配置するための海外研究機関との調整等を行っている。

1. 未来先端研究機構の取組

【詳細は、19頁 IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況（未来先端研究機構の取組）に記載】

IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況

【平成25～26事業年度】

1. 教員組織の一元化

大学力の最大化には、大学構成員一人一人がその持てる力を存分に発揮できる体制を構築すること、大学の持つ人的リソースが有効に活用されることが必要となることに鑑み、教員組織を一元的に管理する「学術研究院」を設置した。すべての教員は分野等の別なく、単一の組織である「学術研究院」に所属し、この学術研究院から学部、大学院、研究所、機構、センター等の大学内の様々な組織に派遣され、教育、研究、社会貢献などの大学業務を行う。

この仕組みは、学部、大学院等の組織に定員を固定化しないことが大きな特徴で、柔軟な人的配置が可能となり、優れた成果を出す可能性のある組織には人員を増やすなど、大学機能の強化につなげていくことが可能となった。

2. 未来先端研究機構の立ち上げ

戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を活用し、本学の強みを更に発展させる組織として、未来先端研究機構を立ち上げた。この中では、重粒子線プロジェクトを核とした統合腫瘍学と、生体調節研究所を核とした内分泌代謝学の二つを柱として平成26年4月に設置された。海外から研究者を招いた研究室も立ち上げ、真にグローバルな環境下での研究推進を図る。群馬大学版WPIとして、世界のトップを目指し先端研究を推進する。

3. 執行役員会議等によるガバナンス機能の強化

学長、理事及び学長が指名する執行役員をメンバーとする「執行役員会議」を平成26年4月から新たに立ち上げた。この執行役員会議は、各学部等が抱える課題を背景にしながらも、所属する組織の利益代表的な観点にとらわれることなく、大学全体と各学部等がバランスの取れた発展を目指すことを議論する場とともに機動的な運営を図ることにより大学運営の要にするとの方針を打ち出した。

4. 教員の年俸制適用の拡充

教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、業績評価に応じた弾力的な給与の運用を可能とする年俸制について、適用範囲の拡充を行った。年俸制はこれまで、テニュアトラック普及・定着事業により雇用された一部の教員にのみ適用していたが、平成26年11月からは、未来先端研究機構を主担当とする教員に適用させたほか、学部等を主担当とする採用教員へも適用を拡充した。さらに任期の定めのない教授についても適用を拡充し、各年度当初に60歳に達している者を基本として、55歳に達し当該制度の適用を希望した者についても対象とすることとした。

5. 教員の任期制

本学独自の取組として、平成25年4月以降に採用した全教員に対して5年の任期制を適用している。原則として5年間の任期付で採用し、その間の業績の評価により任期の定めのない職位に移行するもので、国際的に行われているテニュアトラック制と同様の国際標準ともいえる制度である。当該制度による実績は、平成26年度末で304人となっており、全教員(840人)の36.2%となっている。

【平成27事業年度】

1. 未来先端研究機構の取組

平成26年度に設置した未来先端研究機構では、放射線医学研究が世界のトップランクの研究教育診療病院である「マサチューセッツ総合病院(MGH)」の放射線腫瘍学の研究室及びバイオイノベーションの世界的拠点である「リージェュ大学」並びに内分泌代謝学の分野で世界最高峰レベルの研究機関である「カロリンスカ研究所」の医化学の研究室の海外ラボラトリーを招致し、国際共同研究を推進した。

また、「群馬大学未来先端研究機構ビッグデータ統合解析センター設置要項」を制定し、センターを設置した。平成28年1月に教員3名(教授1名、准教授1名、助教1名)を採用した。また、患者の診療情報と観察研究に関する情報を集約し、効率的な試料の管理及びデータ解析が可能となる臨床研究支援システムを整備した。

2. 戦略的な人員配置を可能とする取組

退職者・転出者の教員ポストについて、学部等からの改革計画の提出を求め、役員会で審査のうえ必要な人員配置を行うなど、すべて学長(役員会)の裁量としている。

この改革により、新たに生じた欠員を学長(役員会)裁量ポストとした上でこれらを学部等に再配置することが可能となった。

平成27年度は、39名のポストを学長裁量ポストとし、34名を学部等の将来構想を踏まえ再配置した。なお、5名については、新学部構想等の原資とするなど再配置を留保した。また、ポストのみならず人事(採用、昇任等の選考)について、各学部等で実質決定していたものを各学部等教授会は業績審査のみを行い、学長の指名した者により構成される執行役員会議が最終選考を行うこととした。

平成27年度は、49名の教員の採用や昇任等の選考を行った。

3. 執行役員会議等によるガバナンス機能の強化

執行役員は、学長が学部長等に対し個別に、全学的課題への取組みに対する意見を聴取したうえで、直接指名としている。これら大学運営組織の整備とともに、教育研究評議会や教授会の審議事項を抜本的に見直し、役員会等を中心とした運営体制を明確化した。

4. 教員の年俸制

年俸制はこれまで、テニュアトラック普及・定着事業により雇用された一部の教員にのみ適用していたが、平成26年11月からは、未来先端研究機構を主担当とする教員に適用させたほか、学部等を主担当とする採用教員へも適用を拡充した。さらに任期の定めのない教授についても適用を拡充し、各年度当初に60歳に達している者を基本として、55歳に達し当該制度の適用を希望した者についても対象とすることとした。

【詳細は15頁「1. 組織運営の改善に関する取組(多様な人材を確保するための人事・給与システムの弾力化)」参照】

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	① 学長のリーダーシップの下、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の各般にわたり、実施体制・方法等のあり方について、本学の基本的な目標を踏まえた不断の見直しを行いつつ、戦略的な学内資源配分を行う。
	② 教職員の評価を実施し、評価結果を適正に活用する。
	③ 学長及び役員会を中心とし、適切な人事管理を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【1】 ① 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しや整備等を含め、適切な学内資源の配分を行う。 特に、機動的・戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置する。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・保健学研究科の設置、医学部医学科の入学定員増、工学部から理工学部への改組等、社会のニーズに併せた教育研究組織の見直しを行った。 ・学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な法人運営を可能とするため、平成 26 年度に「学術研究院」を設置し、教員組織の一元化を行った。		
	【1】 ①-1 学長のリーダーシップの下、学術研究院から学部等へ適切、かつ、戦略的な人員の配置を行う。		III	(平成 27 年度の実施状況) 【1】①-1 将来構想等を踏まえた、本学の強み（統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学）を更に発展させる組織として設置した群馬大学未来先端研究機構にビッグデータ統合解析センターを設置し、教員 3 名を採用（配置）した。		
	【1】 ①-2 教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、教育研究組織等の見直しを行う。		III	(平成 27 年度の実施状況) 【1】①-2 本学の強み（統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学）を更に発展させる組織として設置した群馬大学未来先端研究機構の研究部門及び海外ラボラトリー並びに学内組織、地域医療機関等と連携し研究を推進するためにビッグデータ統合解析センターを設置した。		
【2】 ② 教職員の人事評価を定期的に実施し、評価結果を給与等に反映させる。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・教員評価を 3 年に一度実施し、結果が良好だった教員に対して、研究費のほか一時金の配分を行った。また職員評価を毎年度実施し、人事及び給与に反映させた。 ・平成 26 年度より導入した年俸制の適用教員については、毎年度業績評価を実施し、給与に反映させることを決定した。		
	【2】 ② 職員評価を実施するとともに、評価結果を給与等に反映させる。		III	(平成 27 年度の実施状況) 【2】② 教職員評価・人事制度検討部会において作成した、各職域毎の「人事評価結果の活用について」に基づき、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）評価の結果を昇格者の選考等の給与制度に反映させた。		

<p>【3】 ③-1 運営費交付金、事業収入等に基づく、効率的な人員管理、人件費の運用を行うとともに競争的資金等を活用する。</p>	<p>【3】 ③-1 運営費交付金、事業収入等のほか、競争的資金等も活用し適切な人員管理、人件費の運用を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・教職員定員削減計画 (平成 23～27 年度) を策定し、継続的な人件費の抑制を行った。 ・文部科学省からの支援を受けて、教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、テニユアトラックによる年俸制を導入し、平成 26 年度においては、その適用範囲を拡大することを決定した。</p>	
<p>【3】 ③-2 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業績評価体制を整備し、年俸制は退職手当に係る運営費交付金の積算対象となる教員を中心として年俸制導入等に関する計画等に基づき促進する。</p>	<p>【3】 ③-2 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な業績評価体制を整備し、年俸制導入等に関する計画等に基づき促進する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、業績評価に応じた弾力的な給与の運用を可能とする年俸制について、適用範囲の拡充を行った。 【詳細は、14 頁「1. 組織運営の改善に関する取組 (教員の年俸制)」参照】</p>	
<p>【3】 ③-3 40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニユアトラックとして新たに 6 人採用することとし、その雇用を促進する。</p>	<p>【3】 ③-3 40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員をテニユアトラックとして新たに 2 人採用する。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、26 年度には 4 名採用した。</p>	
	<p>ウェイト小計</p>			

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標 業務内容の改善を通じて効率的・合理的な業務運営を実現する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【4】 業務内容の簡素・合理化を進め、必要に応じ事務処理体制を見直しつつ、効率的な事務執行を行う。	【4】 業務内容の簡素・合理化を進めるなど、効率的な事務執行を行う。	III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・全学統一の教務システムの導入や、財務会計や医事などの業務システムの機能改善を行ったほか、会計規程を見直し、再編・スリム化を行った。 ・継続的に事務組織の見直しを行い、課単位の統廃合を行った。		
		III		(平成 27 年度の実施状況) 【4】 事務局長を委員長とする事務改善合理化協議会において、より実効性のある事務の改善・合理化を実施できるよう、当該協議会の下に業務ごとの分科会を設置し、分科会ごとに改めて現状の分析及び改善策の策定を開始した。		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

I. 特記事項

業務運営の改善及び効率化に関して、戦略的・効果的な資源配分、業務運営効率化に向けて、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献等の各般にわたり、実施体制・方法等のあり方について検討を行い、次の取組を行った。

組織運営の改善

【平成 22～26 事業年度】

1. 若手先端科学研究者の研究環境改革 (テニュアトラック制) (平成 22 年度～)

【3】③-1

テニュアトラック制として「先端科学研究指導者育成ユニット (先端医学・生命科学研究分野及び先端工学研究分野)」に在籍する若手研究者 (Young Ambitious (YA) 教員) の研究環境の整備を継続するとともに、これまでに YA 教員 13 名を採用した。

さらに、本学がテニュアトラック普及・定着事業 [機関選抜型] に採択され、テニュアトラック普及推進室を設置の上、SC (Science Climber) 教員を 3 名を採用した。当該教員に対し、スタートアップ資金等を活用し、研究環境の整備を行った。

なお、これまでにプログラムの中間評価を受け、A (所期の計画と同等の取組が行われている) の評価を得た。

2. 教員組織の一元化 (平成 26 年度)

【1】①

学長の強いリーダーシップにより教育、研究、社会貢献などの大学業務を遂行するための組織体制を検討し、学部、研究科等に所属している教員を全学体制の学術研究院へ一元化した。

3. 全教員に任期制の導入 (平成 25 年度～)

【3】③-3

平成 25 年 4 月以降に採用した全教員に 5 年の任期制を導入した。任期付き教員は任期中に業績等の審査を行い、一定の評価を得た教員に対して任期の定めのない教員へと移行する制度で世界的に行われているテニュアトラック制と同様の国際標準ともいえる人事制度が整った。

なお、当該制度による実績は、平成 26 年度末で 304 名となっており、全教員 (840 名) の 36.2% となった。

4. ガバナンス機能の強化 (平成 26 年度)

【1】①

【詳細は、14 頁「II 業務運営・財務内容等の状況」 (ガバナンス機能の強化) に記載】

5. 男女共同参画推進室の設置 (平成 25 年度～)

【3】③-2

育児や介護等のライフイベントと、教育・研究・業務との両立を支援するため、学長のリーダーシップのもと、男女共同参画推進室を設置した。

各学部等と連携を図るため、全学の室員体制を整備し、各キャンパスに、相談や情報提供、託児などを行うスペースを設け、担当職員や専任のコーディネータを配置するなど、学内環境の整備を行った。

女性教職員等の交流・相談スペースとして「まゆだま広場」を各キャンパスに設置しており、妊婦の休憩室や授乳室、両立アドバイザーやメンターによる相談、教職員の交流等の多目的なスペースとして活用され、これまでに延べ 1,095 名が利用している。

【平成 27 事業年度】

1. 執行役員会議等によるガバナンス機能の強化

【1】

【詳細は、19 頁 IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況 (執行役員会議等によるガバナンス機能の強化) に記載】

2. 男女共同参画の推進

【3】③-2

育児や介護等のライフイベントと、教育・研究やその他の業務との両立を支援するため、学長のリーダーシップのもと、男女共同参画推進室を設置しており、各学部等と連携を図るため、各キャンパスに、相談や情報提供、託児などを行うスペースを設け、専任のコーディネータや担当職員を配置するなど、学内環境の整備を行った。

これまでの取組が、次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合しているとして評価され、「くるみんマーク」を取得した。

3. 研究支援人材育成コンソーシアム事業

【3】③-2

首都圏北部 4 大学連合事業の枠組みが受け皿となり、群馬大学、宇都宮大学、茨城大学が事業実施期間、埼玉大学が連携機関となって平成 26 年度に研究支援人材育成コンソーシアム事業に採択された。

これは研究支援人材 (大学での呼称は URA) を雇用して、この育成を行うものである。

これにより群馬大学では 5 人の URA が配置された。この教育プログラムは上述の 4 大学以外にも開放をすることになっており、現在、東京医科歯科大学、新潟大学がこのコンソーシアムに加入し、平成 28 年度から開講する研究支援人材向けの教育プログラムの受講者が派遣される予定である。

平成 27 年度においては、コンソーシアム事業の一環として、12 月に東京都内でシンポジウムを開催した。

4. 年俸制教員に対する業績給評価の導入

【2】②

平成 26 年度から導入した年俸制を適用した教員について、各年度ごとに業績評価を実施することとした。

業績評価は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の領域の項目から対象者が選択し、学部長等が評価した結果を学長が全学的な視点で精査し、最終評価を行うとともに、執行役員会議が業績評価結果について、必要な検証を行うこととしている。

5. 適切な人事管理 【3】③-1
 【詳細は、19頁 IV. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況（戦略的な人員配置を可能とする取組）に記載】

6. 若手先端科学研究者の研究環境改革（テニュアトラック制） 【3】③-3
 平成26年度から実施している若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員9名（平成26年度：4名）を採用し、27年度については、5名を採用した。

事務の効率化・合理化

【平成22～26事業年度】

1. 国際交流を推進するための組織の見直し（平成24年度） 【4】
 国際交流に関して、教育組織と研究組織間の連携を強めるため、新たに教育研究国際化推進委員会を置き、国際化推進の基本計画の策定などを行うこととした。これらの連携をサポートするため、研究を支援する事務部門である研究推進部内にあった国際交流に係る事務部署を見直し、学生を支援する事務部門である学務部と研究推進部に各々国際交流に係る事務部署を設置することとした。

2. 全学統一の教務システム導入（平成25年度） 【4】
 各学部等がそれぞれで運用していた教務システムを全学で統一し、教務事務の全学統一及びデータの共有化などの合理化を図るとともに、当該システムによる授業の履修登録が可能となった他、休講、補講などの情報や大学からのお知らせなどを掲載し、学生の利便性を高めた。

3. 科研費経理システムの更新（平成25年度） 【4】
 単独のシステムであった科学研究費補助金の経理システムについて、財務会計システムとの一元化を行った。これにより従来手作業で行っていたシステム間の連携作業が簡素化され、効率的な事務執行が可能となった。

4. 役員会でのタブレット端末の導入（平成25年度） 【4】
 これまで役員会ではペーパー資料により会議を行っていたが、データの効率的な利用及び環境資源へ配慮したペーパーレス化を進めるため、タブレット端末による会議を開始した。（1月あたり4,000枚の削減）

【平成27事業年度】

1. 事務改善・合理化に向けた検討 【4】
 事務局長を委員長とする事務改善合理化協議会において、より実効性のある事務の改善・合理化を実施できるよう、当該協議会の下に業務ごとの分科会を設置し、分科会ごとに改めて現状の分析及び改善策の策定を開始した。

共通の観点に係る取組状況

○戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

(1) 学長裁量経費、学部長等裁量経費の活用

中期計画及び年度計画の確実な実施及び全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクト等を推進する経費として、学長裁量経費及び学部長等裁量経費を確保し、若手研究者・女性研究者の研究、国際交流事業、社会貢献事業など教育研究の活性化を図った。

平成25年度～27年度の実績は次のとおりである。

年度	学長裁量経費(千円)	学部長等裁量経費(千円)
平成25年度	765,573	254,932
平成26年度	781,155	274,307
平成27年度	1,505,247	234,432

(2) 人件費の削減

継続して人件費の抑制を実施するため、教職員定員削減計画（平成23年度から平成27年度）に基づき、定員を削減した。

平成25年度～27年度の実績は次のとおりである。

年度	教員(名)	教員以外(名)	削減額(千円)
平成25年度	4	2	△35,044
平成26年度	3	4	△42,167
平成27年度	2	4	△35,376

(3) 教育研究組織等の見直し

大学運営組織の整備とともに、教育研究評議会や教授会の審議事項を見直し、役員会等を中心とした運営体制を明確化し、教育研究組織等の見直し、また、効率的・合理的業務運営を実現するため、事務処理体制の見直しを行った。主な取組みは次のとおりである。

【運営組織の見直し】

(平成25年度)

- ・従来型の工学教育体制では実現が困難であった、確かな基礎学力と広い学問分野にわたる課題解決能力を備えた人材及び科学技術分野で活躍できる研究者・技術者を育てるため、工学部、工学研究科を発展的に解消して、新たに「理工学部」、「理工学府」を設置した。
- ・学長のリーダーシップのもと男女共同参画社会の実現に向けて、「国立大学法人群馬大学男女共同参画推進基本計画」を策定し、「男女共同参画推進室」を設置した。

(平成 26 年度)

・役員会の下に、学長、理事、副学長及び学長が指名する執行役員により運営される「執行役員会議」を新たに設置し、これまで学部等の教授会で行っていた教員の選考を行うこととした。

また、教育研究評議会や教授会の審議事項を見直すことにより、学長の下、役員会を中心とした運営体制を明確化し、人的リソースの再配置、予算の配分、研究スペースの配分等、大学全体と各学部等がバランスの取れた戦略的な発展を目指すことを議論する場として機能している。

・大学の持つ人的リソースを有効に活用し、戦略的な法人運営を行うため、教員を全学的に一元管理する「学術研究院」を設置した。

この仕組みは、学部、大学院等の組織に定員が固定的に張り付いていないことが大きな特徴で、柔軟な人的配置が可能となり、優れた成果を出す可能性のある組織には人員を増やすなど、大学機能の強化につなげていくことが可能となる。

また、この仕組みを活用し、本学の強みを更に発展させる組織として、未来先端研究機構を立ち上げた。

(平成 27 年度)

・先端的研究に参画する若手研究者の研究環境を整備することにより、人材の流動性を高め、優れた世界的研究拠点の形成につながるプロジェクト型研究の推進を図るため、それまでの「テニユアトラックモデル事業」に加えて「テニユトラック普及・定着事業」の採択を受け、本事業推進のための「テニユアトラック普及推進室」を設置した。

【事務の効率化・合理化】

(平成 25 年度)

・教育及び研究の国際交流を推進するための事務組織体制について検討を行い、研究推進部に設置していた国際交流課の業務を整理し、新たに学務部に国際交流課を設置した。

また、研究推進業務及び産学連携業務を見直し、研究推進部に新たに研究推進課及び産学連携推進課を設置した。

(平成 26 年度)

・医療サービス課の組織体制の充実を機に名称を医事課に変更した。

・学生サービスの向上、業務の効率化を図るため、各学部等がそれぞれで個別に構成していた教務システムを廃止・統合し、全学で統一したシステムを導入した。

当該システムの導入により、データの共有化等、事務の効率化が図れたほか、学生に対し、休講、補講の情報、大学からの連絡事項など学生生活において必要な情報を随時更新し提供するなど学生サービスの向上が図れた。

(平成 27 年度)

・事務局長を委員長とする事務改善合理化協議会において、より実効性のある事務の改善・合理化を実施できるよう、当該協議会の下に業務ごとの分科会を設置し、分科会ごとに改めて現状の分析及び改善策の策定を開始した。

○外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

(1) 外部有識者の活用状況

大学運営に外部の多様な意見が反映されるよう学外の有識者を積極的に起用している。起用の状況は次のとおりである。

【監事】

全て民間（金融機関、弁護士等）から起用している。

平成 25 年度～27 年度の実績は次のとおりである。

年度	常勤（名）	非常勤（名）
平成 25 年度	1	1
平成 26 年度	1	1
平成 27 年度	1	1

【経営協議会】

委員の半数以上を民間、教育関係等学外者から起用している。

平成 25 年度～27 年度の実績は次のとおりである。

年度	学内（名）	学外（名）
平成 25 年度	6	8
平成 26 年度	6	8
平成 27 年度	5	6

【群馬大学 TLO 等】

民間企業での業務経験者等外部有識者を積極的に起用している。

平成 25 年度～27 年度の実績は次のとおりである。

年度	TLO 長（名）	知的財産コーディネーター等（名）	産学連携コーディネーター（名）
平成 25 年度	1	4	2
平成 26 年度	1	4	2
平成 27 年度	1	3	2

(2) 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

経営協議会において、各委員から出された意見について、役員会で検討の上、取組みを実施している。委員からの意見に対する主な取組みは次のとおりである。

また、当該協議会の次第、議事概要及び意見への対応状況は、本学ウェブサイトにて公開している。

- ・学外委員と学部長等の意見交換会の実施
- ・男女共同参画推進体制の充実
- ・診療体制の見直し
- ・医療安全への取組

(3) 監査機能の充実

【監事監査】

実地監査及び恒常的な業務監査として、役員会等への出席等を通じて大学の業務全般に関し監査を実施し、監査結果を取りまとめた報告書を学長に提出するとともに、役員連絡会並びに教育研究評議会に報告及び各学部等の長に通知をしている。

なお、前年度の学部等ごとの監事意見・提案に係る取組予定等の実施状況を確認するため、当該年度の実地監査時にはあらかじめ書面で報告させ、確認した上で、学部長及び事務責任者等に質問を行い、意見を求めることとしている。

【内部監査】

総務・財務担当理事を室長とする内部監査室を設置し、前年度の指摘事項に関するフォローアップを含めた監査を実施している。

監査結果は、学長に報告するとともに、事務協議会に報告し検証している。

【会計監査】

法令に基づき監査法人による財務諸表についての監査を実施している。

また、学長との意見交換を行い監査計画策定や監事との意見交換に関する提案を行う等により、監事及び監査法人と監査結果を共有し監事との連携を強化した。

課題として指摘された事項に対する取組

■平成 26 年事業年度における評価結果【抜粋】

附属病院において、腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故が発生していたにも関わらず、死亡事例についての適切な要因分析や病院長への報告がなされることなく、手術が継続して行われていたことがあり、結果として複数の患者が死亡するという極めて重大な事態が生じるとともに、厚生労働省社会保障審議会医療分科会から医療安全管理のための体制確保に問題がある等の指摘を受け、特定機能病院の承認が取り消されるという事態に至った。

大学としては、診療体制の見直しや医療安全管理体制の強化等に向けた取組を行っているが、今後も引き続き改善すべき点の検証等を行い、さらなる医療安全管理体制の強化や組織体制の見直し等に積極的に取り組むほか、全ての教職員が本事例の重大性を受け止め、一人一人が意識改革を行うことも強く求められる。

平成 27 年度においては、次の取組を行った。

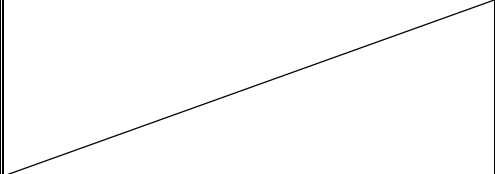
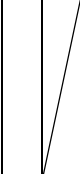
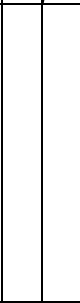

- (1) 内科診療センター及び外科診療センターの設置
ナンバー内科及び外科診療体制を廃止し、内科診療センター及び外科診療センターに統合させ、病院長指名によるセンター長を配置し、その統括下の臓器別診療科に再編成した。
- (2) コンプライアンス推進室の設置
医療安全、保険診療、臨床研究、医療倫理、情報管理等に関する法令、規約、指針等を全職員が遵守するよう、コンプライアンス推進計画の立案、教育・研修の企画と管理を行う病院コンプライアンス推進室を設置した。
- (3) インシデント報告体制の充実
問題事例の早期かつ漏れのない把握のため、インシデント報告中のバリエーション報告に該当する事例に具体的な内容を追加し、改定した。
- (4) 死亡症例の検証
全ての死亡退院症例を専門的に検証し、病院として早急に行うべき改善策を直接病院長と病院コンプライアンス推進室長に提案する体制を整備し、医療安全上の対策が遅滞なく実行されるようにした。
- (5) 医療安全管理体制の強化
平成 26 年度に「医療安全管理部」を「医療の質・安全管理部」に改組し、具体的方策として、報告対象を明確化するためのバリエーション報告内容の改定、集中治療部、手術部、看護部と医療の質・安全管理部の連携強化や直接の報告による問題事例を洩れなく把握する体制を強化した。
また、ハイリスクな手術等の事前審議体制、死亡症例検証委員会と連携してより詳しく検討する必要がある死亡症例を把握する体制を構築した。
さらに、平成 27 年 4 月に、欠員であった医師のゼネラルリスクマネージャーを配置し、人的体制についても強化を図った。

- (6) インフォームド・コンセント及びカルテ記載の充実
インフォームドコンセントの質向上のため、説明同意文書に記載すべき内容を明確化するとともに書式を統一し、審査、承認を行う体制を整えた。
診療録ピアレビューについて、昨年度までは評価結果を各診療科に報告するのみだったが、十分な評価が得られなかった診療科に対しては、改善計画書の提出を求め、その後の改善状況も確認する形に強化した。
- (7) 倫理審査・教育体制の整備
新規もしくは高難度の医療行為導入時における倫理審査体制整備のため、各種倫理審査委員会の規程を見直し、審議対象を明確に規定するとともに、申請フローチャートを作成し、届け出すべき委員会とその手続きを明確化した。承認した医療行為の実施結果の報告を徹底し、検証体制を確保した。
- (8) 保険診療管理センターの設置
保険診療の理解と適正化を図るため、平成 26 年度に保険診療管理センターを設置し、適切な保険診療を管理する体制を構築している。
- (9) 研修体制の充実
ポケットマニュアルの内容を見直す機会として、医師、看護職員、医療系技術職員は必修とし、「ポケットマニュアルを見ながらEラーニング」の配信を開始した。
また、計画を立てて実施している医療安全研修の他に、医療の質・安全安全管理部からお知らせしたほうが良い情報がある際には、その都度医療安全セミナーとして開催することとした。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	① 外部研究資金とその他の自己収入の増加に努める。
	② 附属病院の健全な経営と安定した収入の確保に努める。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況 中期/年度	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
				中期	年度
【5】 ①-1 学内外にまたがるプロジェクト型研究により、大型外部研究資金獲得を目指す。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 研究戦略室を中心に、プロジェクト型研究を推進し、文部科学省の「博士課程リーディングプログラム」等の大型外部研究資金を獲得した。		
	【5】 ①-1 学内外にまたがる共同研究等により、外部研究資金獲得を目指す。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【5】①-1 研究戦略室を中心に、学部をまたがる研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や支援を行うとともに、科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催し、「美術館等と連携する地域アートプロジェクトを活用するアートマネジメント人材育成研修プログラムの構築と実施・評価」等の外部研究資金を獲得した。		
【6】 ①-2 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的な情報提供と支援を行う。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 研究戦略室を中心に、学部をまたぐ研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や応募書類の事前チェック等の支援を行うとともに科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催し、各種外部研究資金を獲得した。		
	【6】 ①-2 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的な情報提供と支援を行う。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【6】①-2 研究戦略室を中心に、学部をまたぐ研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や応募書類の事前チェック等の支援を行うとともに、科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催し、各種外部研究資金を獲得した。		
【7】 ①-3 収入の増加を図るため、共同研究の推進等、産学官連携を積極的に進める。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 産学連携を推進し、地域の活性化をより進展させていくことを目的に毎年、本学・前橋商工会議所・前橋工科大学の3機関が主催の協議会を開催した。 また、平成 25 年度からは、これまでの産学官連携に加え、金融機関を加え企業との共同研究等を推進した。		
	【7】 ①-3 産学官連携による共同研究等を進める。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【7】①-3 産学連携・知的財産戦略室（群馬大学 TL0）を中心に、本学の持つ特許をベースとする企業との共同研究等を推進し、特許実施料等収入、共同研究等収入を確保した。		

<p>【8】 ② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 病院稼働額や収入額について「25 年度目標値」を設定し、毎月検証を行った。病院運営についての共通認識を持つよう、教職員に対して、会議や広報誌を通じた情報提供を行った。 民間コンサルタント会社と医療材料とについて、<u>契約支援及び関連コンサルタント業務の委託契約を締結し、経費を削減した。</u></p>	
	<p>【8】 ② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【8】② 医療費削減のため、「医療材料の在庫定数の見直し」を行うとともに、民間コンサルタント会社と医用材料等についての<u>契約支援業務及び関連コンサルタント業務の委託契約などにより、約 0.9 億円を削除した。</u></p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	(1) 人件費の削減 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
	(2) 人件費以外の経費の削減 効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費を節減する。

中期計画	平成27年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【9】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	【9】 実施済み	III		(平成22～26年度の実施状況概略) 総人件費改革(平成18～22年度の間に5%の人件費削減)に基づき、 <u>中期計画に掲げた人件費5%減を達成した。</u> 継続した人件費の抑制を図るため、教職員定員削減計画(平成23～27年度)を策定し、計画的な人員管理を行った。		
		III		(平成27年度の実施状況) 【9】		
【10】 各種業務委託の点検及び光熱水量の抑制などにより、管理的経費を削減する。		III		(平成22～26年度の実施状況概略) <u>業務委託契約を見直し、複数年契約を締結することなどにより、管理的経費を削減した。</u> 光熱水量について、団地別・学部別に毎月の使用量を諸会議に報告するとともに、ウェブサイト公表することにより、 <u>個別の負担額を明確にし、エネルギーの使用を抑制した。</u>		

	<p>【10】 各種業務委託の点検などにより、引き続き管理的経費の抑制に努める。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【10】 業務委託契約を見直し複数年契約を締結することなどにより、管理的経費の削減を図った。特に、教職員宿舎維持管理業務について、群馬工業高等専門学校との共同調達による複数年度契約を締結し、経費を削減した。</p>		
		<p>ウェイト小計</p>		
		<p>ウェイト総計</p>		

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

1. 科学研究費助成事業等各種外部研究資金の獲得 【5】①-1

研究戦略室を中心に、学部をまたぐ研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や支援を行うとともに、科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催し、各種外部研究資金を獲得した。

大型外部研究資金

(平成 22 年度)

- ・文部科学省科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」「若手先端科学研究者の研究環境改革」 188,617 千円
- ・日本学術振興会先端研究助成基金助成金「最先端・次世代研究開発支援プログラム」 3 件、490,100 千円（4 年間の総額）

(平成 23 年度)

- ・科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・インターンシップ推進事業」 (28,120 千円)
- ・大学改革推進等補助金「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」 (162,335 千円)
- ・国家基幹研究開発推進事業「脳科学研究戦略推進プログラム」 (49,992 千円)

(平成 24 年度)

- ・科学技術人材育成費補助事業「テニユアトラック普及・定着事業」 (27,400 千円)
- ・卓越した大学院拠点形成支援補助金 (146,717 千円)
- ・大学改革推進等補助金「博士課程教育リーディングプログラム（オンリーワン型）」 (239,468 千円)

(平成 25 年度)

- ・研究拠点形成費等補助金「未来医療研究人材養成拠点形成事業」 (70,870 千円)
- ・研究拠点形成費等補助金「博士課程リーディングプログラム」（オンリーワン型） (239,468 千円)
- ・科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」 (15,827 千円)

(平成 26 年度)

- ・研究拠点形成費等補助金「未来医療研究人材養成拠点形成事業」 (67,100 千円)
- (平成 26 年度)
- ・大学改革等推進補助金「群馬一丸で育てる地域完結型看護リーダー」 (25,000 千円)
- ・研究拠点形成費等補助金「博士課程リーディングプログラム」（オンリーワン型） (211,955 千円)
- ・科学技術人材育成費補助金「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」 (24,999 千円)

【平成 27 事業年度】

財務内容の改善充実に関して、経費の削減、自己収入の増加、資金の運用に向けて次の取組を行った。

人件費の削減

継続した人件費の抑制を図るため、教職員定員削減計画(平成 23 年度～平成 27 年度)により、23 名の削減を図った。 【9】

平成 26 年度までの削減実績	23 名
平成 27 年度削減数	6 名

平成 27 年度定員削減：教員 2 名、職員 4 名合計：▲ 35,376 千円

また、役員会において、退職者・転出者の教員の後任補充 29 人中 13 人については、採用時期の 3 ヶ月以上の抑制を実施した。

経費の抑制、人件費以外の経費削減

1. 効果的な予算配分 【10】

「予算配分方針」に基づき、教育・研究等の質の維持及び向上の観点等から、配分単価を前年度と同額とした上で、「研究経費」、「教育経費」に区分し、教員数及び学生数により配分した。

ただし、「研究経費」については、本学の機能強化に資する取組を推進するために、10%を減額し、学長裁量経費の財源とした。

2. 光熱水量の節減に向けた取組 【10】

電力使用量については、学内専用ホームページに公表することにより、地区ごとの電力使用量を明確にしている。また、電力使用量については、平成 22 年度実績に対し、本学独自の削減目標値（削減率：荒牧団地▲17%、昭和団地▲2%、桐生団地▲8%）を設定し、電力使用量を 1,002,599kwh 抑制した。（達成削減率：荒牧団地▲17.2%、昭和団地+0.8%、桐生団地▲8.2%）

なお、この削減計画を実施したことにより、平成 22 年度実績と比較し、約 21,890 千円（平成 27 年度単価に換算）の経費を抑制した。

3. 附属病院の取組

【8】②

- (1) 医療費削減のため、以下の取組を行った。
 - ・医薬品については、薬剤部と事務部が協力して薬価差益等を検討し、後発医薬品への切替を実施した。
 - ・医療材料については、看護部と事務部が協力して在庫定数を見直し、また、低廉で同種同効の材料への切替も併せて実施した。
- (2) 民間コンサルタント会社と医用材料等についての契約支援業務及び関連コンサルタント業務の委託契約などにより、約0.9億円を削減した。
- (3) コピー用紙の裏面の再利用（内部使用）、両面印刷、必要に応じたカラー印刷を意識して行い、印刷経費の削減にかかる取組を行った。
- (4) 経営レポートを通じて附属病院の電力使用状況を建物別に示して、節電への協力を依頼するとともに、空調温度設定の厳守や昼休時間の一斉消灯を意識して行い、電気料の削減にかかる取組を行った。

外部資金、寄附金その他自己収入の増加

1. 科学研究費補助事業等各種外部研究資金の獲得

研究戦略室を中心に、学部をまたぐ研究グループ活動や他機関との研究活動を促進するための情報提供や支援を行うとともに、科学研究費助成事業の公募説明会をキャンパス毎に開催し、各種外部研究資金を獲得した。

- (1) 大型外部研究資金 【5】①
 - ・科学研究費助成事業「持続的な経済成長の促進を可能とするICT利用のあり方に関する総合的研究」（10,800千円）
 - ・大学を活用した文化芸術推進事業「美術館等と連携する地域アートプロジェクトを活用するアートマネジメント人材育成研修プログラムの構築と実施・評価」（31,682千円）

- (2) 科学研究費助成事業 【6】①-2

採択件数	456件 [+3件]
採択金額	694,100千円 [-43,700千円]

※[]は前年度との増減

- (3) その他の外部資金 【6】①-2

受託研究	125件 [-3件]	464,367千円 [-80,519千円]
共同研究	180件 [-8件]	189,309千円 [-16,132千円]
寄附金	1,824件 [-284件]	1,041,718千円 [-118,261千円]

※[]は前年度との増減

2. 知的財産活用の取組

【7】①-3

産学連携・知的財産戦略室（群馬大学 TLO）を中心に、本学の持つ特許をベースとする企業との共同研究等の推進を行い、特許実施料等収入、共同研究等収入の確保に努めた。

特許実施料等収入	18件 [-5件]	7,455千円 [+778千円]
特許に基づく共同研究等収入	88件 [+10件]	393,473千円 [+40,593千円]

3. 資金の運用に向けた取組

【10】

低金利状況に対応するため短期的な定期預金による運用額を増やし、増収に努めた。運用益は、学長裁量経費（施設設備整備事業）の財源の一部とした。

4. 各種業務委託の見直し

【10】

業務委託契約を見直し複数年契約を締結することにより、管理的経費の削減を図っている。特に、教職員宿舎維持管理業務について、群馬工業高等専門学校との共同調達による複数年度契約を締結し、年間△86千円を削減した。

共通の観点に係る取組状況

○財務内容の改善・充実が図られているか。

- (1) 資金の運用に向けた取組

運用責任者として財務部長を充て、運用状況の確認及び市場調査を定期的に行い、各種法令等を遵守し、元本及び元金保証のある商品（定期預金や債権）で確実な方法で運用を行っている。

平成25年度から27年度における実績は次のとおりである。

年度	運用総額（億円）	利子（千円）
平成25年度	90	25,888
平成26年度	89	21,517
平成27年度	165	18,840

- (2) 財務情報の分析及び分析結果の活用

毎年度決算後に、運営費交付金、自己収入、人件費、物件費、外部資金、病院経営に係る各種経費、金額等を経年で比較・分析した資料を作成し、経営協議会において、今後の経営改善のための参考資料として提示している。

また、附属病院の月次の収支状況を定期的に役員連絡会へ報告し、経営改善のための議論を行った。

(3) 随意契約の適正化の推進

平成 20 年に制定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約の見直しを行い、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等による契約に移行した。

平成 25 年度から 27 年度における実績は次のとおりである。

年度	競争入札件数	競争入札による金額 (百万円)
平成 25 年度	18 件増	-4,976
平成 26 年度	34 件減	-3,155
平成 27 年度	38 件減	-7,684

※件数及び金額は平成 18 年度との比較

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標 自己点検・評価を厳正に実施するとともに、第三者評価等の結果を大学運営の改善に役立てる。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【11】 ① 自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 中期計画・年度計画に対する自己点検・評価（実施状況調査）を年 2 回実施し、学内の進捗状況を把握するとともに、計画の着実な実行を促した。 大学機関別認証評価等、様々な第三者評価の結果を業務改善に反映させた。		
	【11】 自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。	III		(平成 27 年度の実施状況) 【11】 大学機関別認証評価及び教職大学院認証評価において基準を満たしている と評価された。 なお、監査結果及び訪問調査時の評価機関からの意見等を各種会議等で周知し、教育研究の更なる改善に取り組むこととした。		
【12】 ② 教員評価の結果を踏まえ、教員の諸活動の支援・啓発を行う。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 教員の教育・研究・社会貢献・管理運営活動について評価を行い、全体の評価結果と本人の評価結果を、教員に通知し諸活動の啓発を行った。また、改善を要すると判断された教員に対しては改善計画を作成させ、特に優秀な教員に対しては、一時金及び研究費の配分を行った。		
	【12】 (平成 27 年度は、年度計画無し)	III		(平成 27 年度の実施状況) 【12】		
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

群馬大学

中期
目標

教育研究その他大学運営全般に関する情報を積極的かつ効果的に発信し、社会に対する説明責任を果たす。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【13】 教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。	【13】 教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。	III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 英語版ウェブサイトの改修、発行紙のデジタルパンフレット化、群馬県地域共同リポジトリの構築・運用など、ウェブサイトや広報誌を活用し、積極的な情報公開を行った。		
		III		（平成 27 年度の実施状況） 【13】 群馬県内の大学等の学術研究成果等を県内外に広く公開することを目的として、群馬県大学図書館協議会の協力・連携のもと、群馬県地域共同リポジトリ（AKAGI:Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes）を運営している。 群馬県立図書館のほか、群馬県立県民健康科学大学及び上武大学など県内の21 機関が参加し、平成 27 年 3 月末現在で登録件数が 7,956 件となった。 また、平成 25 年 4 月からの学位規則の改正に伴い、博士論文のインターネット（機関リポジトリ）による公開が義務付けられたことへの対応も行った。		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

1. 広報戦略（平成 22 年度） 【13】
教育研究の水準の維持向上を図り、社会的使命を果たしていくためには、有為な学生を確保することが不可欠であり、あわせて大学のブランド価値を高めることが極めて重要であることから、学内が一体となって連携協力しながら、戦略的に広報活動を行うことを目的として、平成 22 年 10 月に「群馬大学広報戦略」を策定し、大学広報推進室を設置し、広報活動を活発化させた。
2. 学生による授業評価（平成 22 年度） 【11】①
学生による授業評価を実施し、各科目毎の評価結果を授業担当教員にフィードバックして授業改善に役立てるとともに、学生と教員による授業方法改善のための懇談会やFDを実施するなど、教育方法の改善を図った。
3. 中期計画・年度計画に関する自己点検・評価（平成 22 年度） 【11】①
年 2 回実施している中期計画・年度計画の自己点検・評価について、専用ウェブサイトにて、点検項目及び評価結果を掲載し、中期計画・年度計画の進捗状況管理及び自己点検の効率化を図った。
さらに、評価結果については、ウェブサイトに掲載するほか、関係部局等に通知することにより、学内への周知徹底を図り、業務の改善を促した。
4. 教育学研究科教職リーダー専攻の認証評価（平成 22 年度） 【11】①
教育学研究科教職リーダー専攻においては、教員養成評価機構の第三者評価（認証評価）を受審し、教育内容・方法、指導体制及び大学院運営の全般にわたり「教職大学院評価基準に適合していると認定する」と評価された。
5. 教員評価結果の反映（平成 23 年度） 【12】②
平成 22 年度に実施した教員評価の結果を踏まえ、評価結果が特に良好だった教員に対し、研究費等の資源配分による諸活動の支援を行った。
6. 職員評価の実施、評価結果の反映（平成 23 年度） 【12】②
職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）の評価を実施し、評価結果を昇格者の選考等の給与制度に反映させた。
7. 教員評価の実施（平成 25 年度） 【12】②
教員の教育・研究・社会貢献・管理運営活動について評価を行い、全体の評価結果と本人の評価結果を、教員に通知し諸活動の啓発を行った。また、改善を要すると判断された教員に対しては改善計画を作成させ、特に優秀な教員に対しては、一時金及び研究費の配分を行った。

8. 群馬県地域共同リポジトリの構築（平成 25 年度） 【13】
群馬県内の大学等の学術研究成果及び県立図書館が所蔵する郷土関係資料等の知的文化財を県内外に広く公開することを目的として、群馬県大学図書館協議会の協力・連携のもと、群馬県地域共同リポジトリ（AKAGI:Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes）を運営している。
群馬県立図書館のほか、群馬県立県民健康科学大学及び上武大学など県内の 21 機関が参加し、平成 27 年 3 月末現在で登録件数が 7,956 件となった。
また、平成 25 年 4 月からの学位規則の改正に伴い、博士論文のインターネット（機関リポジトリ）による公開が義務付けられたことへの対応も行った。

9. 病院機能評価（平成 26 年度） 【11】①
（財）日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価の認定更新審査を平成 25 年 12 月に受審し、機能種別版評価項目 3rdG:Ver1.0 の主機能一般病院 2 及び副機能精神科病院の認定を受けた。受審準備から審査当日まで、長期間に渡り病院全職員が一体的に活動し、多職種連携の意識作りの上でも多大な効果を得た。また、継続的な自己点検・評価として毎年実施している「院内者による病院機能評価」において、本審査で実施される「ケアプロセス調査」を平成 26 年度から導入した。

10. 日本工学教育認定機構(JABEE)継続審査受審 【11】①
理工学部環境創生理工学科社会基盤・防災コース及び機械知能システム理工学科においては、継続審査を受審した。
環境創生理工学科社会基盤・防災コースについては、平成 25 年度に、機械知能システム理工学科については、平成 26 年に受審し、それぞれ 3 年間の継続認定を受けた。

【平成 27 事業年度】

評価の充実

1. 大学機関別認証評価 【11】①
大学評価・学位授与機構が実施する第三者評価（認証評価）を受審し、「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と評価された。
2. 教育学研究科教職リーダー専攻の認証評価 【11】①
教育学研究科教職リーダー専攻においては、教員養成評価機構の第三者評価（認証評価）を受審し、教育内容・方法、指導体制及び大学院運営の全般にわたり「教職大学院評価基準に適合していると認定する」と評価された。

3. 自己点検の実施・評価結果等の活用の推進 【11】①

- (1) 中期計画・年度計画に対する自己点検・評価（実施状況調査）を、中間調査と最終調査の年2回実施した。実施にあたっては、事務ネットワーク上の専用ドライブ（共有フォルダ）及び大学評価ウェブサイト等を活用し、調査・集計業務等を効率的に行った。
- (2) 国立大学法人評価委員会による「平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、及び政策評価・独立行政法人評価委員会における「国立大学法人等の業務実績に関する評価の結果についての意見」について、役員会等で周知するとともに、各部署局長宛てに通知を行った。また、これらを、業務運営改善に供するため、本学ウェブサイトに掲載し、学内関係者に広く情報提供を行った。

4. 学生による授業評価 【11】①

学部生及び大学院生による授業評価を実施し、各科目毎の評価結果を各授業担当教員にフィードバックして授業改善に役立てるとともに、学生と教員による授業方法改善のための懇談会やFDを実施するなど、授業改善に取り組んだ。

区分	総授業科目数	実施科目数	評価アンケート回収枚数
教養教育科目	703 科目	83 科目	1,673 科目
専門教育科目	1,582 科目	1,237 科目	25,250 科目
大学院科目	1,154 科目	389 科目	2,705 科目

5. 年俸制適用教員の業績評価の実施 【12】②

教育・研究活動を活性化し優秀な人材を確保するため、業績評価に応じた弾力的な給与の運用を可能とする年俸制を導入し、「国立大学法人群馬大学における年俸制適用教員の業績評価に関する要項」に基づき、業績評価を実施した。業績評価の領域は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」とし、学部長等により第一次評価を行い、学長が全学的な視点で精査し、最終評価を行った。
なお、評価結果は、執行役員会議で必要な検証を行っている。

情報公開や情報発信等

1. 情報公開や情報発信等の推進に関する取組 【13】

- 教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について次の工夫を行った。
- ① 大学全体のホームページを大幅にリニューアルし、各種デバイスに対応した閲覧環境を整え、大幅なユーザビリティの向上を図った。
 - ② ホームページを活用し、大手検索サイトより本学ホームページへのアクセスの向上を図るためのSEM施策（Search Engine Marketing）についても積極的に実施した。
 - ③ 「リクナビ進学」や「ベネッセマナビジョン」等のインターネット媒体に積極的に参画した。
 - ④ 大学の特色や取り組み事業などの情報について、大学のホームページに公開した。また、大学概要（冊子）や入試情報として大学案内・学部案内（冊子）及び大学案内動画を制作し、学内外に積極的に発信した。

共通の観点に係る取組状況

○中期計画・年度計画の進捗管理、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

- (1) 中期計画・年度計画の進捗状況管理の状況
中期計画・年度計画に係る自己点検・評価を年2回実施するとともに、中期計画期間におけるロードマップを作成し、毎年更新することで進捗状況を管理している。
- (2) 自己点検・評価の着実な実施及びその結果の法人運営への活用状況
中期計画・年度計画に係る自己点検・評価を年2回実施し、評価結果を学内専用ウェブサイトに掲載する等情報を共有し法人運営に活用している。

○情報公開の促進が図られているか。

- (1) 情報発信に向けた取組状況
教育、研究及び組織運営等の状況についての広報活動を行うため、大学広報推進室を設置し、広報に係る企画立案や各種広報誌等の改善・充実を図っている。
これまでに、学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供のほか、発行紙をデジタルパンフレット化しウェブサイト上で閲覧しやすい環境を整えた。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	① 施設の整備方針を明確にし、各キャンパスの特性を踏まえた施設整備を重点的・計画的に行うとともに、点検・評価に基づき有効活用を行う。
	② 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。
	③ 公共施設としてのキャンパス機能を確保するため、人と地球環境に十分配慮した施設整備を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【14】 ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。	【14】 ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。	III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 施設整備推進戦略に基づき、計画的な施設整備を行った。 主要 3 団地において施設の利用実態調査を平成 26 年に実施し、全学的な視点による施設運営・維持管理に活用することとした。	/	/
				III 【14】 ① 施設整備推進戦略に基づき、施設の耐震化について、(桐生) 同窓記念会館の平成 27 年度耐震改修設計を実施し、平成 28 年度改修工事を実施する計画としている。 なお、(昭和) 診療棟 3 については現行基準による耐震診断を実施し、安全性 (Is 値 : 0.7) を確認した。		
【15】 ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。	【15】 ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。	III	/	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備の整備を行った。 学内ウェブサイトにて、保有設備一覧や不要物品のリユース情報を掲載し、情報の共有化を図ることにより、教育研究設備の有効活用を行った。	/	/
				III 【15】 ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備の整備を行った。 学内ウェブサイトにて、保有設備一覧や不要物品のリユース情報を掲載し、情報の共有化を図ることにより、教育研究設備の有効活用を行った。		

<p>【16】 ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) 改修工事における建物の断熱化、サッシの二重ガラス化、太陽光発電設備の設置、空調機器の高効率化及び照明器具の LED 照明化等、環境保全に配慮したキャンパス整備を行った。</p>	
	<p>【16】 ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。</p>	<p>III (平成 27 年度の実施状況) 【16】③ 改修工事において、建物の断熱化、二重ガラス化及び空調機器の高効率化などを実施するとともに、既存施設の LED 照明化を行った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

② 安全管理に関する目標

中期目標	安全対策の強化及び安全管理教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。 また、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティを高める。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【17】 ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	/	III	/	<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略）</p> <p>危機管理マニュアルを事象毎に作成し、学内限定ウェブサイトに掲載している。</p> <p>教職員に対して、危機管理に対する様々な研修を実施しているほか、学生に対しても入学時・海外留学渡航前等に、オリエンテーションを実施し、修学及び教育研究環境の安全を確保した。</p> <p>地震及び風水害などの災害対策に必要な事項を定め、災害を予防し、人命を災害から保護し、被害の軽減及び復旧を図るとともに、他機関からの支援要請に対して適切に対応することを目的として、平成 19 年 3 月に策定した地震、風水害等への対応マニュアルについて、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、マニュアルの見直しを行った。</p>	/	/
	【17】 ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。	III	/	<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【17】①</p> <p>危機管理特別講義として弁護士から次のとおり講義を実施した。</p> <p>○荒牧地区：「マスメディアに対する危機管理」 参加者 70 名</p> <p>○昭和地区：「組織の危機管理について」 参加者 257 名</p>	/	/
【18】 ② 安全管理教育を徹底させるため、定期的に安全衛生講習会等を開催する。	/	III	/	<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略）</p> <p>全学共通の安全衛生講習会を、主要 3 キャンパスにおいて実施した。</p> <p>附属病院においては、医療安全職員研修及び感染対策講演会を年に複数回実施するとともに、新規採用者を対象とした医療安全に関する研修を実施した。</p>	/	/
	【18】 ② 安全管理教育を徹底させるため、定期的に安全衛生講習会等を開催する。	III	/	<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【18】②</p> <p>全学共通の安全衛生講習会を、主要 3 キャンパスにおいて実施した。</p> <p>医療事故を踏まえ、全学体制で各種取組を行っている。</p>	/	/

<p>【19】 ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させる。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) セキュリティポリシー普及のため、学生を対象に、<u>e-learning</u>による情報倫理教育を行ったほか、教職員を対象に講習会を開催し、教員に対するセキュリティチェックを行った。 ネットワーク障害への対策として、各キャンパスとデータセンターを直結する等、情報ネットワークの強化を行った。</p>	
	<p>【19】 ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させる。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【19】③ 教職員を対象に危機管理に関する研修会として、情報セキュリティに関する講習会を各地区で実施し、危機管理対策を徹底した。</p>	
		<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標 国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【20】 研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律等の徹底を図るため、教職員に対する啓発活動等を行うなど、法令遵守を徹底する。	【20】 業務全般にわたるコンプライアンス推進体制を定期的に点検し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び教職員への周知や研修を実施するなどにより法令遵守を徹底する。特に、研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理に係る取組みとして、決定・改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿って整備した不正防止体制により、教職員等に対する啓発活動を行う等の不正防止活動を行う。	III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律等の徹底を図るため、ガイドラインの改定にあわせて学内規程を整備し、諸会議をはじめ説明会や配布物による周知を強化する等、教職員に対する啓発活動等を行った。		
		III		（平成 27 年度の実施状況） 【20】 研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律の徹底を図るため、定期的に講習会を実施し注意喚起を行った。 また、内部監査において「研究費の適切な使用」について重点監査を行うなど、不正防止に取り組んだ。		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

施設設備の整備活用

1. **新たな手法による施設整備** (平成 22 年度) 【14】①
昭和地区において、PFI 方式を準用した公共施設等の整備方針（事業用定期借地権設定契約）により、患者サービス等病院のアメニティ機能の一層の充実を図ることを目的とした「附属病院アメニティモール」を整備し、運用を開始した。
2. **設備の整備・有効活用** 【15】②
(1) 年度ごとに設備マスタープランを策定し、教育研究等設備を計画的に整備した。
(2) 物品リユース情報について、学内ウェブサイトへの掲載方法を変更するなどの効率化を図り、設備の更なる有効活用を推進した。
3. **環境保全** 【16】③
(1) 改正省エネルギー法に基づき、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理規程」を制定するとともに、群馬大学全体のエネルギー管理標準（電気・熱負荷の機器運転管理を行うための標準値）を策定した。
(2) 群馬大学省エネルギー行動計画を基に各部局毎に省エネルギー行動計画を作成し、電力需要及び電気の使用状況を監視するとともに、省エネパトロールを行った。
(3) 改修工事において、建物の断熱化、二重ガラス化及び空調機器の高効率化などを実施するとともに、既存施設の LED 照明化を行った。

安全管理

1. **地震、風水害等への対応マニュアルの見直し** 【17】①
地震及び風水害などの災害対策に必要な事項を定め、災害を予防し、人命を災害から保護し、被害の軽減及び復旧を図るとともに、他機関からの支援要請に対して適切に対応することを目的として、平成 19 年 3 月にマニュアルを策定した。
地震、風水害等への対応マニュアルについて、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、マニュアルの見直しを行った。

2. **安全管理教育** 【18】②

- (1) 全学的な見地から教職員の安全衛生等を確保することを目的とした「健康診断」及び「安全衛生講習会」をキャンパス毎に実施した。
さらに、医学部附属病院においては、医療安全分野について、全教職員対象の医療安全職員研修及び感染対策講演会を実施した。
なお、新規採用者を対象とした医療安全に関する研修を前期と後期にそれぞれ実施した。
- (2) 学生への生活・就学オリエンテーションを実施するとともに、留学生に対しては、留学生生活相談会において、「危機管理オリエンテーション」を実施し、安全管理教育の徹底を図った。
- (3) 「学生のための海外渡航安全ガイドブック」を作成し、オリエンテーションで渡航学生に配布すると共に、国際教育・研究センターのホームページに掲載し、海外渡航時の危険とその予防等について更に周知・徹底を図った。

3. **情報セキュリティポリシー講習** 【19】③

- (1) 新任教員説明会の一環で、本学の情報セキュリティポリシーについて講習を行った。
- (2) 新規採用職員及び他機関からの転入職員に対して、PC・ネットワークの扱い方、共有フォルダの利用方法、サイバー攻撃等の対策を始めとする情報セキュリティについて講習を行った。
- (3) 教職員を対象として、荒牧地区、昭和地区及び桐生地区で情報セキュリティ講習会・新ネットワーク説明会を開催し 555 名の参加があった。
- (4) P2P ソフトウェアの検知を行い、検出した場合は地区運用委員会の協力を得て削除を行った。
- (5) メディアセンターニュースでセキュリティに関する記事を毎回掲載し、セキュリティの啓発を行った。
- (6) 1 年生全員に対する講義と情報倫理 e ラーニングの必修化により学生に対する情報倫理教育を徹底させた。また、内容を最新のものに更新した。
- (7) eduroam 利用者に対して、セキュリティ意識を向上させるため e ラーニング履修を義務付けた。

法令遵守

(法令遵守 (コンプライアンス) に関する取組み)

1. 公的研究費の不正使用防止に向けて取り組んだ事項 【20】

- ① 研究費を使用する際の学内ルール、学内規程及び留意事項等をウェブサイトに掲載するとともに、「会計ルールハンドブック」、「研究費使用ハンドブック」を作成し、教職員へ配布した。
さらに、ルールの解釈についても、学部等間での統一的運用を図るため、内部監査等において、教職員等に対するヒアリング調査等を行うなど、学部等における問題点等についての洗い出しや必要に応じての見直しを行った。
- ② 科研費公募説明会や新任教員説明会、新規採用事務職員研修、係長研修、財務会計研修等において、不正防止計画・研究費使用ハンドブックなどの説明を行い、教職員への周知に一層努めた。
- ③ 平成 23 年度に研究費の適正な執行のための調査として、預け金及びプール金の有無について、全教職員等に対し、アンケート調査を実施した。
- ④ 学内監査において研究者 (監査対象研究課題の研究代表者) 及び事務職員等に対して、ヒアリング調査を実施し、研究費の使用ルール等についての理解度を確保するとともに、適正な執行について、周知徹底を図った。
さらに、平成 24 年度における学内監査は重点事項として、以下の事項について監査を実施した。
 - ・取引業者の売掛金台帳との照合
 - ・研究費の使用ルールについて教職員を抽出してヒアリングを実施 (発注権限・納品検収・謝金等の事実確認方法・研究費使用ルールの相談窓口や不正使用の通報窓口などの理解度について確認)
 当該結果に基づいて、今後の周知方法の在り方及び各種説明会の実施方法等に活用していく予定である。
- ⑤ 不正防止に特化した学内監査を実施し、取引業者の売掛金台帳との照合に加え、非常勤雇用者の勤務実態の確認や、教職員との意見交換等を通じて、研究費における不正防止、研究費等の適正な経理の徹底を図った。
- ⑥ 公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ること、不正に対する措置等及び不正が生じた場合の調査を行う研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会に関し必要な事項を定めるため以下の規程等を制定した。
 - ・公正な研究活動及び適正な資金執行規程
 - ・研究活動等における不正に対する措置に関する内規
 - ・不正調査に関する委員会内規

2. 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項 【20】

- ① 従来から整備されている教職員行動規範及び科学者行動規範等を円滑に運用且つ本学の社会的信頼の維持及び向上に資することを目的とした「コンプライアンス推進規則」を制定した。
- ② 「国立大学法人群馬大学における研究費の運営及び管理に関する規程」を制定し、ルールの明確化及び関係者の意識向上を図った。
- ③ 平成 26 年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン (実施基準)」及び「研究活動における不正好意への対応等に関するガイドライン」を踏まえ「国立大学法人群馬大学における研究費の運営及び管理に関する規程」を廃止し、「国立大学法人群馬大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」を制定し、公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ることに必要な事項を定めた。
- ④ 教職員全員に「群馬大学教職員行動規範」を送付し教員には「群馬大学科学者行動規範」を英文版と併せて送付し、コンプライアンス (法令遵守) の徹底を図った。
- ⑤ 不正防止重点事項を策定した。また意識浸透やルールの理解度を確保し、今後の不正防止への取組みの見直しに活用するため、全教職員 (非常勤含む) を対象として「コンプライアンス (法令遵守) 意識調査」を実施した。

3. 各法人が定めている情報セキュリティに係る規則の運用状況や、個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項 【20】

- ① 機能的かつ機動的に保有個人情報の管理を行うため、管理体制を見直すとともに、「個人情報管理ハンドブック」を平成 23 年度に新たに作成し、全教職員へ配付した。
- ② 教職員に綱紀粛正及び服務規律の遵守について通知し、その中で個人情報の適正な管理を周知した。
- ③ ファイアウォールの監視を強化し、P2P ソフトウェアの利用が検知された場合には、セキュリティポリシーに則り、システム運用委員会委員を通じて、ユーザへの警告、ソフトウェア削除を行う体制を整えた。
- ④ セキュリティポリシー普及のため、Moodle を利用し教員に対するセキュリティチェックを実施した。(267 人実施)
- ⑤ セキュリティポリシー普及のため、「情報セキュリティ講習会」を荒牧地区、昭和地区、桐生地区、若宮地区において実施した。
- ⑥ 「総合情報メディアセンターNEWS」でセキュリティに関する記事を毎回掲載し、セキュリティ啓発を行った。
- ⑦ 学部 1 年生全員に対し、情報講義と情報倫理 e ラーニングを必修化することにより、学生への情報倫理教育を徹底した。

4. 教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項 【20】

- ① 学内ウェブサイトを整備し、研究活動における守るべきルール（民間の研究助成金の寄附手続きを含む。）が平易に理解できるよう、情報提供の改善を行い教職員等への周知徹底を図っている。
また、民間の研究助成については、事務部門において採択結果を確認している。
- ② 平成24年度は研究助成財団等からの研究助成金の個人経理の有無について、全研究者等に対し、アンケート調査を実施した。
- ③ 新任教員に対して、教職員行動規範、研究費ハンドブック等を配布し、コンプライアンス（法令遵守）の周知徹底をするとともに、採用時に研究助成財団等から助成金の交付を受けている場合、個人経理をしていないかの確認及び指導を行った。

【平成27事業年度】

施設設備の整備活用

1. 施設の整備・有効活用 【14】

- (1) 施設の耐震化について、（桐生）同窓記念会館の平成27年度耐震改修設計を実施し、平成28年度改修工事を実施する計画としている。
なお、（昭和）診療棟3については現行基準による耐震診断を実施し、安全性（Is値：0.7）を確認した。これにより本学の耐震化は完了する予定である。
- (2) 非構造部材の耐震化については、平成27年度附属中学校武道場及び附属病院外来診療棟の天井材落下防止改修を実施した。
- (3) 基幹設備（ライフライン）について、平成27年度にライフライン（建物外の基幹配管・配線等）の実態調査（把握）を実施した。このライフライン実態調査をもとに、更新計画を策定した。

2. 設備の整備・有効活用 【14】

設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備を行った。
学長裁量経費及び目的積立金により教育用12件、研究用23件、診療用5件予算総額946,521千円の設備を整備した。また、学内専用ホームページに保有設備を掲載し、設備の学内共有化を促進し有効活用を行った。

安全管理

1. 危機管理に関する取組 【18】②

危機管理特別講義として弁護士から次のとおり講義を実施した。
○荒牧地区：「マスメディアに対する危機管理」参加者70名
○昭和地区：「組織の危機管理について」参加者257名

2. 安全衛生講習会の実施 【18】②

全学共通の安全衛生講習会を、主要3キャンパスにおいて、実施した。
○荒牧地区：参加者60名
○昭和地区：参加者108名
○桐生地区：参加者71名

(法令遵守（コンプライアンス）に関する取組み)

1. 公的研究費の不正使用防止に向けて取り組んだ事項 【20】

- ① 「群馬大学における公正な研究活動等説明会及び平成28年度科学研究費助成事業公募説明会」を地区ごとに行った。
【詳細は、研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項 ①参照】
- ② 「平成27年度新任教員説明会」（平成27年4月24日）、「平成27年度第1回群馬大学新規採用職員研修」（平成27年4月9日～10日）等において、公正な研究活動や研究費の不正使用について説明を行った。

2. 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項 【20】

- ① 「群馬大学における公正な研究活動等説明会及び平成28年度科学研究費助成事業公募説明会」を地区ごとに行うとともに、教職員等の出席をより容易にするため、主会場から他のキャンパスにも遠隔中継を実施したほか、欠席者に対し、DVDの視聴をさせる等の受講指導を行った。
当該説明会では、研究倫理教育、コンプライアンス教育の一環として公正な研究活動、適切な経費執行について説明を行った。
また、本説明会后に理解度等調査票を提出してもらうことで、参加者の理解度を把握するとともに、説明の仕方等の見直しを行い、今後の説明会の改善を予定している。
【内訳：遠隔中継参加者含む】
○昭和地区（平成27年9月24日）参加者166名
○桐生地区（平成27年9月28日）参加者189名（太田キャンパス含む）
○荒牧地区（平成27年9月29日）参加者206名
- ② 「平成27年度新任教員説明会」（平成27年4月24日）、「平成27年度第1回群馬大学新規採用職員研修」（平成27年4月9日～10日）等において、公正な研究活動や研究費の不正使用について説明を行った。
- ③ 教職員等に対して、公正な研究活動等を行うことを証する誓約書を提出させた。
- ④ 研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律の徹底を図るため、毎年定期的に行われる群馬大学内部監査規程に基づく監査実施の際、教職員に対する啓発活動をその都度、教授会等で学部長及び事務長から注意喚起を行っている。
- ⑤ 研究倫理教育に関し、平成27年10月からCITI Japanのe-learningプログラムの受講を開始し、研究活動等に従事する職員・大学院生等の受講を義務化することで、公正な研究活動等を推進するよう徹底を図った。

3. 各法人が定めている情報セキュリティに係る規則の運用状況や、個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項【20】

- ① 新任教員説明会の一環で、本学の情報セキュリティポリシーについて講習を行った。
- ② 新規採用職員及び他機関からの転入職員に対して、PC・ネットワークの扱い方、共有フォルダの利用方法、サイバー攻撃等の対策を始めとする情報セキュリティについて講習を行った。
- ③ 教職員を対象として、荒牧地区、昭和地区及び桐生地区で情報セキュリティ講習会・新ネットワーク説明会を開催し555名の参加があった。
- ④ P2Pソフトウェアの検知を行い、検出した場合は地区運用委員会の協力を得て削除を行った。
- ⑤ メディアセンターニュースでセキュリティに関する記事を毎回掲載し、セキュリティの啓発を行った。
- ⑥ 1年生全員に対する講義と情報倫理 e ラーニングの必修化により学生に対する情報倫理教育を徹底させた。また、今年度より、内容を最新のものに更新した。
- ⑦ eduroam 利用者に対して、セキュリティ意識を向上させるため e ラーニング履修を義務付けた。

4. 教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項【20】

- ① 平成28年2月1日に昭和キャンパスにおいて、寄附金・助成金等の取扱いについて正しい理解を促すため「寄附金等の適切な取扱いに関する説明会」を行った。
 なお、教職員等の出席をより容易にするという観点のもと、他のキャンパスにも遠隔中継を行った。

共通の観点に係る取組状況

- 法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。
- (1) 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制・規則等を適切に整備・運用しているか。
 本学の法令遵守（コンプライアンス）を推進するため、国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則を定めている。
 最高責任者である学長の下に、総括責任者として理事（総務・財務担当）を置き、役員会をコンプライアンス推進に関する最高審議機関とした体制を整備している。
 また、学部等においては、推進責任者として学部等の長が、内部指導や研究倫理面での指導を行っている。
 研究活動・資金不正防止については、学長を最高責任者とする「研究活動・資金の執行不正防止推進のための体制」を整備するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室が相互に連携し、コンプライアンスの維持・確保している。
 なお、公正な研究活動、本学で管理を行うと規定している資金の適正な費消行為を図ること、不正に対する措置等及び不正が生じた場合の調査を行う研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会に関し必要な事項を定めるため以下の規程等を制定した。
 - ・公正な研究活動及び適正な資金執行規程
 - ・研究活動等における不正に対する措置に関する内規
 - ・不正調査に関する委員会内規
 さらに、学部等ごとに学部等の長を学部等内の実質的な責任者とし、コンプライアンス及び研究倫理等の教育を実施している。
 なお、コンプライアンスの意識浸透やルール理解度の確認するため、平成26年度には、全教職員を対象に「コンプライアンス（法令遵守）意識調査」を実施し、今後の不正防止への取組みの見直し等に活用することとしている。
 - (2) 危機管理体制・規則等を適切に整備・運用しているか。
 群馬大学危機管理規則に基づき、「危機管理対応指針」を制定し、本学における危機管理体制の運用の基本的枠組み及び全学の危機管理対応マニュアルの作成等について必要な事項を定めている。また、当該指針に基づき、事象ごとにマニュアルを整備し、研修・訓練等を実施している。
 危機管理体制としては「全学の危機管理室」「学部等の危機管理室」「当該事象の主管部署」の3組織により対応しているほか、必要に応じて学長の判断により臨時的組織として「危機対策本部」を設置することとしている。

II 大学の教育研究等の質の向上

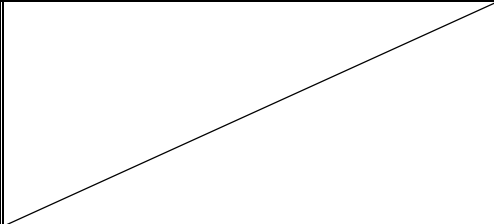
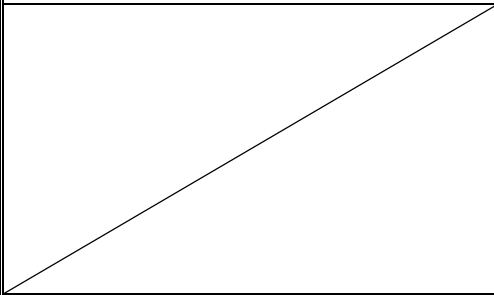
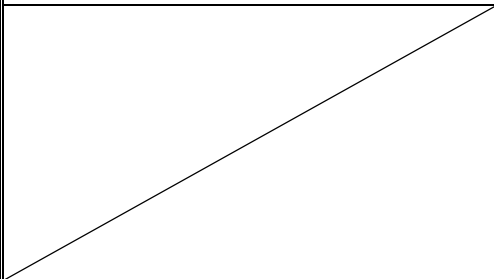
(1) その他の目標

① 附属病院に関する目標

中期 目標	患者中心の医療を推進し、安心・安全で質の高い医療を提供する。
----------	--------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
		中期	年度		
【47】 ① 医療事故防止・院内感染対策等のための院内安全管理体制を安定的に運用するとともに、患者サービスをさらに向上させる。	/	II		<p>（平成 22～26 年度の実施状況）</p> <p>計画的に入院診療から退院への支援を行うため「入退院センター」を開設する等、患者サービスの向上に努めた。</p> <p>また、教職員を対象とした医療安全及び感染対策等に係る研修を定期的実施していたが、<u>腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故が発生していたにもかかわらず、適切な要因分析や病院長への報告がなされることなく、結果として複数の患者が死亡するという事態が生じるとともに、特定機能病院の承認が取り消されるなど、大学として、医療安全管理体制の一層の強化や組織体制の見直し及び教職員一人一人の意識改革を求められる事態となった。</u></p>	
	<p>【47】</p> <p>①-1 前年度に発覚した医療事故問題を踏まえ、医療安全管理体制の強化を図るとともに、診療体制を抜本的に見直し適切な運営を行う。</p>	III		<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【47】①-1</p> <p><u>腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全学体制で再発防止並びに信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行った。</u></p> <p>【詳細は、57 頁 ○附属病院について「1. 特記事項④その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等」参照】</p>	
	<p>【47】</p> <p>①-2 医療の質・安全管理部を中心に、研修等を通じて知識・技術の向上を図るとともに、インシデント情報を共有する。</p>	III		<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【47】①-2</p> <p><u>腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全学体制で再発防止並びに信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行った。</u></p> <p>【詳細は、57 頁 ○附属病院について「1. 特記事項④その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等」参照】</p>	

	<p>【47】 ①-3 感染対策関係研修を通じて、知識の向上を図るとともに、感染症情報の共有化を徹底する。</p>	<p>III (平成 27 年度の実施状況) 【47】①-3 新規採用職員対象の研修のほか、全職員を対象として感染対策関係の研修を実施した。 なお、当該研修については、eラーニングシステムまたはDVDで研修の様子視聴ができるようにした。 また、多剤耐性緑膿菌やインフルエンザなどについて、情報収集するとともに院内において周知徹底し、感染対策の危機意識の向上を図った。</p>
	<p>【47】 ①-4 患者支援センターを中心に、患者サービスを向上させる。</p>	<p>III (平成 27 年度の実施状況) 【47】①-4 病院情報システムの更新に伴い、医療費精算機や再診機を増設及び再配置により待ち時間の短縮等を行った。 また、入退院センターや各診療科に、受付案内表示システムを導入し、ディスプレイにより、受付順番の見える化を行った。</p>
	<p>【47】 ①-5 病院における医療の質を管理するための医療統計を引き続き公表する。</p>	<p>III (平成 27 年度の実施状況) 【47】①-5 本院の医療行為を数値化することによって、現状の把握と、経年変化の比較・検証による医療の質向上の一助となるよう、診療情報管理部で医療統計冊子を作成し本院ホームページにて情報公開した。</p>
<p>【48】 ② 大学院医学系研究科、生体調節研究所、重粒子線医学研究センター等との共同研究により、先進医療及び医療機器等の研究開発を推進する。</p>	<p>② 重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発研究及び医療機器等の研究開発を行う。</p>	<p>III (平成 22~26 年度の実施状況) 重粒子線治療において、新規プロトコルを開始し、対象疾患の適応を拡大したほか、薬物療法、手術、一般の放射線治療などを併用した集学的治療を行った。 重粒子線治療を利用して、新しい照射方式である高精度炭素イオンマイクロサージェリー治療技術や、ガンマ線トモグラフィ装置 CdTe コンプトンカメラといった装置の開発研究を行った。</p> <p>III (平成 27 年度の実施状況) 【48】② 重粒子線治療対象疾患は、前立腺、頭頸部（非扁平上皮癌）、肺癌、肝、直腸（術後再発）、骨軟部、リンパ節再発、小児がん、頭蓋底腫瘍、頭頸部（悪性黒色腫、化学療法併用）、頭頸部（骨軟部腫瘍、高線量投与）、去勢抵抗性前立腺癌、局所進行肺癌、局所進行子宮頸癌、膵臓癌、再照射、難治性悪性腫瘍などプロトコルを準備し、薬物療法、手術、一般の放射線治療などを重粒子線治療と併用して、当院の特色である集学的治療を行った。</p>

<p>【49】 ③ 重粒子線がん治療に向けて体制を整備し、臨床運用する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況) 患者の受け入れ体制を整備し、平成 22 年度より先進医療を開始した。 近隣の主な医療機関において、説明会や講演会を行ったほか、各種メディアを使った広報や、施設見学会・市民講座等を開催し、広報活動を行った。 国外患者受け入れのための体制を整備し、平成 25 年度より受入を開始した。</p>
<p>【49】 ③ 重粒子線がん治療について、引き続き他の医療機関や一般市民への周知を図る。</p>			<p>III</p>
<p>【50】 ④ 医療人能力開発センターを中心として、医師、コメディカル等の医療従事者の専門能力を高める教育研修プログラムを実施する。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況) 医療従事者の専門能力の向上のために、シミュレータ教育を実施した。 病院・医学部教職員、研修医、医学生が閲覧できる e-learning・EBM コンテンツの提供を行い、医療技能に関する知識の習得を支援したほか、群馬県内初期研修医や女性医師支援プログラム参加者にも利用可能とすることで、地域医療と地域医療人の生涯教育に貢献した。</p>
<p>【50】 ④ 院内医師、医療系専門職員の専門能力の向上及び地域医療人の卒業後教育のためにシミュレータ教育を実施する。</p>			<p>III</p>
<p>【51】 ⑤ 自治体及び県内外の医療機関との連携により地域医療の質を向上させるとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育活動を行う。</p>		<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況) 平成 22 年度より、連携施設との相互理解・意見交換を目的として、地域医療連携施設交流会を開催し、定期的に地域医療について活発な意見交換を行った。 拠点病院として、地域の医療従事者を対象として研修会や、地域住民を対象とした市民講座を開催した。</p>

<p>【51】 ⑤-1 がん、肝疾患、エイズ、神経難病等疾患治療、災害医療の拠点病院として、公開講座等を開催し、地域の医療従事者・住民に対しての情報発信を行う。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【51】⑤-1 群馬県内における各種拠点病院として公開講座等の取り組みを行った。 【詳細は、13 頁 全体的な状況 [附属病院] 3. 運営面(4)がん医療の質向上への取組参照】</p>	
<p>【51】 ⑤-2 連携病院と情報交換の会を開催することにより、地域医療の質を向上させるとともに、連携病院に対して医療情報を提供する。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【51】⑤-2 地域医療連携施設交流会を開催し、本院の現状報告や、医療事故に伴い院内診療科体制の改正などについて情報提供を行い、<u>活発な意見交換が行われ、地域医療者との連携を図った。</u></p>	
		<p>ウェイト総計</p>

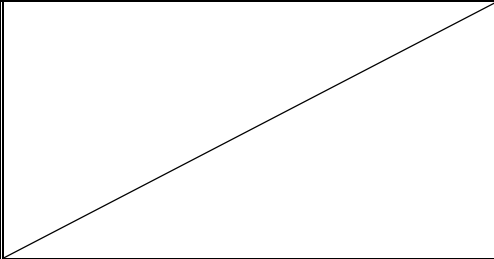
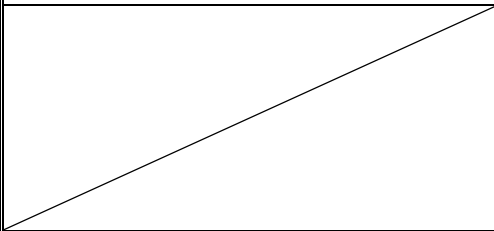
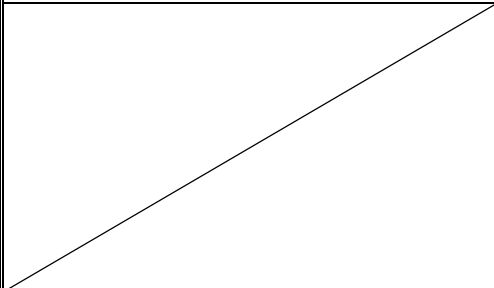
Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(1) その他の目標

② 附属学校に関する目標

- 中期目標
- ① 教育学部及び教育学研究科との連携により教育実習等を充実させ、教員養成教育の機能を強化する。
 - ② 教育学部及び教育学研究科との共同研究を組織的に展開し、その成果を附属学校での教育に活用する。
 - ③ 地域の教育のモデル校として関係教育機関と連携し、地域の教育活動の活性化に貢献する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
		中期	年度		
【52】 ① 教育学部の教育実習計画に基づき教育実習の指導内容・方法の改善を図るとともに、教育学研究科の教育課程にも積極的に協力する。		III		(平成 22～26 年度の実施状況) 学部 4 年間を見通した体系的な教育実習を行っており、2 年次の授業実践基礎学習（観察実習）及び 3 年次及び 4 年次の本実習（教育実習 A、C、D）のほか、教育学研究科では、専門職学位課程の課題発見実習と、修士課程の授業総合演習を、附属学校園において実施し、 <u>学校現場と大学との往還型教育に授業実践等関わった。</u>	
	【52】 ①-1 教育学部と附属学校園との連携により、教育実習及び教職実践演習の体系化を推進するとともに、教育学研究科の教育課程にも積極的に協力する。	III		(平成 27 年度の実施状況) 【52】①-1 学部 4 年間を見通した体系的な教育実習を推進している。附属学校園においては 2 年次の授業実践基礎学習（観察実習）及び 3 年次及び 4 年次の本実習（教育実習 A、C、D）を実施しているほか、修士課程のコース制導入に伴い、 <u>学校現場と大学との往還型教育に授業実践等関わった。</u>	
	【52】 ①-2 教員養成 F D センターを中心に、学部教員研修プログラムを実施する。	III		(平成 27 年度の実施状況) 【52】①-2 教員養成学部での経験のない新任教員の職能発達を図り、自身で教員養成にどのように関わるべきか考える機会を提供することを目的に、 <u>新任教員を対象に教育活動観察会や F D センター員を交えた教育サロンの実施などの取組を行った。</u>	

<p>【53】 ②-1 学部・附属共同研究委員会の活動を充実させ、教育学部及び教育学研究科との共同研究を推進するとともに、学外に向けて研究成果を公開する。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況) 教育学部附属学校教育臨床総合センターと群馬県教育委員会とが連携して、平成 23 年度には、各教科で伸ばしたい資質・能力や指導の基本等を示した「はばたく群馬の指導プラン」を作成し、学校の現場で指導プランを活用出来るよう群馬県内全小学校へ配布した。</p>
	<p>【53】 ②-1 教育学部と教育学研究科と共同で設置した学部・附属学校共同研究推進センターを拠点として、教育課題の共同研究を推進するとともに、学外に向けて研究成果を公開する。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【53】②-1 群馬県教育委員会との連携により、国語、算数、理科、社会の教科を中心に、教育実践例をまとめた資料集を作成すると共に CD「活用する力を伸ばす：評価資料集Ⅱ」を制作し、学校の現場で活用できるよう群馬県内全小学校へ配布した。</p>
<p>【54】 ②-2 地域の教育の充実に貢献できるような、附属学校の先導的・実験的な活用を推進し、その成果を検証する。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況) 教育学部や群馬県教育委員会等の地域教育機関と連携し、公開研究会を定期的に実施し、校内授業研究会を公開した。 群馬県教育委員会と、小学校における体育授業プログラムの開発、理数科教育に係る研究、「いじめ」問題の解決を通じた教育課題解決モデルの構築、特別支援教育の充実、ぐんま「確かな学力」育成プロジェクトの5テーマについて共同研究を継続して実施した。</p>
	<p>【54】 ②-2 教育学部と附属学校園との連携をより一層強化するとともに、群馬県教育委員会等と連携し、地域の教育課題に対し、附属学校園の先導的・実験的な教育を推進する。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【54】②-2 群馬県教育委員会と連携して、小学校における体育授業プログラムの開発、理数科教育に係る研究、「いじめ」問題の解決を通じた教育課題解決モデルの構築、特別支援教育の充実、ぐんま「確かな学力」育成プロジェクトの5テーマについて共同研究を実施した。</p>
<p>【55】 ③ 教育の現代的課題に対応するため、特別支援教育サポートセンターを改組・整備し、地域の教育への貢献活動を推進する。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況) 平成 22 年度に、特別支援教育サポートセンターを発展的に改組し「子供総合サポートセンター」を開設した。 子ども総合サポートセンターにおいて、地域の学校における支援のほか、各種実習を実施した。</p>

	<p>【55】 ③ 子ども総合サポートセンターを中心に、研修プログラムを提供するなど、地域の学校園に対する支援を行う。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【55】③ 子ども総合サポートセンターでは、県内の幼稚園、保育所、小・中学校の依頼に応じて、訪問相談を実施し児童生徒理解に基づく指導計画を作成し、学級担任等へコンサルテーションを通して教育支援を行った。また、事例検討型ワークショップ、公開講座、学びのユニバーサルデザインに関する公開研修会を実施し、県内の教育課題解決のための支援を行った。</p>	
		<p>ウェイト総計</p>	

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○附属病院について

1. 特記事項

① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組

(1) 重粒子線治療 【49】③

群馬県との共同事業である重粒子線照射施設は、平成 21 年度に完成し、平成 22 年 3 月に最初のがん患者の治療を行った。平成 22 年 6 月には先進医療として認可され、前立腺、肺、肝臓、頭頸部、骨軟部の腫瘍に対する治療を開始し、頭蓋底腫瘍、頭頸部（悪性黒色腫、化学療法併用）、頭頸部（高線量投与）などのプロトコルを新たに開発して適応を拡大するとともに、薬物療法などを併せた集学的治療を行った。

治療患者数は平成 28 年 3 月までに 1,980 名（平成 27 年度は、367 名（平成 26 年度は 496 名：平成 27 年 5 月～7 月の間先進医療新規患者の受入停止）であった。

(2) 医療人能力開発センター 【50】④

高度な専門性を有する医療人の養成を支援するため、「医療人能力開発センター」を設置している。

平成 23 年度においては、本センターに設置している「管理運営部門」、「臨床研修部門（臨床研修センター）」、「スキルラボ部門（スキルラボセンター）」、「女性医師等教育・支援部門」及び「地域医療推進研究部門」の 5 部門と医学系研究科医学教育センターとの連携により、医師不足問題の改善を目指し、地域医療人（復帰女性医師など）への再教育プログラムの実施及び医療現場の実際に役立つ臨床実習の場の提供を行い、女性医師の復帰支援、地域医療人の質的向上、若手医師の地域への定着などによる地域医療への貢献のため、「開かれた医学教育による地域医療への貢献－女性医師の再教育・復帰支援、地域医療人の質向上－」プログラムを実施した。

(3) 北関東域連携がん先進医療人材育成プラン 【50】④

平成 19 年度から 23 年度まで文部科学省「大学改革推進等補助金」の支援を受け、群馬大学を中心に群馬県立県民健康科学大学及び獨協医科大学の連携により、地域のがん診療拠点病院、緩和ケア専門病院のネットワークを構築し、地方自治体及び医師会などを包含した人材育成プランとして、高度ながん医療、がん研究等を実践できる優れたがん専門医療人を育成するがんプロフェッショナル養成プラン「北関東域連携がん先進医療人材育成プラン」を実施した。

平成 23 年度においては、引き続き、専門医養成コースとして 2 コース、コメディカル養成コースとして 2 コースの大学院コースを開講するとともに、インテンシブコースとして 4 コースを開講し、延べ 421 名の地域医療従事者の人材育成を行った。

② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組

(1) 関東・信州広域循環型専門医養成プログラム 【50】④

平成 20 年度から 24 年度の間、「大学病院人材養成機能強化事業」の支援を受け、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学とその関連施設が相互に機能を補完する環境の下で、指導医が高水準の医療を示し、リサーチマインドをもつ若手専門医師を育成する循環型キャリアパスを確立する「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」を実施した。

実施期間中、若手医師の研修を目的とした人事交流を始め、コーディネーター会議等を開催するとともに、各機関における専門医養成プログラムについて相互評価を複数回実施した。

また、「専門医育成と医師不足解消」をテーマに公開フォーラムやシンポジウムを開催し、地域への情報発信を行った。

(2) がんプロフェッショナルの養成 【50】④

日本の死亡率第 1 位の疾患である「がん」の専門医師、技師、看護師及び薬剤師などを養成することを目的とし、「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施した。本プログラムは、本学医学系研究科と獨協医科大学が中心となり、群馬県立県民健康科学大学、群馬県立がんセンター、栃木県立がんセンター、群馬県がん診療連携拠点病院、地方自治体等を包含したがん先進医療人材育成プランで、プログラムの検討、研修会、セミナーの開催などを行うとともに、「放射線腫瘍専門医コース」、「がん薬物療法専門医コース」及び「がん専門看護師養成コース」のほか、医学物理士の養成を目指した「医学物理コース」を開設した。

(3) GunGNIR プラン 【51】⑤

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本院は計画停電中の外来診療を継続した経験を元に、「災害に強い病院」を目的として活動した。内容は、院内情報ネットワーク全域の無停電化（無停電コンセントの 200 箇所設置）、2000kW の自家発電機増強、重油備蓄量の 10 万 kL への増加を行った。

また、院内に散逸していた 7 台の医用画像サーバを 1 カ所に集約することで、データの保存性と耐災害性を強化した。さらに、平成 27 年 9 月に病院システムを刷新する目標を掲げ、この中で耐災害性を有するシステム設計を行った。内容としては、振動に強く、高速通信が可能な SSD サーバ(18TB)の採用、データ伝送経路に電力を要さない光ファイバーネットワークの院内全域敷設、昭和キャンパス全域で高速に利用できるシンククライアントノート PC による仮想化電子カルテ端末の採用、スマートフォンを病院職員全員に配布し、シングルチャネル型無線ネットワークを構築することによる、通常時及び災害時のいずれでも活用できる情報伝達手段の提供を含むシステム全体設計を行った、この設計に基づいた仕様書によって病院システム調達を進め、平成 27 年 9 月 21 日にシステム全体の稼働を開始した。成果として、停電時にも稼働可能な病院システム全体構築が行えた。また、平成 21 年に導入した病院システムと比較して、30 倍のサーバー性能ならびに 5～12 倍の電子カルテソフトの応答速度を実現した。平成 25 年度より、医療情報部からシステム統合センターへと組織を変更し、病院全体のシステム運営を行うと共に、各診療科・部門のマスタ管理者から組織されるマスタ管理者委員会を組織し、更なる病院システムの向上を目標として活動を行っている。医療の実施面では、指示出し指示受け運用全体の病院内での統合ならびに電子化を進め、運用統一化の方針について、院内合意を固めることができた。トリアージ訓練では、災害時における情報マネジメントの必要性から、災害対策本部にシステム統合センターとして参画し、災害時電子カルテ運用訓練、スマートフォンのカメラ機能を活用した、エリア内のホワイトボード撮影等による情報共有手段の提供などを通じ、GunGNIR の目標である耐災害性を有する病院システムの構築・運用に貢献できた。実施成果の一部であるスマートフォンを用いた看護システムについては、月刊新医療 2016 年 3 月号に掲載された他、平成 28 年度の医療情報学会では本成果についてのランチョンセミナーにおける招待講演が予定されている。

(4) 第一種感染症指定医療機関の指定 【47】①-3

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱などの一類感染症に対応するための感染病床を群馬県内の病院では初めて設置し、第一種感染症指定医療機関として指定された。

(5) 肝疾患センター 【51】⑤-1

都道府県肝疾患診療連携拠点病院として、肝疾患センターを設置し、県内の肝炎診療に従事する医師・看護師・薬剤師・保健師・栄養士等を対象に、講習会を開催した。

また、専門医療機関・かかりつけ医代表を委員とする「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」の開催や群馬県地域肝炎治療コーディネータ養成研修会を開催した。

(6) 認知症疾患医療センター 【51】⑤-1

群馬県認知症疾患医療センター指定病院として、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断、治療に加えて、研修会や講演会を行っている。

(7) 腫瘍センター 【51】⑤-1

群馬県におけるがん診療の質の向上を目的に、医療従事者を対象として研修会を開催している。

また、がん診療の連携協力体制の構築を目的に、群馬県がん診療連携協議会を設置している。

(8) 臨床研究中核病院としての機能を継続 【51】⑤-2

厚生労働省により臨床研究中核病院整備事業の対象医療機関として選定され、事業が本格始動したが、医療事故に伴い、国の指定から外れた。しかし引き続き、日本発の革新的な医薬品・医療機器の創出等を目的に、国際水準の臨床研究、難病等の医師主導治験及び市販後臨床研究等を推進した。

(9) トランスレーショナルリサーチセンターの設置 【51】⑤

臨床研究の機能を向上させるために、平成 25 年度にトランスレーショナル・リサーチ(TR)センターを設置し、医薬品・医療機器を含む、新規医療の開発研究を推進・支援する体制を整備した。

TR・治験において必要な、プロトコール作成支援・臨床試験物製造・品質管理の支援・安全性評価・TR 教育・臨床研究者に対する情報提供・学内外への情報発信を行うほか、研究・産学連携戦略推進機構等との協働によるシーズの掘り起こし・ニーズとシーズのマッチング・人材育成・インフラ整備・知財管理・諸契約の支援などの業務を行った。

また、ベルギー王国リエージュ大学との共同研究による医療開発研究を開始して、TR の国際展開を図り、臨床開発研究の支援を行う専門外来として先端医療科においては、臨床開発研究を開始し、現在、皮膚腫瘍、肺癌、消化器癌、頭頸部腫瘍等を対象とした臨床試験を行った。

(10) 感染対策関係研修の実施 【47】①-3

本院業務へ円滑に取り組めるよう、感染対策関係研修を新規採用職員にも実施した。また、研修に参加できなかった者については、eラーニングシステムまたはDVDで研修の様子視聴ができるようにした。

感染対策委員会等で研修結果を周知するだけでなく、病院職員の意識が向上するよう重要度にも応じて院内周知を実施した。

- ・全職員対象感染対策研修 3 回 (延べ 3,976 名参加)
- ・新規採用者対象医療安全職員研修 延べ 322 名参加
- ※平成 28 年 3 月 1 日採用者迄

感染管理システムを活用し、感染症情報などの情報発信を行った。多剤耐性緑膿菌やインフルエンザなどについて、情報収集とともに院内周知し、感染対策の危機意識の向上を図った。

- 平成 25 年度 7 件
- 平成 26 年度 7 件
- 平成 27 年度 10 件 ※平成 28 年 3 月 31 日現在

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

(1) **ぐんまレジデントサポート協議会** 【50】④
 医師臨床研修や後期研修において、関係機関、団体等が一体となった協力体制を構築することで、県内の臨床研修体制を充実させ、群馬県における臨床研修医や後期研修医の積極的な確保・支援を図るため、群馬県、県内各病院と連携した、ぐんまレジデントサポート協議会を設置した。

(2) **群馬県地域医療支援センターを本学附属病院に設置** 【51】⑤
 群馬県と連携して、地域医療に従事する若手医師のキャリア形成と医師不足病院の医師確保を一体的に支援し、医師の県内定着や地域偏在の解消を図るため、本学に「群馬県地域医療支援センター」を設置し、本学附属病院と連携して事業に取り組む体制を整備した。
 当該センターを核として、県内各病院や関係機関と連携して、医師確保対策等を総合的に推進する取組みを行った。

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等

(1) **医療安全への取組** 【47】①-1、①-2
 腹腔鏡下肝切除術等に係る医療事故を踏まえ、全学体制で以下の取組を行うとともに、再発防止並びに信頼の回復を最優先に、事故内容の調査・検証と実効ある医療安全管理体制の構築を行っている。

【診療体制の見直し】

ナンバー外科診療体制を廃止し、外科診療センターに統合した上で、病院長指名によるセンター長を配置し、その統括下の臓器別外科診療科に再編成した。全ての臓器別診療科は、専門性に偏ることなく、適正・安全な医療を実現するため、症例検討会、死亡症例検討会、フォローアップなどを定めた共通の業務・連携マニュアルによって運営している。
 また、問題事例については、看護師も参加し、合併症カンファレンス、デスクカンファレンスを行った。（平成27年年度18回実施）
 なお、ナンバー内科についても、内科診療センターへ体制を変更した。

【医療の質保証・安全管理体制の強化】

① インシデント報告体制の強化

自主的なインシデント報告及び予定入院期間より大幅に入院期間が延長されている事例について、「医療の質・安全管理部」が診療内容を確認する等による能動的把握により、確実な報告の活性化を図り、漏れなく病院長に届く体制を構築した。
 ・バリエーション報告対象の具体化
 バリエーション報告対象を合併症とも含めて対象を拡充した。
 さらに、2回の改定を追加し、全ての項目を客観的な指標をもって報告できる内容と変更した。
 ・病院コンプライアンス推進室との連携（平成27年度実施）
 バリエーション報告等の検討を継続し、診療科へのフィードバック状況を確認するとともに、デスクカンファレンス記録の全件提出を確認している。

② **医療の質・安全管理部門と他部門との連携強化**
 医療事故防止のための安全管理体制を確保し、医療事故防止対策等について提言を行うとともに、医療事故発生時等に即時に対応できる体制を整えることを目的に「医療安全管理部」を「医療の質・安全管理部」に改組し、具体的方策として、報告対象を明確化するためのバリエーション報告内容の改定、集中治療部、手術部、看護部と医療の質・安全管理部の連携強化や直接の報告による問題事例を洩れなく把握する体制を強化した。

また、ハイリスクな手術等の事前審議体制、死亡症例検証委員会と連携して問題となる死亡症例を把握する体制を構築した。
 なお、インフォームドコンセントの質向上のため、説明同意文書に記載すべき内容を明確化するとともに書式を統一し、審査、承認を行う体制を整えた。

③ **死亡症例検証委員会による死亡症例の検証（平成27年度実施）**
 全ての死亡退院症例を専門的に検証し、病院として早急に行うべき改善策を直接病院長と病院コンプライアンス推進室長に提案する体制を整備し、医療安全上の対策が遅滞なく実行されるようにした。
 なお、院内死亡例については担当医師により即日に医療の質・安全管理部に報告する体制を整えた。

【医療安全教育・研修体制の充実】

医療安全に対応できる人材育成のため、学生の時代から一貫して教育を行う体制の整備及び院内研修の実施、院外研修等へ参加し、知識・技術の向上を図った。

① 医学教育の充実

・臨床実習前の2コマに加え、演習を含めた実施を開始した。
 ・医学科5年生に対する臨床実習前オリエンテーションでコミュニケーションスキルに関する実習を強化した。
 なお、平成27年度から医療安全に関する演習を含めた臨床実習を週1回ずつ実施（3時間×24グループ）することにした。
 ・平成27年度から臨床基本手技実習内にコミュニケーション教育としての医療面接実習を導入した。
 ・平成27年度から臨床基本手技実習及び臨床推論 TBL において診療録記載に関する系統的講義模擬症例による診療録記載演習教育を導入した。

② 研修体制の充実

・医療安全研修（年4～5回）のほか、研修内容のDVD視聴及びe-learningによる研修を平成27年度から開始した。
 ・医療安全セミナー（年4回）を実施した。（平成27年度実施）

【インフォームド・コンセント(IC)の充実及びカルテ記載内容適正化】

① 説明同意書の統一化による

・侵襲的医療行為に関する説明同意書に必要な共通する項目を臨床倫理委員会専門委員会で決定した上で、診療科ごとに使用する説明同意書を作成している。
 また、診療科ごとに作成した説明同意書については、当該委員会で確認及び承認し、説明漏れ等を事前に防ぐ体制を構築した。

② インフォームド・コンセント内容の充実

・看護師の役割等を含めた詳細なインフォームド・コンセント指針に改定（平成27年度）
 ・インフォームド・コンセントの内容については、リスクマネージャー会議や安全セミナーで周知徹底した。

③ 診療録のピアレビューの強化

・年1回行っていたピアレビューを平成27年度より年2回実施し、評価が低い診療科については、改善報告書を提出させ、再度レビューを行い改善状況を確認している。

なお、改善されていない場合には、結果を当該診療科にフィードバックするとともに、コンプライアンス推進室に報告し、改善に向けた取組を行った。

【倫理審査関連の委員会の再編】

各種倫理審査については、申請窓口を臨床試験部に統一するとともに、細分化していた各種倫理委員会を「人を対象とする医学系研究に関する倫理審査委員会」に統合した。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。(教育・研究面の観点)

○教育や臨床研究推進のための組織体制(支援環境)の整備状況

医療人能力開発センター

【50】④

高度な専門性を有する医療人の養成を支援するため、「医療人能力開発センター」を設置している。

センターは、臨床研修部門(臨床研修センター)、スキルラボ部門、女性医師等教育・支援部門、地域医療支援部門(地域医療支援センター)の4部門と、それぞれをサポートする管理運営部門から成っている。また、医学部教育から卒後の専門研修までシームレスな教育を提供することを目的に、医学系研究科医学教育センターと教職員の役職の兼任等により連携し、柔軟な協力体制を構築している。

○教育や研究の質を向上するための取組状況(教育研修プログラム(総合的・全人的教育等)の整備・実施状況、高度先端医療の研究・開発状況等)

大学病院連携型高度医療人養成推進事業(大学病院連携GP)「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」

【51】⑤-2

平成20年度から24年度までの5年間、文部科学省GPとして実施した関東・信州広域循環型専門医養成プログラムでは、本学を中心に信州大学、獨協医科大学、日本大学及び埼玉医科大学の5大学が、それぞれの特色のある機能を生かしつつ相互に機能を補完する環境の下、専門研修を中心に医師養成の連携を行った。遠隔会議システムを用いた25回のコーディネーター会議の開催や、各診療科の人事交流ワーキンググループの実施などを通じて、GP期間中に合計108名の人事交流を行った。また、連携病院による専門研修の相互評価を行い、その結果は各大学のプログラムのブラッシュアップや研修環境の整備に活用することができた。専門医養成と医師不足解消に関する公開フォーラム、総合医についてのシンポジウムを各1回開催し、HP等を活用した情報発信に努め、その成果を社会に還元した。GP終了後は、本プロジェクトにおいて構築された人事交流制度や専門研修システムを連携5大学において共有・活用し、新専門医制度の開始に向けてさらに発展させるべく取り組んだ。

重粒子線によるがん治療の臨床研究の推進

【49】③

当該研究推進の基盤となる物理工学的研究並びに生物学的研究を行った。物理工学的研究においては、新しい照射方式である高精度炭素イオンマイクロサージェリー治療技術や、ガンマ線トモグラフィ装置 CdTe コンプトンカメラといった装置の開発・研究を行った。また、治療効率化のため、実測に代わる計算アルゴリズムの開発とデータベースを構築した。

生物学的研究においては、複雑なDNA損傷の微細構造やバイスタンダー効果の解明を目指すとともに、細胞死モードの一部を明らかにした。また、重粒子線の局所効果を高めるために、分子標的(DNA修復及び細胞周期調節因子)や抗癌剤との併用効果、がん幹細胞への効果について研究をした。また、重粒子線による免疫原性細胞死の解明と、免疫機能を介した転移がんへの効果や再発予防の基礎研究をすすめた。さらに、寡分割照射の生物学的理論的根拠について正常組織と腫瘍組織を比較して明らかにした。

(2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。(診療面の観点)

○医療提供体制の整備状況(医療従事者の確保状況含む)

群馬県内における医療の充実のための体制整備 【51】⑤-1

本院は、各種指定病院として群馬県内における医療の充実のための体制を整備している。

平成23年4月に第一種感染症指定医療機関に指定され、平成26年には、群馬県内で唯一エボラ出血熱患者の受入が可能な病院として、エボラ出血熱の疑いのある患者の発生に備え、導線及び検体移送についての確認を、当院職員及び県保健予防課職員と合同で実施したのをはじめ、平成23年12月には、新生児治療回復室の増床及び平成24年6月には、外来化学療法センターの増床など医療提供体制の充実を図った。

○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

医療安全への取組 【47】①-1、①-2

医療安全管理体制の強化として、インシデントやバリエーションに係る報告内容の範囲を広げるなど問題事例の早期かつ確実な把握と検証を行う体制を整えた。特に看護師が各部署のカンファレンスに積極的に参加し、医療の質・安全管理部との連携を強め、漏れのない報告体制とした。

死亡症例検証委員会を設置して全死亡退院症例を把握し、スクリーニングを行い、問題のある症例の検討を始めた。検証結果を毎回病院長に報告するとともに、情報共有が必要な事項等についてはリスクマネージャー会議等で周知した。

医療の質向上を目指し、臨床倫理専門委員会において高難度手術の事前審査・検証を行い、また、説明同意文書の審査、承認を行う体制を整え、実施した。

【詳細は、57頁④その他大学病院を取り巻く諸事情(当該大学固有の問題)への対応状況(1)医療安全への取組参照】

○患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

患者サービスの改善・充実 【47】①-4

患者及びその家族の不安や療養上の問題点を早期に把握することでスムーズな入院を促し、地域医療機関及び介護施設等との連携により、計画的入院診療から退院・転院・在宅医療を支援することを目的とした、医師、看護師、薬剤師、医療福祉相談員、精神保健福祉士などの各職種を配置する「入退院センター」を設置した。

また、平成22年9月には、病院アメニティーモールを開設し、患者の福利厚生への充実を図った。

○がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況
社会的要請の強い医療の充実 【51】⑤-1

・がん診療に関して、県内の医療従事者を対象に研修会を実施した。また、一般の方を対象に市民講座を開催した。県内の地域がん診療連携拠点病院、群馬県指定のがん診療連携推進病院、群馬県医師会、群馬県健康福祉部で構成された、群馬県がん診療連携協議会を開催し、県内医療の質向上のための情報共有、問題点の改善を図った。また、当協議会の下部組織に、地域連携パス部会、情報提供・相談支援部会、緩和ケア部会、看護部会、がん登録部会、がん診療質の評価部会を設置し、各医療機関の実務担当者間で情報共有を行った。

・都道府県肝疾患診療連携拠点病院として、肝疾患センターを設置し、県内の肝炎診療に従事する医師・看護師・薬剤師・保健師・栄養士等を対象にした講習会等の開催や、肝炎患者本人や家族に対する情報提供を行える相談支援体制を整備しつつ、肝炎に対する知識の普及・啓発のため市民公開講座を開催した。また、専門医療機関・かかりつけ医代表を委員とする「肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会」の開催や群馬県地域肝炎治療コーディネーター養成研修会を開催した。

・群馬県認知症疾患医療センター指定病院として、認知症に関する専門医療相談、鑑別診断を実施するとともに、周辺症状や身体合併症の急性期医療、保健医療・介護関係者への研修など、地域における認知症疾患の医療水準の向上を図った。

・平成24年10月に災害拠点病院の指定を受けた。平成25年度から、大規模災害発生時の多数傷病者受入態勢の強化を図ることを目的に、大規模災害発生時の多数傷病者受入訓練(トリアージ訓練を含む)を実施した。

・平成27年4月から、前橋地域の病院群輪番制に加わった。

○医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況
入退院センターの設置 【47】①-4

平成24年4月から、患者さんの満足度の向上及び医師、看護師の負担軽減を図るための組織として、入退院センターを設置し、医師、看護師、薬剤師、医療福祉相談員、精神保健福祉士などの各職種がチームとなり、入院前より入院中及び退院後にかかる患者及びその家族に対する支援体制の強化を図った。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。(運営面の観点)

○管理運営体制の整備状況

附属病院の取組

【47】①-5

毎年度病院の「基本方針」及び「経営方針」を定め、病院稼働額や収入額について「目標値」を設定し、毎月検証を行った。

また、病院運営の共通認識を持つよう、教職員に対して、会議や広報誌を通じた情報提供を行った。

さらに、各診療科等に対して病院長によるヒアリングを実施し、経営改善等についての意見交換を行うなど、各診療部門における問題等を解決する努力を行った。

○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

平成 25 年度に(公財)日本医療機能評価機構認定病院の更新審査を受審した。初回認定後の平成 16 年度から毎年実施している「院内者による病院機能評価」を引き続き実施し、組織横断的に業務の質の改善を図った。

○経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

【47】①-5

○収支の改善状況(収入増やコスト削減の取組状況)

【47】①-5

平成 22 年度と 24 年度の診療報酬改定では大学病院に対し大きな追い風であったため、主に収入の増の確保に努めたが、26 年度では診療報酬のマイナス改定及び消費税増による支出の増が見込まれたため、HOMAS による部門別原価計算を使用し、診療科別・入院外来別に収入・支出両面から分析を行い、特に医療費の削減について集中的に行った。更に、他大学との比較をデータベースセンターから提供されているデータを使用し、分析した結果、本院では外泊率が高めであったため、「外泊」の状況を診療科別にベンチマークし、改善を促した。また、経営に対する教職員の意識向上を図るために、「保険診療職員研修・経営セミナー」を開催するとともに、経営改善に向けた情報を「経営レポート」として毎月刊行し、全教職員へ提供を行い、経営状況に対する意識の向上を図った。

○地域連携強化に向けた取組状況

【51】⑤-2

平成 22~27 年度の間、群馬県の病院会及び県内各医師会と連携を深め、相互理解、意見交換などを目的とした「地域医療連携施設交流会」を年に 1 度開催した。

- ・「地域医療連携施設メーリングリスト」を開設し、連携施設間の新たな情報交換の場を設置した。
- ・平成 22~27 年度の間に地域連携診療計画の情報交換を行うことを目的として開催している「群馬脳卒中医療連携の会」に計画管理病院として携わった。
- ・入退院センターを設置し、計画的入院診療から退院への支援等を図ることにより、地域医療機関及び介護施設等との連携につながる退院後診療への円滑な移行の実現を可能とした。

○附属学校について

1. 特記事項

(1) 子ども総合サポートセンターの取組

【55】③

附属小学校の学級減とそれに伴う幼稚園の入学定員の見直しを行い、附属学校と学部と共同で「子ども総合サポートセンター」を設置した。センターでは、附属学校及び地域の学校が抱える課題への対応策を開発し、支援している。

また、医学部附属病院医師及び県教委指導主事を運営組織に加え、学校訪問、児童への個別支援、研修会を実施することにより、地域への支援を行うとともに、「地域支援のあり方」、「交流及び共同学習」、「ユニバーサルデザイン学習」についての基礎研究結果を県内小学校で活用することを目的に「子どもを見守り育てるプログラム」としてとりまとめた。

(2) 教員養成FDセンターの設置

【52】①-2

教育学部新任教員の資質向上に向けた教育支援施策の企画・開発・援助を行うため、「教員養成FDセンター」を設置している。

本センターは、教員養成学部での経験のない新任教員の職能発達を図り、自身で教員養成にどのように関わらすべきか考える機会を提供することを目的としている。新任教員を対象に教育活動観察会やFDセンター員を交えた教育サロンの実施などの取組を行っている。

(3) 教育学部及び群馬県教育委員会との共同研究

【53】②-1

学部の当該教育講座や県教委等の地域教育機関とも連携して、定例の公開研究会を実施するとともに、校内授業研究会を公開した。

また、群馬県教育委員会と連携して、小学校における体育授業プログラムの開発、理数科教育に係る研究、「いじめ」問題の解決を通じた教育課題解決モデルの構築、特別支援教育の充実、ぐんまの子どもの基礎・基本習得プロジェクトの 5 テーマについて共同研究を実施し報告書「教育改革・群馬プロジェクト」を作成した。さらに群馬県教育委員会と連携して、各教科で伸ばしたい資質・能力や、指導の基本等を示した指導用資料「はばたく群馬の指導プラン(実践の手引き)」を作成し、群馬県内の小・中学校の教員へ配布した。

(4) 学部及び附属学校園との連携

【52】①-1

教育学部と附属学校園との連携により、教育実習及び教職実践演習を進めるとともに、教育学研究科の教育課程にも積極的に協力している。

- ・ 学部4年間を見通した体系的な教育実習を推進している。附属学校園においては2年次の授業実践基礎学習（観察実習）及び3年次及び4年次の本実習（教育実習A、C、D）を実施している。
- ・ 教育学研究科専門職学位課程の課題発見実習を附属幼稚園・小・中・特別支援学校で実施している。また、修士課程教科教育実践専攻の授業総合演習の多くを附属学校園で実施している。
- ・ 修士課程のコース制導入に伴い、現行カリキュラムの見直しを行い、学校現場と大学との往還を通じて実践的指導力をいっそう高められるような方策として「教育実践インターンシップ」及び「教職実践研究」を平成27年度から開設した。当該科目では、附属小中特支学校において授業実践等を行う内容となっている。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 教育課題について

- 学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。

【53】②-1

四校園とも年間1～2回の公開研究会には県内外からの参加者がある。公開研究会では教育課題を踏まえた指導方法や授業展開を中心にテーマに沿った先導的な取組の発信を行っている。研究会では公立学校からの参加者が多いが、日ごろの業務上の連携もあり、これまでの取組の蓄積と考える。また相談業務から近隣校支援を行っている「子ども総合サポートセンター」による研修会の実施等からのつながりが生まれ、「事例検討会」等からきめ細かな指導の仕方等あらたな教育課題への取組の連携が図られている。

- 地域における指導的あるいはモデル的学校となるように、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。

【53】②-1

附属学校園の立地環境やこれまでの近隣公立校との連携の実績を活かした具体的な取組が、各校園とも行事等に組み込まれ交流を取り入れた授業が展開されている。取組を交流先との共有の成果として、次年度の取組に生かしている。教育課題である指導力の向上、授業力の向上、若手の育成等、日々の授業にOJTを活用した授業展開を組み込むとともに、学び合いの機会を積極的に取り入れ、考える力の育成に取り組んでいる。

(2) 大学・学部との連携

- 附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され機能しているか。

【54】②-2

教育学部長を委員長とする「群馬大学教育学部附属学校審議委員会」を設置し、年に数回の委員会を開催して教育研究の基本方針等、附属学校の組織運営及び学部との連携に関する審議を行った。

- 大学・学部の教員が一定期間附属学校で授業を担当したり、行事に参加したりするようなシステムが構築されているか。

【54】②-2

附属学校では、学部教員が特別授業を行ったり専門性を生かして学校行事に参加したりしている。具体的には、平成27年度において、数学講座教授が有理数と無理数について高度な論理的証明法により説明する数学の授業を行うなど、12の特別授業を20日間に渡って実施した。その中で、生徒は高度な内容を分かりやすく教えてくれる大学の先生に感心し、学問の一端に触れることの喜びを感じるにより学習意欲を特段に高めていた。また、附属学校では、全校行事「少年の主張大会」に国語講座教員が審査員として参加して弁論の仕方やその効果について講評指導を行ったり、全校行事「文化祭・合唱コンクール」に音楽講座教員が審査員として参加して合唱の発声やその豊かさについて指導講評を行ったりするなど、学部教員が生徒の指導に大きな教育効果を上げている。これらの取り組みや成果は、「学部・附属学校共同研究センター」によるものである。

○ 附属学校が大学・学部のFDの場としての活用されているか。

【52】①-2

附属学校のFD活用については、大学教員をトップとして附属学校教員もメンバーとなる組織「教員養成FDセンター」が、附属学校を大学・学部がFDの場として有効活用するためのセンター機能を果たしている。具体的には、平成27年度において、実践的な教育実践に関する座談会「教育サロン」を2回実施した。その中で、新任の学部教員が各附属学校の公開研究会に参加した経験を基にして附属教員等と討議することにより、学部教員の専門的な知見を生かした教育実践に強い意欲をもつことができた。また、「教員養成FDセンター」で学んだ学部教員が、発達段階に沿った生徒理解を深めるために自ら附属学校で特別授業を行い、その経験と知見を学部生の指導に生かすなど、教員養成面での成果を上げることができた。

○ 大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。

【54】②-2

学部教員を委員長とする教育実習委員会（年間12回実施）の委員として附属学校の副校長4名が出席する中で、質の高い教育実習を提供する場としての附属学校の位置付けを十分踏まえた上で、附属学校を十分に活用した大学・学部の教育実習の具体的な計画作成に積極的に参画している。具体的には、実地指導講師として附属学校の教員30名が1年・2年・3年・4年のすべての学部生に対して、15日間123回の講義等を行っている。その中で、各学年の目的に合致した教育実習を一人一人の学生が経験することにより、質の高い教育実習を提供できていることは学生の事後感想に色濃く表現されている。また、学部生のインターンシップや院生の課題解決実習等も、大学・学部の意向を踏まえて積極的に受け入れている。なお、B実習生の受け入れに協力している県内市町村担当者が一同に会するB実習協議会に附属学校の副校長と実習担当教員が参加し、A実習とB実習との関連性を具体的に説明したり、市町村の協力校が抱える問題等に丁寧に応じたりするなど、附属学校は大学組織の一員としての機能を果たしている。

①大学・学部における研究への協力について

○ 大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。

【52】②-2

大学・学部における研究への協力については、大学教員をトップとして附属学校教員もメンバーとなる組織「学部・附属学校共同研究センター」が、学部と附属学校が連携して様々な共同研究を推進するセンター機能を果たしている。

○ 大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。

【52】②-2

もとより、附属学校は、学部から選任された教授が、校長として附属学校の学校運営を統括して方向性を示すことにより様々な教育活動を行っているが、「学部・附属学校共同研究センター」により、附属学校教員としての大学・学部教員との共同研究・研究協力や附属学校の授業研究会・公開研究会の指導助言など、学部と附属学校が連携して行う共同研究が各教科に渡って行われている。

②教育実習について

○ 附属学校における質の高い教育実習を提供する場としての実習生の受入を進めているか。

【52】①-1

学部教員を委員長とする教育実習委員会（年間12回実施）の委員として附属学校の副校長4名が出席する中で、質の高い教育実習を提供する場としての附属学校の位置付けを十分踏まえた上で、附属学校を十分に活用した大学・学部の教育実習の具体的な計画作成に積極的に参画している。

○ 大学・学部の教育実習計画は、附属学校を十分に活用したものとなっているか。（附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。）

【52】①-1

実地指導講師として附属学校の教員30名が1年・2年・3年・4年のすべての学部生に対して、15日間123回の講義等を行っている。その中で、各学年の目的に合致した教育実習を一人一人の学生が経験することにより、質の高い教育実習を提供できていることは学生の事後感想に色濃く表現されている。また、学部生のインターンシップや院生の課題解決実習等も、大学・学部の意向を踏まえて積極的に受け入れている。なお、B実習生の受け入れに協力している県内市町村担当者が一同に会するB実習協議会に附属学校の副校長と実習担当教員が参加し、A実習とB実習との関連性を具体的に説明したり、市町村の協力校が抱える問題等に丁寧に応じたりするなど、附属学校は大学組織の一員としての機能を果たしている。

○ 大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。

【52】①-1

学部教員を委員長とする教育実習委員会（年間12回実施）の委員として附属学校の副校長4名が出席する中で、質の高い教育実習を提供する場としての附属学校の位置付けを十分踏まえた上で、附属学校を十分に活用した大学・学部の教育実習の具体的な計画作成に積極的に参画している。

○ 大学・学部と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じていないか。

【52】①-1

附属学校園は、学部と同一の前橋市内にあるため教育実習の実施の支障は生じていない。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

○ 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われてきたか。 【54】②-2

①教育実習の質の向上に向けた継続的な見直し

四校園における最大の使命は、教育実習を通しての優秀な教員養成である。この使命達成のために、学部と緊密な連携を図りながら、それぞれの校園で毎年、教育実習の質の向上に向けた見直しを図っている。教員自身による前年度評価を踏まえた見直しはもとより、学校評議員を活用した学校関係者評価の結果も生かしながら、教育実習生が教員となるにあたって身に付けるべき資質・能力を十分に身に付けることができるよう、絶えず各校園で教員の指導力の向上に取り組んでいる。

②群馬県下の教育の進展に寄与するための取組の継続的な見直し

四校園のもう一つの大きな役割としては、群馬県下の教育の充実に資するために、学校現場が抱える課題に対して常に先導的な研究・実践を進めることである。この達成に向け、各校園では、県教委や県内各種研究団体との連携も密にしなが現場の要望や課題をつかむよう心がけている。また、公開研究会の参加者からのアンケート結果も踏まえながら、研究内容や研究会の開催方法等についても毎年見直しを行い、多くの教員のニーズを捉えた研究会となるようにしている。特に、ベテラン教員の大量退職が続く教育現場において、昨今は公開研究会への初任者や若手教員の参加が多くなってきていることから、若手や中堅教員の育成に資する研究や授業提案を行うことが現在四校園の大きな使命となってきていると感じている。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

群馬大学

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 32億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 32億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	該当無し

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 該当無し 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当無し 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 該当無し 2 担保に供する計画 該当無し

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために使用した。使途は次のとおり。 学生寮環境整備事業 321,840千円 老朽施設・設備改善事業 159,172千円 教育用設備整備事業 20,767千円 診療用設備整備事業 629,072千円

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	実績額 (百万円)	財 源
・(荒牧)総合研究棟改修(教育学系) ・(荒牧)屋内運動場改修 ・小規模改修(営繕事業)	総額 766	施設整備費補助金 (454) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (312)	(上沖(附中))校舎改修 (桐生宮内)学生寄宿舍耐震改修 小規模改修(営繕事業)	総額 492	施設整備費補助金 (447) 船舶建造費補助金 (0) 長期借入金 (0) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (45)	上沖(附中)校舎改修 (桐生宮内)学生寄宿舍耐震対策事業 小規模改修(営繕事業)	総額 492	施設整備費補助金 (447) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (45)

○ 計画の実施状況等

「(上沖(附中))校舎改修」「(桐生宮内)学生寄宿舍耐震改修」「小規模改修(営繕事業)」について計画どおりに実施した。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 基本原則</p> <p>① 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に活用する。</p> <p>② 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理</p> <p>① 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>② 必要に応じて、外部資金の活用により教職員を配置する。</p> <p>(3) 人事管理及び研修等</p> <p>① 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>② 大学教職員としての多様な能力等の養成及び向上を図るため、定期的な研修を実施し、効果的な運用を図る。</p> <p>③ 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、他の国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込み 100,515 百万円(退職手当は除く。)</p>	<p>平成 27 年度の常勤職員数 1,671 人(役員を除く) また、任期付職員数の見込みを 20 人とする。 平成 27 年度の人件費の総額見込み 18,462 百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成 27 年度の常勤職員数 1,668 人(役員を除く。) また、任期付職員数は 24 人とする。 平成 27 年度の人件費の総額は 16,249 百万円(退職手当は除き非常勤職員を含む。)</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
教育学部 学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	880 (880)	926 (926)	105.2 (105.2)
社会情報学部 情報行動学科	220	235	106.8
社会情報学部 情報社会科学科	220	242	110.0
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野)	717 (717)	732 (732)	102.1 (102.1)
医学部 保健学科	660	671	101.7
工学部 (昼間コース)			
応用化学・生物化学科	170	200	117.6
機械システム工学科	70	105	150.0
生産システム工学科	40	52	130.0
環境プロセス工学科	40	50	125.0
社会環境デザイン工学科	40	51	127.5
電気電子工学科	70	87	124.3
情報工学科	50	74	148.0
(夜間主コース)			
生産システム工学科	30	37	123.3
理工学部 (昼間コース)			
化学・生物科学科	480	503	104.8
機械知能システム理工学科	330	364	110.3
環境創生理工学科	270	291	107.8
電子情報理工学科	360	414	115.0
(夜間主コース)			
総合理工学科	90	97	107.8
学士課程 計	4,737	5,131	108.3

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
教育学研究科 障害児教育専攻	6	8	133.3
教育学研究科 教科教育実践専攻	40	51	127.5
社会情報学研究科 社会情報学専攻	28	30	107.1
医学系研究科 生命医科学専攻	30	22	73.3
保健学研究科 保健学専攻	100	91	91.0
理工学府 理工学専攻	600	652	108.7
修士課程 計	804	854	106.2
医学系研究科 医科学専攻	228	288	126.3
保健学研究科 保健学専攻	30	62	206.7
理工学府 理工学専攻	117	70	59.8
博士課程 計	375	420	112
教育学研究科 教職リダー専攻	32	31	96.9
専門職学位課程 計	32	31	96.9

○ 計画の実施状況等

- 計画の実施状況等
1. 学部の状況
学部全体では、収容定員充足率は108.3%である。
 2. 研究科の状況
 - 1) 修士課程では、収容定員充足率は106.2%である。
 - 2) 博士課程では、収容定員充足率は112%である。
 - 3) 専門職学位課程では、収容定員充足率は96.9%である。

【全学】

本学の学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程については、それぞれ108.3%・106.2%・112%・96.9%であり、各課程における収容定員は充足している。

ただし、工学部における一部の学科、教育学研究科の一部の専攻及び保健学研究科博士後期課程では130%を超える充足率となっている。

工学部においては、留年者（機械システム工学科：35名、情報工学科：18名）の影響により、一部の学科について定員を超過しているが、工学部全体としては、適正な充足率（128.6%）を維持しており、適正な指導が可能な範囲であると判断している。

保健学研究科博士後期課程においては、収容数のうち30人は「計画的に長期履修制度を利用する者及び育児を理由とする休学者」となっている。そのため、これらを除くと実質的な収容数は32人となり、定員充足率は106.7%となる。

教育学研究科障害児教育専攻については、収容定員6名に対し8名の収容数であり概ね適正な充足率と言える。

また、医学系研究科修士課程及び理工学府博士後期課程では、90%を下回る充足率となっている。

医学系研究科修士課程においては、収容定員30名に対し22名の収容数となっており概ね適正な充足率と判断しているが、今後も当該課程の理念等の広報を積極的に行い充足率の改善に努める。

理工学府博士後期課程においては、改組後3学年を受け入れた段階であり、今後より一層、社会人に対しては「長期履修制度」の周知を図ること、留学生に対しては協定校や大学院修了者を通じて派遣を呼びかけることにより、志願者増を図る。また、学部及び博士前期課程在学者に対しても、説明会において、就職に対するケアやRA等への採用による学費面への補助等、学生が不安に感じている点について十分に説明して進学を促し、充足率の改善に努める。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成22年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	933	1	0	0	0	11	29	16	906	103.0%
社会情報学部	440	472	2	0	0	0	8	20	17	447	101.6%
医学部	1,302	1,347	2	1	0	0	26	17	13	1,307	100.4%
理工学部											
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	93	3	1	0	0	2	3	2	88	112.8%
社会情報学研究科	24	29	11	1	0	0	3	6	6	19	79.2%
医学系研究科	460	534	44	15	0	0	33	102	61	425	92.4%
保健学研究科											
理工学府											

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
(2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
(3) 平成27年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成22～27年度の各年度毎に作成してください。
(4) 大学間交流協定等に基づく留學生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留學生及び留學生のための特別コースに在籍する私費外国人留學生の合計数を記入してください。
(5) 各年度において定員超過率(K)が130%の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
(6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

※ 本様式例を参考に、大学の実情に応じて適宜調整してください。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成23年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	924	0	0	0	0	10	16	10	904	102.7%
社会情報学部	440	476	3	0	0	0	10	11	10	456	103.6%
医学部	1,310	1,351	2	1	0	0	22	26	22	1,306	99.7%
理工学部											
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	81	2	1	0	0	0	2	2	78	100.0%
社会情報学研究科	28	32	11	0	0	0	3	5	5	24	85.7%
医学系研究科	288	302	32	10	0	0	11	73	51	230	79.9%
保健学研究科	146	198	1	0	0	0	20	62	38	140	95.9%
理工学府											

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成27年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成22～27年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 各年度において定員超過率(K)が130%の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

※ 本様式例を参考に、大学の実情に応じて適宜調整してください。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成24年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	925	0	0	0	0	9	20	16	900	102.3%
社会情報学部	440	476	3	0	0	0	14	17	17	445	101.1%
医学部	1,318	1,358	2	1	0	0	28	28	21	1,308	99.2%
理工学部											
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	85	2	0	0	0	1	3	3	81	103.8%
社会情報学研究科	28	31	13	0	0	0	1	3	3	27	96.4%
医学系研究科	273	285	28	9	0	0	9	58	40	227	83.2%
保健学研究科	135	193	3	0	0	0	25	63	39	129	95.6%
理工学府											

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
(2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
(3) 平成27年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成22~27年度の各年度毎に作成してください。
(4) 大学間交流協定等に基づく留學生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留學生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
(5) 各年度において定員超過率(K)が130%の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
(6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

※ 本様式例を参考に、大学の実情に応じて適宜調整してください。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成25年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の 対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%)
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	932	0	0	0	0	9	22	16	907	103.1%
社会情報学部	440	480	3	0	0	0	6	24	22	452	102.7%
医学部	1,341	1,383	0	0	0	0	18	31	27	1,338	99.8%
理工学部	510	540	7	0	6	0	3	0	0	531	104.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	89	2	0	0	0	3	4	4	82	105.1%
社会情報学研究科	28	28	10	0	0	0	0	2	1	27	96.4%
医学系研究科	258	280	27	9	0	0	4	47	29	238	92.2%
保健学研究科	130	192	6	1	0	0	26	55	28	137	105.4%
理工学府	339	344	38	0	7	0	1	0	0	336	99.1%

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
(2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
(3) 平成27年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成22~27年度の各年度毎に作成してください。
(4) 大学間交流協定等に基づく留學生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留學生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
(5) 各年度において定員超過率(K)が130%の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
(6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

※ 本様式例を参考に、大学の実情に応じて適宜調整してください。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成26年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	923	0	0	0	0	8	12	9	906	103.0%
社会情報学部	440	486	2	0	0	0	7	20	15	464	105.5%
医学部	1,364	1,397	0	0	0	0	25	31	25	1,347	98.8%
理工学部	1,020	1,089	16	0	14	0	3	0	0	1,072	105.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	88	1	0	0	0	2	1	1	85	109.0%
社会情報学研究科	28	31	12	1	0	0	1	4	3	26	92.9%
医学系研究科	258	298	27	10	0	0	8	51	30	250	96.9%
保健学研究科	130	160	5	1	0	0	28	42	19	112	86.2%
理工学府	678	693	57	2	4	0	1	0	0	686	101.2%

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成27年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成22~27年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留学生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 各年度において定員超過率(K)が130%の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

※ 本様式例を参考に、大学の実情に応じて適宜調整してください。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成27年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100 (%)
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数 のうち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留學生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	926	0	0	0	0	7	18	15	904	102.7%
社会情報学部	440	477	1	0	0	0	6	17	10	461	104.8%
医学部	1,377	1,403	1	1	0	0	31	26	21	1,350	98.0%
理工学部	1,530	1,669	36	0	25	0	15	0	0	1,629	106.5%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	90	3	1	0	0	1	4	4	84	107.7%
社会情報学研究科	28	30	12	2	0	0	3	8	8	17	60.7%
医学系研究科	258	310	35	16	0	0	9	42	22	263	101.9%
保健学研究科	130	153	0	0	0	0	17	37	21	115	88.5%
理工学府	717	722	55	4	1	0	11	4	4	702	97.9%

○計画の実施状況等

- (1) 収容定員に関する計画の実施状況(各年度5月1日現在、学校基本調査と同数)を記載してください。
- (2) 学部・研究科の内訳(学科、専攻等毎)は記載しないでください。
- (3) 平成27年4月現在の中期目標別表に記載されている教育研究組織毎に中期計画に記載されている収容定員の状況を平成22～27年度の各年度毎に作成してください。
- (4) 大学間交流協定等に基づく留學生等数(F)欄には、大学間交流協定等(学部間交流協定、研究科間交流協定)に基づく私費外国人留学生及び留學生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生の合計数を記入してください。
- (5) 各年度において定員超過率(K)が130%の学部、研究科等がある場合、それぞれの学部、研究科等ごとにその主な理由を各年度毎に記載してください。
- (6) 学年進行中の学部・研究科等については、収容定員(A)欄は、中期計画に記載されている収容定員ではなく、入学定員に学年進行中の年次を乗じた数を記入してください。

※ 本様式例を参考に、大学の実情に応じて適宜調整してください。